第 3 部

平成27年(2015年)産業連関表における部門分類

-	154	
---	-----	--

第1章 部 門 分 類 表

(注1) 基本分類の部門名欄の★印は、生産活動主体を次のように示す。 ★★・・・非市場生産者 (一般政府) ★・・・非市場生産者 (対家計民間非営利団体)

(注2) Pは仮設部門を示す。

1 内生部門

ı	内生							部門を示す。		
	八粘		本分	類 (行509部門×列391部門)		統合小分類 (187部門) T		合中分類 (107部門)		充合大分類 (37部門)
列台	門	コード 行部門	1	部 門 名	分類コード		分類コード		分類コード	
	-01			*	_	穀類		耕種農業		農林漁業
		0111 -0	011	米						
		0111 -0	012	稲わら						
0111	-02			麦類						
		0111 -0								
0110	0.1	0111 -0			0110	1.4. 戸稲	4			
0112	-01	0112 -0		いも類	0112	いも・豆類				
				ばれいしょ						
0112	-02	0112	712	豆類						
		0112 -0	021	大豆						
		0112 -0	029	その他の豆類						
		0113 -0			0113	野菜				
	-01			野菜(露地)						
	-02	0114		野菜(施設)	0114	m dz	_			
0114		0114 -0				果実	4			
	-01 -02	0115 -0		砂糖原料作物 飲料用作物	0115	その他の食用作物				
0110	02	0115 -0		コーヒー豆・カカオ豆(輸入)						
				その他の飲料用作物						
0115	-09			その他の食用耕種作物						
		0115 -0	091	雑穀						
				他に分類されない食用耕種作物			_			
	-01			飼料作物	0116	非食用作物				
0116		0116 -0								
	-03	0116 -0		花き・花木類 その他の非食用耕種作物						
0110	03	0116 -0		葉たばこ						
				生ゴム(輸入)						
				綿花(輸入)						
		0116 -0)99	他に分類されない非食用耕種作物						
0121	-01			酪農	0121	畜産	012	畜産		
		0121 -0								
0.1.0.1	00			その他の酪農生産物						
	-02	0121 -0								
0121		0121 -0								
	-05	0121 -0								
0121				その他の畜産						
0131	-01	0131 -0	011	獣医業	0131	農業サービス	013	農業サービス		
0131	-02	0131 -0	021	農業サービス(獣医業を除く。)						
0151		0151 -0				育林	015	林業		
	-01	0152 -0				素材	_			
	-01 -01			特用林産物(狩猟業を含む。) 海面漁業		特用林産物 海面漁業	017	漁業	-	
	-02			海面養殖業	0171	再出你未	017	加米		
0111				内水面漁業·養殖業	0172	内水面漁業	+			
0172	-01			内水面漁業						
	-02			内水面養殖業					<u> </u>	
0611	-01			石炭・原油・天然ガス	0611	石炭・原油・天然ガス	061	石炭・原油・天然ガス	06	鉱業
		0611 -0								
		0611 -0		原油 天然ガス						
0621	-01			砂利・採石	0621	砂利•砕石	062	その他の鉱業	1	
0621	-02	0621 -0								
0629	-09			その他の鉱物	0629	その他の鉱物				
		0629 -0								
				非鉄金属鉱物						
		0629 -0		石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)						
				他に分類されない鉱物						
1111	-01			食肉	1111	畜産食料品	111	食料品	11	飲食料品
		1111 -0								
		1111 -0								
		1111 -(鶏肉 その他の食肉						
				ての他の良内 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)						
1111	-02	1111		を開発している。 配農品						
		1111 -0		飲用牛乳						
		1111 -0	022	乳製品						
				その他の畜産食料品		1 6	_			
	-01			冷凍魚介類	1112	水産食料品				
1112 1112				塩・干・くん製品 水産びん・かん詰						
1112		1112 -0								
1112				その他の水産食料品	=	1				
						i .		ı	1	1

			基本分	類 (行509部門×列391部門)	紛	合小分類 (187部門)	紡	合中分類 (107部門)	糸	充合大分類 (37部門)
T-1 4-		コード		部門名	分類	部門名	分類	部門名	分類	部門名
列剖 1113		行音	心門	精穀	コード 1113	精穀·製粉	⊐-F 111	(続き)食料品	コード 11	(続き)飲食料品
1110	01	1113	-011		1113	11148 38(1)	111	(1962) 1211 111	11	(1)(1,0)(1,0)(1,0)
		1113	-019	その他の精穀						
1113	-02			製粉						
				小麦粉						
1114	01			その他の製粉	1114	よ). 心, 苦フ糖	ļ			
1114				めん類 パン類	1114	めん・パン・菓子類				
	-03			菓子類	-					
1115				農産保存食料品	1115	農産保存食料品	İ			
1116	-01			砂糖	1116	砂糖·油脂·調味料類				
				特製糖						
1116	-02			その他の砂糖・副産物 でん粉						
1116				ぶどう糖・水あめ・異性化糖	-					
1116	-04			動植物油脂						
		1116	-041	植物油脂						
				動物油脂						
				加工油脂						
1116	-05			植物原油かす調味料						
1119				冷凍調理食品	1119	その他の食料品	t			
1119				レトルト食品	1					
	-03			そう菜・すし・弁当						
1119		1119		その他の食料品	1101	/元 ※石	110	各fr 年1		
1121	-01 -02	1121	-011	清酒 ビール類	1121	酒類	112	队 科		
1121		1121		ウイスキー類	1					
1121		1121		その他の酒類	1					
1129	-01	1129	-011	茶・コーヒー	1129	その他の飲料	Ì			
1129	-02	1129		清涼飲料						
1129		1129	-031		1101	Actual	110	/m/s/ → 4/4 65 tm/s/ /m/14/ →		
1131 1131	-01 -02	1131 1131	-011	詞科 有機質肥料(別掲を除く。)	1131	飼料・有機質肥料(別掲を 除く。)	113	飼料・有機質肥料(別掲を 除く。)		
1131	-02	1141		有機員 配付 (別報を 豚 \ 。) たばこ	1141	たばこ	114	たばこ		
1511	-01	1511		紡績糸	_	紡績糸		繊維工業製品	15	繊維製品
1512	-01	1512		綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)		織物				
1512		1512		絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)						
1512		1512		その他の織物	1510	.) the life	ļ			
1513 1514		1513 1514		ニット生地 染色整理		ニット生地 染色整理	ł			
1519		1014	011	その他の繊維工業製品		その他の繊維工業製品	ŀ			
1010	00	1519	-091		1010	C - > 1C - > 100/14 - 1 - > / Cacaa				
		1519	-099	他に分類されない繊維工業製品						
1521		1521		織物製衣服	1521	織物製・ニット製衣服	152	衣服・その他の繊維既製品		
1521				ニット製衣服	1500	スの他の大明 身の同り日	ļ			
1522 1529		1522 1529		その他の衣服・身の回り品 寛目		その他の衣服・身の回り品 その他の繊維既製品	ł			
				じゅうたん・床敷物	1525	- C 47 四 47 和政小正 57 次を口口				
1529				その他の繊維既製品	1					
				繊維製衛生材料						
				他に分類されない繊維既製品		-1-66		1.44 1.49 7		. O of the I shall -
1611			-011		1611	木材	161	木材・木製品	16	パルプ・紙・木製品
1611	-02 -03			合板・集成材 木材チップ	1					
1619		1011	001	その他の木製品	1619	その他の木製品	t			
		1619	-091	建設用木製品						
				他に分類されない木製品		de El VIII e				
1621				木製家具	1621	家具·装備品	162	家具·装備品		
	-02			金属製家具 木製建具	4					
1621 1621				不製建具 その他の家具・装備品	1					
1631				パルプ	1631	パルプ	163	パルプ・紙・板紙・加工紙		
			-021P		1		<u> </u>			
1632				洋紙·和紙	1632	紙·板紙	Ī			
1632			-021			he = of	 			
1633				段ボール 全工紙・建設田加工紙	1633	加工紙				
1633 1641		1633		塗工紙・建設用加工紙 段ボール箱	1641	紙製容器	164	紙加工品		
1641		1641		その他の紙製容器	1041	THE CONTRACT OF THE	101	OF CAL TOWN		
1649		1649		紙製衛生材料·用品	1649	その他の紙加工品	İ			
1649		1649		その他のパルプ・紙・紙加工品						
1911				印刷·製版·製本		印刷・製版・製本		印刷·製版·製本	39	その他の製造工業製品(1/3)
2011	-01	2011	-011	化学肥料		化学肥料		化学肥料	20	化学製品
2021	-01	2021	-011	ソーダ工業製品 ソーダ灰	2021	ソーダ工業製品	202	無機化学工業製品		
				か性ソーダ						
1				液体塩素						
1					1	i l	ı			
		2021	-019	その他のソーダ工業製品						

		-	基本分	類 (行509部門×列391部門)	約	充合小分類 (187部門)	上 新	合中分類 (107部門)	1	充合大分類 (37部門)
		コード		部門名	分類	部門名	分類	部門名	分類	部門名
列部 2029		行音	祁門	無機顔料	コード	その他の無機化学工業製品	コード 202	(続き)無機化学工業製品	コード	
2029	-01	2029	-011	酸化チタン	2029	ての他の無機化子工未殺印	202	(統さ)無機化子工来殺血	20	(続き)化学製品
				カーボンブラック						
				その他の無機顔料						
2029	-02	2029	-021	圧縮ガス・液化ガス						
2029	-03			塩						
			-031							
0000	00		-032							
2029	-09 -01	2029	-099	その他の無機化学工業製品 石油化学基礎製品	2021	石油化学系基礎製品	202	石油化学系基礎製品		
2031	01	2031	-011	エチレン	2031	有個化子尔基礎表明	203	有個化子永基礎表明		
				プロピレン						
				その他の石油化学基礎製品						
2031	-02			石油化学系芳香族製品						
				純ベンゼン						
				純トルエン						
				キシレン その他の石油化学系芳香族製品						
2041	-01	2031	023	脂肪族中間物	2041	脂肪族中間物·環式中間	204	有機化学工業製品(石油		
2011	0.1	2041	-011	合成オクタノール・ブタノール	2011	物·合成染料·有機顔料	201	化学系基礎製品·合成樹		
		2041	-012	酢酸				脂を除く。)		
				二塩化エチレン						
				アクリロニトリル						
				エチレングリコール						
				酢酸ビニルモノマー						
2041	-02	2041	-019	その他の脂肪族中間物 環式中間物・合成染料・有機顔料						
2041	02	2041	-021	合成染料・有機顔料						
				スチレンモノマー						
				合成石炭酸						
				テレフタル酸(高純度)						
				カプロラクタム						
				その他の環式中間物		A D a				
2042	-01	2042		合成ゴム		合成ゴム その他の有機化学工業製品				
2049	-01 -02	2049		メタン誘導品 可塑剤	2049	ての他の有機化子工来製品				
2049	-09	2049		その他の有機化学工業製品						
2051	-01	2051		熱硬化性樹脂	2051	合成樹脂	205	合成樹脂		
2051	-02			熱可塑性樹脂						
				ポリエチレン(低密度)						
				ポリエチレン(高密度) ポリスチレン						
				ポリプロピレン						
				塩化ビニル樹脂						
2051	-03	2051		高機能性樹脂						
2051	-09	2051	-099	その他の合成樹脂		W. W. Ch. Cl.		II. M. Ob. (II.		
2061	-01	0001	011	化学繊維 レーヨン・アセテート	2061	化学繊維	206	化学繊維		
				レーヨン・アセテート 合成繊維						
2071	-01			医薬品	2071	医薬品	207	医薬品		
2081				油脂加工製品·界面活性剤		油脂加工製品·界面活性剤		化学最終製品(医薬品を	1	
		2081	-011	油脂加工製品				除く。)		
				石けん・合成洗剤						
0000	0.1			界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)	0000	//wh 口,护·辛	1			
2082	-01 -01		-011	化粧品·歯磨 涂料		化粧品・歯磨 塗料・印刷インキ	1			
2083	-01	2083		印刷インキ	2003	프게 다해비스스				
2084	-01	2084	-011		2084	農薬				
2089	-01	2089		ゼラチン・接着剤		その他の化学最終製品				
2089	-02	2089		写真感光材料						
2089	-09			その他の化学最終製品						
			-091							
0111	0.1	2089	-099	他に分類されない化学最終製品	0111	フニント 他川 ロ	011	一大小側 [2]	0.1	フル ア共働口
2111	-01	2111	-011	石油製品 ガソリン	2111	石油製品	411	石油製品	41	石油•石炭製品
				ジェット燃料油						
			-013							
			-014							
				A重油						
				B重油·C重油						
				ナフサ						
				液化石油ガス						
2121	-01	2111	-019	その他の石油製品 石炭製品	9191	石炭製品	919	石炭製品		
2121	-U1	2121	-011	4 反製品 コークス	2121	11 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	212	11 火 没 印		
				その他の石炭製品						
2121	-02			舗装材料						
				100 A 100 A 100 A				ı		1

### 1987				基本分	類 (行509部門×列391部門)	糸	充合小分類 (187部門)	紡	合中分類 (107部門)	糸	統合大分類 (37部門)
### 1789	∓il ÷n		コード			分類	部 門 夕	分類		分類	
231 - 01 1			打首								
211 - 03 2 72 1 7 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 3 2 2 3 2 3 2 3 2			2211								
211 - 60											
211					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
201 - 08 202 - 90 202 - 9											
221 - 10 7 20 20 - 20 11 20 11 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20											
222 - 10 221 - 10 1											
2029 - 10											
2229 01 1			2221	-011				222	ゴム製品		
2011 - 0 2011 - 01 201	2229	-09	2229	-091	C 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2229	ての他のコム製品				
10 1			2229	-099	他に分類されないゴム製品						
1312 - 01			2311	-011				231	なめし革・革製品・毛皮	39	その他の製造工業製品(2/3)
2312 -01 251 -01 251 -01 251 -01 251 -01 251 -01 251 -02 251 -02 251 -02 251 -02 251 -02 251 -02 251 -02 251 -03 -03 251 -	2312	-01	2212	-011		2312					
1987 1 1 1 1 1 1 1 1 1							(1 30 00 14 014 10)				
1911 - 02 大型	2511	-01				2511	ガラス・ガラス製品	251	ガラス・ガラス製品	25	窯業·土石製品
1981 1-90 1971 1-90 1972											
1987 1988	2511	-02				_					
251 -99 297-東加京			2011	021		-					
2021 - 01 2021 - 011 2		,,	2511	-091							
2021											
2531 - 01 25						2521	セメント・セメント製品	252	セメント・セメント製品		
2531 101 1						-					
259			2021	091		2531	陶磁器	253	陶磁器	1	
1 日 10 10 10 10 10 10 10					建設用陶磁器						
299 -01 299 -01 299 -01 299 -09 元の他の強硬用土石製品 299 元の他の強硬用土石製品 299 元の他の強硬用土石製品 299 元の他の強硬用土石製品 299 元の他の強硬用土石製品 299 元の他の強硬用土石製品 299 元の他の高葉・上石製品 299 元の他の音楽・上石製品 299 29											
2991 - 00	2501	0.1				9501	Z 新 奶 田 上 丁 制 日	950	スの他の宛要: 上て制日		
2599 - 01 2599 - 01 2599 - 021 2599 - 021 2587 1	I					2591	建议用工口裂印	259	ての他の黒来・上々裂血		
2599 -009 2599 -099 20-2他の廣東士石製品 2611 401 2611 -011 2611 -010						2599	その他の窯業・土石製品	†			
2611 -01 2611 -021 2612 -021 272 272 -02 272 -02 272 -02 272 -03 272 -03 272 -03 272 -04 -04 -04 -04 -04 -04 -04 -04 -04 -04 -04 -04		-02									
561 -02 2611 -02 2 コアロイ 2 コアロイ 2 10 2 10 -03 2 10 -03 2 10 -03 2 10 -03 2 10 -03 2 10 2						0011	Δ4-Δ4- √m Δ00	0.01	24-24- VII 250	0.0	24-250
1						2611	实定实大· 在上到	261	此款 * 租 判	26	彭大封 问
2621 -011 鉄屑 2612 2617 大阪 大阪 2618 2618 2618 2619											
2621 -01	2611	-04	2611	-041	粗鋼(電気炉)]			
2621 -011 普通鋼形領 2621 -012 普通鋼鋼符 2621 -014 普通鋼鋼符 2621 -014 普通鋼鋼符 2621 -016 特殊鋼熱間圧延鋼材 2622 -016 特殊鋼網間圧延鋼材 2622 -016 特殊鋼網間 2622 -018	0001	0.1	2612	-011P				000	Month		
Page	2621	-01	2621	-011		2621	然间上处剩材	262	到 付		
Page											
1			2621	-013	普通鋼鋼帯						
1											
2622 -011 調管 2622 -012 網管 2623 -012 特殊網鋼管 2623 -012 特殊網鋼管 2623 -012 特殊網令間仕上鋼材 2623 -012 特殊網令間性上鋼材 2623 -021 92 -2623 -021 分之鋼材 2631 -011 新館到 2631 -012 接触網 2631 -012 持續 2631 -02 2631 -011 接触 2631 -012 持續 2631 -02 2631 -032 執定品(鉄) 2631 -032 執定品(鉄) 2631 -032 自2631 -032 執定品(鉄) 2699 -09 その他の鉄鋼製品 269 -09 その他の鉄鋼製品 2699 -09 -09 -09 -09 -09 -09 -09 -09 -09 -											
1	2622	-01	2021	010		2622	鋼管	†			
2623 -01			2622	-011							
Page	0.000		2622	-012)// 72° .)), heat I	1			
2623 -02 2623 -021 9決解的信用上綱材 2631 -01 数報 数報 数報 数報 数報 数報 数報 数	2623	-01	2622	-011		2623	伶趾・めっき鋼材				
2623 -02 2623 -021 次統綱 大き編列 2631 本の日本 (株) 本の他の鉄鋼製品 271 本の他の鉄鋼製品 271 本の他の鉄鋼製品 271 本の他の鉄鋼製・特製 271 本の上の鉄鋼製・特製 271 本の上の鉄鋼製・特製 271 本の上の鉄鋼製・特製 271 本の上の鉄鋼製・特製 272 非鉄金属製・特製 272 非鉄金属製・大の上の大の上の鉄鋼製・特別 272 非鉄金属製・大の上の大の上の大の上の大の上の大の上の大の上の大の上の大の上の大の上の大の上											
2631 -01 接觸 2631 -01 接觸 2631 -02 接続音 2631 -03 接続音	2623	-02						L			
2631 -012 鋳鋼 とのはの鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他の鉄鋼製品 との他のままを属製紙・特型 との他のままを属型は、特型 との他のままを属型は、特型 との他のままを属型は、サーブル との他の非数を属型品 との他の非数を	2631	-01				2631	鋳鍛造品(鉄)	263	鋳鍛造品(鉄)		
2631 -02 2631 -03											
2631 - 03 2631 - 031 終鉄品。 鋳鉄品。 269 - 012 銀工品(鉄) 2699 - 013 銀工品(鉄) 2699 - 010 銀子ントースリット業 2699 - 20他の鉄鋼製品 269 - 20他の鉄鋼製品 2699 - 20他の鉄鋼製品 2699 - 20他の鉄鋼製品 2699 - 20世の鉄鋼製品 2699 - 20世の鉄鋼製品 2711 - 2011 銀子ントンドーナースリット業 2711 - 2011 銀子ンドーナースリット業 2711 - 2011 銀子工 - 2011 2711 - 2011 2711 - 2011 - 20	2631	-02				\dashv					
2631 -032 銀工品(鉄) 2699 -011 鉄鋼シャースリット業 2699 その他の鉄鋼製品 2699 -099 その他の鉄鋼製品 2699 -099 その他の鉄鋼製品 2699 -099 その他の鉄鋼製品 2711 -011 391 3						1					
2699 -01 2699 -09 2699 -09 2699 -09 2699 -09 2711 -01 3											
2699 -09 2699 -09 2690 -09 2690 -09 2711 -01 3 -01	0000	0.1				0000	7. O lik o bt both o	020	マの加の始が明明	1	
2711 -01 2711 -01 9 2711 -01 銅 2711 -01 銅 2711 -02 鉛・亜鉛(再生を含む。) 2711 +鉄金属製錬・精製 271 非鉄金属製錬・精製 271 非鉄金属製錬・精製 271 非鉄金属製錬・精製 271 によっして、アルミーウム(再生を含む。) 2711 -03 2711 -03 アルミーウム(再生を含む。) 2712 -011 アルミーウム(再生を含む。) 2712 -011 非鉄金属層 2712 非鉄金属層 2721 -01 2721 -01 2721 -01 2721 -01 2721 -02 2721 -02 2721 -02 2721 -02 2721 -02 2729 -01 性銅品 2729 -01 2729 -01 1 性銅品 2729 -02 2729 -021 アルミ圧延製品 2729 -03 2729 -031 非鉄金属素形材 2729 -04 2729 -041 核燃料 2729 -04 2729 -041 核燃料 2720 -04 2729 -041 核燃料 2721 -021 371 -021 472 -041 大力・イン・アルミ圧延製品 2729 -04 2729 -041 核燃料 2729 -041 KM 272						2699	ての他の跃鋼製品	269	ての他の鉄鋼製品		
2711 -02 2711 -02 鉛・亜鉛(再生を含む。) 2711 -03 2711 -03 アルミニウム(再生を含む。) 2711 -09 2711 -099 その他の非鉄金属地金 2712 -011P 非鉄金属屑 2712 排鉄金属屑 2721 -01 電線・ケーブル 2721 電線・ケーブル 2721 -02 2721 -021 光ファイバケーブル 2721 電線・ケーブル 2729 -01 2729 -011 伸銅品 2729 -011 中銅品 2729 -021 アルミ圧延製品 2729 -04 2729 -041 核燃料 2729 -041 核燃料						2711	非鉄金属製錬·精製	271	非鉄金属製錬·精製	27	非鉄金属
2711 -09 2711 -09 その他の非鉄金属地金 2712 -011 非鉄金属屑 2712 非鉄金属屑 2721 -01 電線・ケーブル 2721 電線・ケーブル 2721 -02 2721 -021 光ファイバケーブル 2721 電線・ケーブル 2729 -01 2729 -011 伸銅品 2729 その他の非鉄金属製品 2729 -02 2729 -031 非鉄金属素形材 2729 -04 2729 -041 核燃料						7					
2712 -011P 非鉄金属屑 2712 非鉄金属屑 2721 -01 2721 -01 電線・ケーブル 2721 電線・ケーブル 272 電線・ケーブル 2721 -02 2721 -021 光ファイバケーブル 272 電線・ケーブル 272 非鉄金属加工製品 2729 -01 2729 -01 伸銅品 2729 -01 アルミ圧延製品 2729 -03 2729 -031 非鉄金属素形材 2729 -04 2729 -04 2729 -04 核燃料 2729 -04 核燃料	2711	-03	2711	-031	アルミニウム(再生を含む。)						
2721 -01 2721 -01 電線・ケーブル 2721 電線・ケーブル 2721 -02 2721 -02 光ファイバケーブル 2729 -01 2729 -01 伸銅品 2729 その他の非鉄金属製品 2729 -03 2729 -031 非鉄金属素形材 2729 -04 2729 -041 核燃料	2711	-09						1			
2721 -02 2721 -021 光ファイバケーブル 2729 -01 2729 -011 伸銅品 2729 その他の非鉄金属製品 2729 -02 2729 -031 アルミ圧延製品 2729 -04 2729 -031 非鉄金属素形材 2729 -04 2729 -041 核燃料	0501							0=0	Jle Mr. A. P. Jan Mel P.		
2729 -01 2729 -01 伸銅品 2729 その他の非鉄金属製品 2729 -02 2729 -03 2729 -031 非鉄金属素形材 2729 -04 2729 -041 核燃料						2721	電禄・ケーフル	272	非 妖金馬加工製品		
2729 -02 2729 -021 アルミ圧延製品 2729 -03 2729 -031 非鉄金属素形材 2729 -04 2729 -041 核燃料						9790	その他の非鉄金属側具	1			
2729 -03 2729 -031 非鉄金属素形材 2729 -04 2729 -041 核燃料						2143	C * / 10 * / クトルハコム/内はく口				
2729 -09 2729 -099 その他の非鉄金属製品	2729	-04	2729	-041	核燃料						
<u> </u>	2729	-09	2729	-099	その他の非鉄金属製品						

			基本分	類 (行509部門×列391部門)	\$4	充合小分類 (187部門)	经 样	合中分類 (107部門)	£	充合大分類 (37部門)
		コード		部門名	分類	部門名	分類	部門名	分類	部門名
	7門	行音		建設用金属製品	コード		コード	建設用・建築用金属製品	コード	
2811	-01 -01			建築用金属製品	_	建築用金属製品	281	建议用 建架用金属聚品	28	金属製品
2891	-01	2891		ガス・石油機器・暖房・調理装置		ガス・石油機器・暖房・調	289	その他の金属製品		
2899	-01	2899	-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	2800	理装置その他の金属製品	1			
2899	-01	2899		金属製容器・製缶板金製品	2099	こ・ノロニ・ノ・亚 /内はて印				
2899	-03			配管工事附属品·粉末や金製品·道具類						
				配管工事附属品						
				粉末や金製品						
2899	-09	2899	-033	刃物・道具類 その他の金属製品						
2033	U Đ	2899	-091	金属プレス製品						
				金属線製品						
				他に分類されない金属製品						
2911			-011		2911	ボイラ・原動機	291	はん用機械	29	はん用機械
2911 2911	-02 -03			タービン 原動機						
2911	-03	2911		ポンプ・圧縮機	2912	ポンプ・圧縮機	t			
2913	-01	2913		運搬機械	_	運搬機械	1			
2914	-01	2914		冷凍機·温湿調整装置		冷凍機·温湿調整装置	Ţ			
2919		2919	-011	ベアリング	2919	その他のはん用機械				
2919	-09	2910	-091	その他のはん用機械 動力伝導装置						
				動力伝導表し 他に分類されないはん用機械						
3011	-01			農業用機械	3011	農業用機械	301	生産用機械	30	生産用機械
3012	-01			建設·鉱山機械		建設·鉱山機械]			
3013	-01	3013	-011	繊維機械		繊維機械	1			
3014	-01	3014	-011	生活関連産業用機械 食品機械・同装置	3014	生活関連産業用機械				
				大村加工機械 木材加工機械						
				パルプ装置・製紙機械						
				印刷·製本·紙工機械						
				包装•荷造機械			1			
3015		3015	-011	化学機械	3015	基礎素材産業用機械				
3015	-02	3015	-021	鋳造装置・プラスチック加工機械 鋳造装置						
				 プラスチック加工機械 						
3016	-01			金属工作機械	3016	金属加工機械	t			
3016	-02			金属加工機械						
3016	-03	3016		機械工具	0015	小学行動小牛田	1			
3017	-01 -01	3017 3019	-011 -011	半導体製造装置 金型		半導体製造装置 その他の生産用機械	1			
3019	-01	3019		真空装置·真空機器	2019	こックロックエ/生/77/数個				
3019	-03	3019		ロボット						
3019	-09	3019		その他の生産用機械						
3111	-01	3111		複写機	3111	事務用機械	311	業務用機械	31	業務用機械
3111	-09 -01	3111	-099	その他の事務用機械 サービス用・娯楽用機器	3119	サービス用・娯楽用機器	1			
0112	01	3112	-011	自動販売機	0112	,				
				娯楽用機器						
				その他のサービス用機器			1			
3113				計測機器		計測機器	1			
3114 3115				医療用機械器具 光学機械・レンズ		医療用機械器具 光学機械・レンズ	1			
3116			-011		_	武器	t			
3211		3211	-011	半導体素子		電子デバイス	321	電子デバイス	32	電子部品
3211				集積回路						
3211	-03			液晶パネル						
3211 3299				フラットパネル・電子管 記録メディア	3200	その他の電子部品	320	その他の電子部品	ł	
3299	-01	3299		電子回路	5299	てい回い甩丁印印	329	CV/IEV/甩丁印印		
3299	-09	3299		その他の電子部品	1		L			
3311				回転電気機械	3311	産業用電気機器	331	産業用電気機器	33	電気機械
				発電機器 電影機						
3311	-02			電動機 変圧器・変成器						
3311				開閉制御装置·配電盤						
3311				配線器具						
3311		3311	-051	内燃機関電装品						
3311				その他の産業用電気機器					1	
3321		3321		民生用エアコンディショナ	3321	民生用電気機器	332	民生用電気機器		
3321 3331	-02 -01	3321 3331		民生用電気機器(エアコンを除く。) 電子応用装置	2221	電子応用装置	333	電子応用装置・電気計測器	-	
3331	-01	3331		電気計測器	_	電気計測器	000	电 1 心用衣具 电双可侧荷		
3399	-01	3399		電球類		その他の電気機械	339	その他の電気機械	1	
3399		3399		電気照明器具						
3399	-03	3399	-031	電池						
3399	-09	3399	-099	その他の電気機械器具						

		:	基本分	類 (行509部門×列391部門)	約	充合小分類 (187部門)	舒	合中分類 (107部門)	糸	統合大分類 (37部門)
石山立		コード	7 88	部 門 名	分類	部 門 名	分類 コード	部 門 名	分類 コード	部 門 名
3411	8門 −01	行音 3411		有線電気通信機器	コード 3411	通信機器		通信・映像・音響機器		情報通信機器
3411	-02			携帯電話機		XETH DATE	011	X210 SON II BONIII		III TAXETH DATE
3411	-03	3411		無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)						
3411	-04	3411		ラジオ・テレビ受信機						
3411	-09 -01	3411		その他の電気通信機器 ビデオ機器・デジタルカメラ	2419	映像・音響機器	ŀ			
3412				電気音響機器	3412	次隊。日 雪饭台				
3421	-01	3421		パーソナルコンピュータ	3421	電子計算機•同附属装置	342	電子計算機·同附属装置		
3421	-02	3421	-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)						
3421	-03	3421		電子計算機附属装置						
3511	-01 -01	3511 3521		乗用車 トラック・バス・その他の自動車	3511 3521	乗用車 トラック・バス・その他の自		乗用車 その他の自動車	35	輸送機械
3521	-01	3521	-011	トノック・ハヘ・その他の日勤早	3521	動車	352	ての他の日動車		
3522	-01	3522		二輪自動車	3522	二輪自動車				
3531	-01	3531		自動車用内燃機関	3531	自動車部品•同附属品	353	自動車部品•同附属品		
3531 3541	-02 -01	3531 3541	-021	自動車部品	35/11	船舶•同修理	354	船舶•同修理		
3541	-02	3541		その他の船舶	3341	加加口門砂土	334			
3541	-03	3541	-031	舶用内燃機関						
3541	-10			船舶修理						
3591	-01	3591		鉄道車両	3591	鉄道車両·同修理	359	その他の輸送機械・同修理		
3591 3592	-10 -01	3591 3592		鉄道車両修理 航空機	3502	航空機・同修理	ł			
3592		3592		航空機修理	3032	AND THE PERSON				
3599		3599		自転車	3599	その他の輸送機械	İ			
3599	-09			その他の輸送機械						
				産業用運搬車両						
3911	-01			他に分類されない輸送機械 がん具	3011	がん具・運動用品	301	その他の製造工業製品	30	その他の製造工業製品(3/3)
3911	-02	3911		運動用品	3311	がが発・圧動用品	331	ての他の表起工未表面	33	での他の教理工来教師(3/3)
3919	-01	3919		身辺細貨品	3919	その他の製造工業製品	Ì			
3919	-02		-021							
3919			-031							
3919 3919	-04 -05	3919		筆記具・文具 畳・わら加工品						
3919	-06			情報記録物						
3919	-09	3919		その他の製造工業製品						
3921	-01	3921	-011	再生資源回収·加工処理	3921	再生資源回収·加工処理	392	再生資源回収·加工処理		
4111	-01	4111		住宅建築(木造)	4111	住宅建築	411	建築	41	建設
4111	-02 -01	4111		住宅建築(非木造) 非住宅建築(木造)	4119	非住宅建築	ŀ			
4112				非住宅建築(非木造)	4112	介压七座采				
4121	-01	4121		建設補修	4121	建設補修	412	建設補修		
4131	-01	4131		道路関係公共事業	4131	公共事業	413	公共事業		
4131	-02			河川・下水道・その他の公共事業						
4131	-03 -01	4131 4191		農林関係公共事業 鉄道軌道建設	4101	その他の土木建設	410	その他の土木建設		
4191	-02			電力施設建設	4131	ての個の工作建設	413	ての他の上水座以		
4191				電気通信施設建設						
4191	-09			その他の土木建設						
4011	0.1	4611	-001	事業用電力	4611	電力	461	電力	46	電力・ガス・熱供給
4611 4611				事業用火力発電 事業用発電(火力発電を除く。)						
4611	-02	4611	-031	自家発電	1					
4621	-01	4621		都市ガス		都市ガス	462	ガス・熱供給		
4622	-01	4622		熱供給業		熱供給業		1.5%		1.5%
4711		4711		上水道·簡易水道 工業用水	4711	水道	471	水道	47	水道
4711	-02	4711		工業用小 下水道★★	1					
4811	-01	4811		廃棄物処理(公営)★★	4811	廃棄物処理	481	廃棄物処理	48	廃棄物処理
4811	-02	4811		廃棄物処理						
5111	-01	5111	-011			卸売	511	商業	51	商業
5112		5112	-011			小売	E01		F0	△ · / · / · / · / · · · · · · · · · · ·
5311	-01	5311	-011	金融 公的金融(FISIM)	5311	金融	931	金融·保険	53	金融·保険
				民間金融(FISIM)						
		5311	-013	公的金融(手数料)						
				民間金融(手数料)			ļ			
5312	-01			生命保険	5312	保険				
5312 5511	-02 -01			損害保険 不動産仲介・管理業	5511	不動産仲介及び賃貸	551	不動産仲介及び賃貸	55	不動産
5511	-02	5511		不動産賃貸業	5511	→	501	→ ※ 注Ⅱ /1 ※ ○ 貝貝	30	1 2/4/25
5521	-01	5521		住宅賃貸料	5521	住宅賃貸料	552	住宅賃貸料	1	
5531	-01	5531		住宅賃貸料(帰属家賃)		住宅賃貸料(帰属家賃)		住宅賃貸料(帰属家賃)		
5711		5711		鉄道旅客輸送		鉄道旅客輸送	571	鉄道輸送	57	運輸·郵便
5712 5721	-01 -01	5712 5721	-011 -011	鉄道貨物輸送 バス		鉄道貨物輸送 道路旅客輸送	579	道路輸送(自家輸送を除		
5721	-01	5721		ハイヤー・タクシー	5121		012	との制度(日外制度を除 く。)		
5722				道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	5722	道路貨物輸送(自家輸送	İ			
					1	を除く。)	l		l	

			基本分	類 (行509部門×列391部門)	紛	充合小分類 (187部門)	紛	合中分類 (107部門)	約	統合大分類 (37部門)
EI ÷		コード	7 BB	部 門 名	分類	部 門 名	分類	部 門 名	分類	部門名
	6門 -01P	行音 5731		自家輸送(旅客自動車)	コード 5731	自家輸送(旅客自動車)	コード 573	自家輸送	<u>コード</u> 57	(続き)運輸・郵便
	-01P			自家輸送(貨物自動車)		自家輸送(貨物自動車)		7.100C		(000C) (E1)
5741	-01	5741	-011	外洋輸送	5741	外洋輸送	574	水運		
5742	-01			沿海·内水面輸送	5742	沿海·内水面輸送				
				沿海・内水面旅客輸送						
5743	-01			沿海·内水面貨物輸送 港湾運送	5749	港湾運送	ŀ			
5751		5743	-011	航空輸送		航空輸送	575	航空輸送		
0101	01	5751	-011	国際航空輸送	0101	A/U_LTHBXC	010	/4/6_12_HB1 XC2		
		5751	-012	国内航空旅客輸送						
				国内航空貨物輸送						
				航空機使用事業						
5761	-01			貨物利用運送		貨物利用運送		貨物利用運送		
5771 5781	-01 -01	5781	-011	月 年 こん包		倉庫 こん包	577 578	倉庫 運輸附帯サービス		
5789		5789		道路輸送施設提供		その他の運輸附帯サービス	1	XETIMITI III /		
5789	-02	5789	-021	水運施設管理(国公営)★★						
5789		5789		水運施設管理						
5789		5789		水運附帯サービス						
5789	-05	5789		航空施設管理(公営)★★						
5789 5789	-06 -07	5789 5789		航空施設管理 航空附帯サービス	-					
5789	-09	5789		旅行・その他の運輸附帯サービス	1					
5791	-01	5791		郵便•信書便	5791	郵便•信書便	579	郵便•信書便		
5911	-01	5911		固定電気通信	5911	通信	591	通信	59	情報通信
5911	-02	5911		移動電気通信						
5911 5921	-03 -01	5911 5921		電気通信に附帯するサービス 公共放送	5921	放送	592	放送		
5921	-02	5921		民間放送	2021					
5921	-03	5921	-031	有線放送						
5931	-01			情報サービス	5931	情報サービス	593	情報サービス		
				ソフトウェア業						
5941	-01	5931		情報処理・提供サービス インターネット附随サービス	50/1	インターネット附随サービス	504	インターネット附随サービス		
5951	-01	5951		映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)	_	映像・音声・文字情報制作		映像・音声・文字情報制作		
5951	-02	5951	-021							
5951	-03	5951	-031							
6111	-01	6111		公務(中央)★★		公務(中央)	611	公務	61	公務
6112	-01 -01	6112 6311		公務(地方)★★ 学校教育(国公立)★★	_	公務(地方) 学校教育	631	教育	63	教育·研究
6311		6311		学校教育(私立)★	0311	于仅软目	031	秋月	03	3X 月 19/1 元
6311	-03	6311		学校給食(国公立)★★						
6311	-04	6311		学校給食(私立)★						
6312		6312		社会教育(国公立)★★	6312	社会教育・その他の教育				
6312		6312 6312		社会教育(非営利)★ その他の教育訓練機関(国公立)★★						
6312	-04	6312		その他の教育訓練機関						
6321	-01			自然科学研究機関(国公立)★★	6321	学術研究機関	632	研究		
6321	-02	6321		人文・社会科学研究機関(国公立)★★						
				自然科学研究機関(非営利)★						
6321 6321	-04 -05			人文·社会科学研究機関(非営利)★ 自然科学研究機関						
6321	-06	6321		人文·社会科学研究機関						
6322	-01	6322	-011	企業内研究開発		企業内研究開発	<u> </u>			
6411	-01	6411		医療(入院診療)	6411	医療	641	医療	64	医療•福祉
6411	-02	6411		医療(入院外診療)	1					
6411	-03 -04			医療(歯科診療) 医療(調剤)	-					
6411				医療(その他の医療サービス)	1					
6421	-01	6421		保健衛生(国公立)★★	6421	保健衛生	642	保健衛生		
6421	-02	6421	-021	保健衛生						
6431		6431		社会保険事業★★	6431	社会保険·社会福祉	643	社会保険·社会福祉		
6431	-02 -03	6431		社会福祉(国公立)★★ 社会福祉(非営利)★	1					
6431	-03			在芸福祉(非喜利)★ 社会福祉	1					
6431		6431		保育所	1					
6441	-01	6441	-011	介護(施設サービス)	6441	介護	644	介護		
6441	-02	6441		介護(施設サービスを除く。)	0=0	AL) = A ME C) E. A FIG.	0=-	ALISA NEECO DE A PEC		(h) > () \(\text{kg} \) \(\text{i} \) \(\text{A} \) \(\text{Fig. (c)} \)
6599 6599		6599 6599		会員制企業団体 対家計民間非営利団体(別掲を除く。)★	6599	他に分類されない会員制 団体	659	他に分類されない会員制 団体	65	他に分類されない会員制 団体
6611		0999	021	対象計氏间非昌利団体(別掲を除く。)▼ 物品賃貸業(貸自動車を除く。)	6611	物品賃貸業(貸自動車業	661	物品賃貸サービス	66	対事業所サービス
5511	J1	6611	-011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業	5511	を除く。)				
		6611	-012	建設機械器具賃貸業						
				電子計算機・同関連機器賃貸業						
				事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業						
6612	-01			今年の一ク・原来用品・その他の物品負責来 貸自動車業	6612	貸自動車業	 			
6621		-010	021	広告	_	広告	662	広告		
1				テレビ・ラジオ広告						
0001	4.0			新聞・雑誌・その他の広告	0001	方毛士琳/#·	000	占 41 士 # 14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
6631 6632	-10 -10			自動車整備 機械修理	_	自動車整備 機械修理	663	自動車整備・機械修理		
0032	-10	0032	101	冰冰吃生	0032	WWE	!	<u> </u>		L

	基本分類 (行509部門×列391部門)		紆	在合小分類 (187部門)	紡	合中分類 (107部門)	統合大分類 (37部門)	
	コード	部門名	分類	部門名	分類	部 門 名	分類	部 門 名
列部門	行部門		コード		コード		コード	
6699 -01		法務・財務・会計サービス	6699	その他の対事業所サービス	669	その他の対事業所サービス	66	(続き)対事業所サービス
6699 -02		土木建築サービス						
6699 -03		労働者派遣サービス						
6699 -04		建物サービス						
6699 -05	6699 -051	警備業						
6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス						
6711 -01	6711 -011	宿泊業	6711	宿泊業	671	宿泊業	67	対個人サービス
6721 -01		飲食店	6721	飲食サービス	672	飲食サービス		
6721 -02		持ち帰り・配達飲食サービス						
6731 -01	6731 -011	洗濯業	6731	洗濯・理容・美容・浴場業	673	洗濯・理容・美容・浴場業		
6731 -02	6731 -021	理容業						
6731 -03	6731 -031	美容業						
6731 -04	6731 -041	浴場業						
6731 -09	6731 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業						
6741 -01	6741 -011	映画館	6741	娯楽サービス	674	娯楽サービス		
6741 -02	6741 -021	興行場(映画館を除く。)・興行団						
6741 -03	6741 -031	競輪・競馬等の競走場・競技団						
6741 -04	6741 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地						
6741 -05	6741 -051	遊戯場						
6741 -09	6741 -099	その他の娯楽						
6799 -01	6799 -011	写真業	6799	その他の対個人サービス	679	その他の対個人サービス	1	
6799 -02	6799 -021	冠婚葬祭業						
6799 -03	6799 -031	個人教授業						
6799 -04	6799 -041	各種修理業(別掲を除く。)						
6799 -09		その他の対個人サービス						
6811 -00P	6811 -000P	事務用品	6811	事務用品	681	事務用品	68	事務用品
6911 -00	6911 -000	分類不明	6911	分類不明	691	分類不明	69	分類不明
7000 -00	7000 -000	内生部門計	7000	内生部門計	700	内生部門計	70	内生部門計

2 最終需要部門

		}類 (行509部門×列391部門)	約	充合小分類 (187部門)	舒	合中分類 (107部門)	希	統合大分類 (37部門)
分類コ 列部門	ード 行部門	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名
7111 -00	13 HP1 3	家計外消費支出(列)		家計外消費支出(列)		家計外消費支出(列)	71	家計外消費支出(列)
7211 -00		家計消費支出	7211	家計消費支出	721	民間消費支出	72	民間消費支出
7212 -00		対家計民間非営利団体消費支出	7212	対家計民間非営利団体消 費支出				
7311 -01		中央政府集合的消費支出	7311	一般政府消費支出	731	一般政府消費支出	73	一般政府消費支出
7311 -02		地方政府集合的消費支出						
7311 -03		中央政府個別的消費支出						
7311 -04		地方政府個別的消費支出						
7321 -01		中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)	7321		732	一般政府消費支出(社会		
7321 -02		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		資本等減耗分)		資本等減耗分)		
7321 -03		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)						
7321 -04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)						
7411 -00		国内総固定資本形成(公的)	7411	国内総固定資本形成(公的)	741	国内総固定資本形成(公的)	74	国内総固定資本形成(公的)
7511 -00		国内総固定資本形成(民間)	7511	国内総固定資本形成(民間)	751	国内総固定資本形成(民間)	75	国内総固定資本形成(民間)
7611 -01		生産者製品在庫純増	7611	在庫純増	761	在庫純増	76	在庫純増
7611 -02		半製品·仕掛品在庫純増						
7611 -03		流通在庫純増						
7611 -04		原材料在庫純増						
7800 -00		国内最終需要計	7800	国内最終需要計	780	国内最終需要計	78	国内最終需要計
7900 -00		国内需要合計	7900	国内需要合計	790	国内需要合計	79	国内需要合計
8011 -01		輸出(普通貿易)	8011	輸出	801	輸出	80	輸出
8011 -02		輸出(特殊貿易)						
8012 -00		輸出(直接購入)	8012	輸出(直接購入)				
8100 -00		輸出計	8100	輸出計	810	輸出計	81	輸出計
8200 -00		最終需要計	8200	最終需要計	820	最終需要計	82	最終需要計
8300 -00		需要合計	8300	需要合計	830	需要合計	83	需要合計
8411 -01		(控除)輸入(普通貿易)	8411	(控除)輸入	841	(控除)輸入	84	(控除)輸入
8411 -02		(控除)輸入(特殊貿易)						
8412 -00		(控除)輸入(直接購入)	8412	(控除)輸入(直接購入)				
8511 -00		(控除)関税	8511	(1-11) 11404	851	(控除)関税	85	(控除)関税
8611 -00		(控除)輸入品商品税	8611	(控除)輸入品商品税	861	(控除)輸入品商品税	86	(控除)輸入品商品税
8700 -00		(控除)輸入計	8700	(1-) / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	870	(控除)輸入計	87	(控除)輸入計
8800 -00		最終需要部門計	8800	最終需要部門計	880	最終需要部門計	88	最終需要部門計
8911 -00		商業マージン(卸売)		商業マージン(卸売)	891	商業マージン	89	商業マージン
8912 -00		商業マージン(小売)		商業マージン(小売)				
9011 -00		貨物運賃(鉄道)		貨物運賃(鉄道)	901	貨物運賃	90	貨物運賃
9012 -00		貨物運賃(道路)		貨物運賃(道路)				
9013 -01		貨物運賃(沿海内水面)	9013	貨物運賃(水運)				
9013 -02		貨物運賃(港湾運送)						
9014 -00		貨物運賃(航空)		貨物運賃(航空)				
9015 -00		貨物運賃(利用運送)	9015	貨物運賃(利用運送)	I			
9016 -00		貨物運賃(倉庫)		貨物運賃(倉庫)				
9700 -00		国内生産額	9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額

3 粗付加価値部門

		基本分類		統合小分類		統合中分類	統合大分類	
	頁コード	部門名	分類	部門名	分類	部門名	分類	
列部門	行部門	HP 13 44	コード	HP 13 14	コード	пр 1 3 · L	コード	LP 11 1
	7111 -001	宿泊・日当	7111	家計外消費支出(行)	711	家計外消費支出(行)	71	家計外消費支出(行)
	7111 -002	交際費						
	7111 -003	福利厚生費						
	9111 -000	賃金·俸給	9111	賃金・俸給	911	雇用者所得	91	雇用者所得
	9112 -000	社会保険料(雇用主負担)	9112	社会保険料(雇用主負担)				
	9113 -000	その他の給与及び手当	9113	その他の給与及び手当				
	9211 -000	営業余剰	9211	営業余剰	921	営業余剰	92	営業余剰
	9311 -000	資本減耗引当	9311	資本減耗引当	931	資本減耗引当	93	資本減耗引当
	9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	9321	資本減耗引当(社会資本 等減耗分)	932	資本減耗引当(社会資本 等減耗分)		
	9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)		間接税(関税・輸入品商品 税を除く。)	941	間接税(関税・輸入品商品 税を除く。)	94	間接税(関税・輸入品商品 税を除く。)
	9511 -000	(控除)経常補助金	9511	(控除)経常補助金	951	(控除)経常補助金	95	(控除)経常補助金
	9600 -000	粗付加価値部門計	9600	粗付加価値部門計	960	粗付加価値部門計	96	粗付加価値部門計
	9700 -000	国内生産額	9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額

4 13部門分類と統合大分類の対応

	統合大分類	13部門分類						
分類	部 門 名	分類	部 門 名					
コード	·	コード	·					
	農林漁業		農林漁業					
	鉱業		鉱業					
11	飲食料品	03	製造業					
15	繊維製品							
16	パルプ・紙・木製品							
20	化学製品							
21	石油•石炭製品							
22	プラスチック・ゴム製品							
25	窯業・土石製品							
26	鉄鋼							
27	非鉄金属							
28	金属製品							
29	はん用機械							
30	生産用機械							
31	業務用機械							
32	電子部品							
33	電気機械							
34	情報通信機器							
35	輸送機械							
39	その他の製造工業製品							
68	事務用品							
41	建設	04	建設					
46	電力・ガス・熱供給	05	電力・ガス・水道					
47	水道							
51	商業	06	商業					
53	金融•保険	07	金融•保険					
55	不動産	08	不動産					
57	運輸·郵便	09	運輸·郵便					
59	情報通信	10	情報通信					
61	公務	11	公務					
48	廃棄物処理	12	サービス					
63	教育·研究							
64	医療•福祉							
65	他に分類されない会員制団体							
66	対事業所サービス							
67	対個人サービス							
69	分類不明	13	分類不明					
70	内生部門計	70	内生部門計					

※ 13部門分類の分類コードは、01~13を機械的に付番している。

第2章 部門別概念・定義・範囲

本章は、平成27年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を記載したものである。また、平成23年表からの変更内容等についても部門ごとに記載しているほか、第1部第3章の【別表3】では、部門分類の新旧対照表を掲載している。

本章は、おおむね、次のような構成で記載している。

(列・行コード、部門名称)

コード順に整理している。ただし、統合大分類「その他の製造工業製品」に係る部門については、複数の区分にまたがる部門があるため、一部コード順になっていない部分がある。

(担当府省庁)

当該部門の担当府省庁名を記載している。

(定義・範囲)

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

なお、日本標準産業分類の分類名を引用している部分 については、名称の正確な引用とするため、読点には「,」 を用いている。

(品目例示)

当該部門の活動により産出される主な財又はサービスを例示している。

ただし、産出される主な財又はサービスが行部門名から明らかな場合には、例示を省略している場合がある。

(平成23年表からの変更点)

平成27年表において、平成23年表の概念・定義・範囲 を変更したもの等について記載している。

(注意点)

概念・定義・範囲に関する留意点、平成17年表から平成23年表における変更点について記載している。

(注1) 基本分類の部門名称欄の★印は、次の区分により生産活動主体分類を示したものである。

★★・・・非市場生産者 (一般政府)

★・・・・非市場生産者(対家計民間非営利団体) 無印・・・市場生産者

(注2) Pは仮設部門を示す。

(注3) 平成19年11月に行われた日本標準産業分類の第 12回改定により、産業中分類ごとに小分類として 「管理的、補助的経済活動を行う事業所」が設定 された。しかし、平成23年表に引き続き平成27 年表においても、この活動を独立した部門として 設けず、概念上、各部門に含まれるものとして 扱っているが、これについては、逐一記載してい ない。

また、日本標準産業分類の細分類7282「純粋持株会社」についても、本業を持たず、他社の経営戦略・人事戦略・意思決定等に専念していることから「管理的、補助的経済活動を行う事業所」と同様の活動と考えられるため、同様の扱いとしている。

第1節 内生部門

01 農林漁業

列コード	行コード	部門名称
0111-01		米
	0111-011	米
	0111-012	稲わら

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 米、稲わら

列コード	行コード	部門名称
0111-02		麦類
	0111-021	小麦
	0111-022	大麦

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以 外の穀作農業」のうち麦類の生産活動を範 囲とする。

(品目例示) 小麦、大麦 (二条、六条)、裸麦

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0111-021 小麦(国産)」と「0111-022 小麦(輸入)」を統合し「0111-021 小麦」に、「0111-023 大麦(国産)」と「0111-024 大麦(輸入)」を統合し「0111-022 大麦」とする。

列コード	行コード	部門名称
0112-01		いも類
	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0117「ばれい しよ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲 とする。

(品目例示) かんしょ、ばれいしょ

(注意点) さといも、やまのいも等は列部門 「0113-01 野菜 (露地)」及び行部門 「0113-001 野菜」に含める。

列コード	行コード	部門名称
0112-02		豆類
	0112-021	大豆
	0112-029	その他の豆類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以 外の穀作農業」のうち豆類の生産活動を範 囲とする。

(品目例示) 大豆(国産)、大豆(輸入)、その他の豆類(えんどう、そらまめ、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0112-021 大豆(国産)」と「0112-022 大豆(輸入)」を統合し、「0112-021 大豆」とする。

(注意点) 未成熟の大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆は列部門「0113-01 野菜(露地)」 及び行部門「0113-001 野菜」に含める。

列コード	行コード	部門名称
	0113-001	野菜
0113-01		野菜 (露地)
0113-02		野菜 (施設)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜(施設)の範囲は、ガラス室(ガラスで被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)及びハウス(ガラス以外のもので被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)による野菜の生産活動とし、野菜(露地)の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

(品目例示) 果菜類(露地):かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、露地メロン、すいか、なす、トマト、さやえんどう(未成熟えんどう)、未成熟とうもろこし、えだまめ(未成熟大豆)、さやいんげん(未成熟いんげん)

葉茎菜類 (露地):キャベツ、はくさい、 その他の漬菜、ほうれんそう、ねぎ、 たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、 にんにく、レタス、セルリー、カリフ ラワー、ブロッコリー、アスパラガス、 たけのこ

根菜類:だいこん、かぶ、にんじん、ごぼ う、さといも、やまのいも、れんこん、 しょうが

果菜類 (施設):かぼちゃ、ピーマン、きゅ うり、温室メロン、すいか、なす、ト マト、いちご

葉茎菜類(施設):レタス、もやし

(注意点) 平成23年表において、平成17年表ではト ンネルでの生産を「野菜(施設)」として いたものを、「野菜(露地)」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0114-01	0114-011	果実

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みかん、夏みかん、ネーブルオレンジ、はっさく、伊予柑、グレープフルーツ(輸入)、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パインアップル、バナナ(輸入)、果実の植物成長

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0114-011 かんきつ」、「0114-012 りんご」、「0114-019 その他の果実」を統合し、「0114-011 果実」とする。

列コード	行コード	部門名称
0115-01	0115-011	砂糖原料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) さとうきび、てんさい

列コード	行コード	部門名称
0115-02		飲料用作物
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆(輸
		入)
	0115-029	その他の飲料用作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち飲料用作物の生産活動を 範囲とする。

(品目例示) コーヒー豆 (輸入)、カカオ豆 (輸入)、 茶(生葉)、ホップ、茶の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0115-09		その他の食用耕種作物
	0115-091	雑穀
	0115-099	他に分類されない食用耕種
		作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以 外の穀作農業」及び0116「工芸農作物農業」 のうち他に分類されない食用耕種作物の 生産活動を範囲とする。

(品目例示)雑穀:そば、えん麦、とうもろこし、あわ、 きび、ひえ、グレーンソルガム(輸入) 他に分類されない食用耕種作物:なたね、 ごま、オリーブ、こんにゃくいも、香 辛料作物(輸入)、カッサバ芋(輸入)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0115-092 油糧作物」を「0115-099 他に分類されない食用耕種作物」に統合。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「0115-093 食用工芸作物(除別掲)」を 「0115-099 他に分類されない食用耕種作 物」にコード及び名称変更。

I	列コード	行コード	部門名称
	0116-01	0116-011	飼料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち飼肥料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牧草、青刈とうもろこし、ソルゴー

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作 農業」のうち球根の生産活動及び細分類 0119「その他の耕種農業」のうち種苗の生 産活動を範囲とする。

> なお、生産物を直接自部門投入して生産 活動を行うものを除く。

(品目例示) 農産物(畜産物、蚕を除く)の種子、球根類、苗木類(山行き苗木を除く)、苗木類の植物成長

(注意点) 花き苗は、「0116-03、-031 花き・花木 類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」のうち球根を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 切り花類、鉢物類、花木(成木)、花壇 用苗もの類、芝類、地被植物類、花木(成 木)の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0116-09		その他の非食用耕種作物
	0116-091	葉たばこ
	0116-092	生ゴム (輸入)
	0116-093	綿花 (輸入)
	0116-099	他に分類されない非食用耕
		種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない非食用 耕種作物の生産活動を範囲とする。

> なお、他部門で発生する屑・副産物(落 綿)は「0116-093 綿花(輸入)」を競合部 門とする。

(品目例示) 葉たばこ、生ゴム(輸入)、綿花(輸入)、 薬用作物(おたね人参、とうき等)、製紙 原料作物(こうぞ、みつまた等)、敷物原 料作物(い草等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の

「0116-099 その他の非食用工芸作物(除 別掲)」を「他に分類されない非食用耕種 作物」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-01		酪農
	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」 の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 生乳、乳子牛(と畜向け、肉用肥育向け)、 乳子牛の成長増加、乳廃牛、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0122「肉用牛 生産業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) と畜向け肉用牛(成牛換算飼養頭数の増減を含む。)、肥育向け子畜、きゅう肥

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0121-05、-051」を「0121-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0123「養豚業」 の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 豚 (成豚換算飼養頭数の増減を含む。)、 きゅう肥

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0121-04、-041」を「0121-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-04	0121-041	鶏卵

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」 のうち鶏卵の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鶏卵、成鶏(成鶏換算飼養羽数の増減を 含む。)、不正常卵、鶏ふん (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0121-02、-021」を「0121-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」 のうち肉鶏の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ブロイラー、鶏ふん

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0121-03、-031」を「0121-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-09	0121-099	その他の畜産

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0125「畜産類 似業」、0126「養蚕農業」及び0129「その 他の畜産農業」の生産活動を範囲とする。 なお、他部門で発生する屑・副産物(毛 屑等)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 羊毛、馬(軽種馬を含む。)、やぎ、めん 羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育 及びその毛、毛皮等)、食用鳥類(鶏を除 く。)、その他の食用畜産物(やぎ乳、はち みつ、うずらの卵)、愛がん動物(昆虫類 を含む。)、実験用動物(マウス、モルモッ ト)、きゅう肥、養蚕

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0121-091 羊毛」 と「0121-099 他に分類されない畜産」を 統合し、「0121-099 その他の畜産」とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の行部 門「0121-099 その他の畜産」を「他に分 類されない畜産」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	獣医業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7411「獣医業」 の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
0131-02	0131-021	農業サービス(獣医業を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類013「農業 サービス業(園芸サービス業を除く)」の 活動を範囲とする。

(品目例示) カントリーエレベーター、ライスセン ター、稲作共同育苗事業、土地改良区、青 果物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育 事業、種付業、ふ卵業

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「0131-02、-021 農業サービス(除獣医業)」 を「農業サービス(獣医業を除く。)」に名 称変更。

列コード	行コード	部門名称
0151-01	0151-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0211「育林 業」、0241「育林サービス業」及び0243「山 林種苗生産サービス業」の活動を範囲とす る。

(品目例示) 苗木、立木の成長

(注意点)① 造林用苗木は中間生産物であるが、こ の部門の生産物に含める。

- ② 日本標準産業分類の細分類0241「育林 サービス業」及び0243「山林種苗生産 サービス業」は、本部門の範囲とするが、 同業に係る費用の受払は全て自部門取 引となるので国内生産額には計上しな い。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「0211-01、-011」を「0151-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0152-01	0152-011	素材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 丸太(そま角、大割材等を含む。)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0152-011 素材(国産)」と「0152-012 素材(輸入)」を統合し、「0152-011 素材」とする。

- (注意点)① 日本標準産業分類の細分類0242「素材 生産サービス業」は、本部門の範囲とす るが、同業に係る費用の受払は全て自部 門取引となるので国内生産額には計上 しない。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「0212-01、-011~-012」を 「0152-01、-011~-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0153-01	0153-011	特用林産物(狩猟業を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち栽培きのこの生産活動、0231「製薪炭業」、0239「その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)」、0249「その他の林業サービス業」及び0299「その他の林業」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) きのこ類(まつたけ、しいたけ、えのきたけ等)、種実(くり、くるみ)、ねまがりたけ、生うるし、木ろう、竹材、薪、木炭、狩猟による動物原皮
- (注意点)① 種実のうち栽培したものは「0114-01、 -011 果実」に含める。
 - ② 日本標準産業分類の細分類0249「その他の林業サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の「0213-01、-011 特用林産物(含狩猟業)」を「0153-01、-011 特用林産物(狩猟業を含む。)」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0171-01	0171-011	海面漁業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類031「海面漁業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、 うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0171-011 海面漁業(国産)」と「0171-012 海面漁業(輸入)」を統合し、「0171-011 海面漁業」とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「0311-01 沿岸漁業」、「0311-02 沖合漁業」 及び「0311-03 遠洋漁業」を統合して 「0171-01 海面漁業」とし、平成17年表の コード「0311-001~-002」を「0171-011 ~-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0171-02	0171-021	海面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、 ほや類、ほたてがい、かき類、こんぶ類、 わかめ類、のり類、真珠

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0311-04、-041」を「0171-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	0172-001	内水面漁業・養殖業
0172-01		内水面漁業
0172-02		内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類032「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)内水面漁業:さけ・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、 しじみ、えび類

> 内水面養殖業:ます類、あゆ、こい、ふな、 うなぎ、淡水真珠、鑑賞用魚

- (注意点)① 平成17年表まで内水面漁業に含めて いた遊漁者の採捕による国内生産額は 含めていない。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「0312-01~-02、-001」を「0172-01 ~-02、-001」に変更。

06 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01		石炭・原油・天然ガス
	0611-011	石炭
	0611-012	原油
	0611-013	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類052「石炭・ 亜炭鉱業」及び053「原油・天然ガス鉱業」 の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示)石炭:原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑 炭

> 天然ガス: 天然ガス、液化天然ガス、圧縮 ガス

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「0621-01、-011~ -013」を「0611-01、-011~-013」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0711-01、-011~-013」を「0621-01、-011~-013」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0621-01	0621-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類054「採石業, 砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び 選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 砂利、砂、かんらん岩(精鉱)、オリビンサンド

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「0631-01、-011」 を「0621-01、-011」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0622-01、-011」を「0631-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0621-02	0621-021	砕石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2181「砕石製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(鉱

さい(鉱滓))は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 砕石、石材

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「0631-02、-021」を「0621-02、-021」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0622-02、-021」を「0631-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0629-09		その他の鉱物
	0629-091	鉄鉱石
	0629-092	非鉄金属鉱物
	0629-093	石灰石
	0629-094	窯業原料鉱物(石灰石を除
		< ∘)
	0629-099	他に分類されない鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類051「金属鉱業」、055「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」及び059「その他の鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する層・副産物のうち石こう、化学石こう、水滓、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑、ガラスびんは、「0629-094 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)」を競合部門とする。また他部門で副産物として発生する硫黄は、「0629-099 他に分類されない鉱物」を競合部門とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物:銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、金鉱、 銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化 鉄鉱

> 窯業原料鉱物(石灰石を除く。):けい石、 けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、 長石、陶石、カオリン

> 他に分類されない鉱物:重晶石、ベントナ イト・けいそう土等の粘土

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「0611-01 金属鉱物」と「0639-09 その他の鉱物」を統合し、「0629-09 その他の鉱物」とする。また平成23年表のコード「0611-011~-012」を

「0629-091~-092」に、「0639-091~-092、 -099」を「0629-093~-094、-099」にそれ ぞれ変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の列部 門「0621-01 窯業原料鉱物」と「0629-09 そ の他の非金属鉱物」を統合し、「0639-09 そ の他の鉱物」とした。また平成17年表の行 部門「0621-011 石灰石」、「0621-019 その 他の窯業原料鉱物」及び「0629-099 その 他の非金属鉱物」をそれぞれ「0639-091 石 灰石」、「0639-092 窯業原料鉱物(石灰石 を除く。)」及び「0639-099 他に分類され ない鉱物」とした。

11 飲食料品

列コード	行コード	部門名称
1111-01		食肉
	1111-011	牛肉
	1111-012	豚肉
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の食肉
	1111-015	と畜副産物(肉鶏処理副産
		物を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0911「部分 肉・冷凍肉製造業」、0919「その他の畜産 食料品製造業」のうち食鳥処理加工及び 9521「と畜場」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉(馬肉、 羊肉、山羊肉)、と畜副産物(原皮、内臓 及び肉鶏処理副産物)

- (注意点)① 食肉処理加工以外のその他の畜産食料品は、「1119-09、-099 その他の食料品」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の「1111-01 と畜(含肉鶏処理)」を「食肉」に、「1111-011 牛肉(枝肉)」を「牛肉」に、「1111-012 豚肉(枝肉)」を「豚肉」に、「1111-014 その他の肉(枝肉)」を「その他の食肉」に、「1111-015 と畜副産物(含肉鶏処理副産物)」を「と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」にそれぞれ名称変更。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表で 「1119-09、-099 その他の食料品」に含 まれていた冷凍肉 (鶏肉を含む。)を本 部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
1111-02		酪農品
	1111-021	飲用牛乳
	1111-022	乳製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0913「処理牛乳・乳飲料製造業」及び0914「乳製品製造業(処理牛乳,乳飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)飲用牛乳:牛乳、加工乳

乳製品:乳飲料、粉乳、れん乳、バター、 チーズ、アイスクリーム、ミックスパ ウダー、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲 料

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1112-03、-031、 -032」を「1111-02、-021、-022」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1111-09	1111-099	その他の畜産食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0912「肉加工品製造業」及び細分類0919「その他の畜産食料品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバー グ(冷蔵品)、焼豚、食肉びん・かん詰(コ ンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、 その他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥 卵等)

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に含まれていた食肉 びん・かん詰(コンビーフかん詰、うず ら卵水煮かん詰等)を本部門に統合。
- ② 平成23年表において「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていたその他 の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等) を本部門に統合。
- ③ 平成23年表の「1112-01、-011 肉加工 品」を「1111-09、-099 その他の畜産食 料品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0925「冷凍水産物製造業」及び0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍魚介類、冷凍魚介調理品(丸又は三枚おろし、刺身等の処理をし、凍結したもの)、冷凍すり身、副産物の「魚のあら」

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1113-01、-011」を「1112-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0924「塩干・ 塩蔵品製造業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煮干し品、素干し品、塩干品、くん製品、 副産物の「魚のあら」

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1113-02、-021」を「1112-02、-021」に変更。

(注意点) さくら干し、みりん干しは、「1112-09、 -099 その他の水産食料品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1112-03	1112-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0921「水産缶 詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かに、さけ、まぐろ・かつお、さば、いわし、その他の水産びん・かん詰、副産物の「魚のあら」

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1113-03、-031」を「1112-03、-031」に変更。

(注意点) 水産物つくだ煮は、その容器を問わず、 「1112-09、-099 その他の水産食料品」に 含める。

列コード	行コード	部門名称
1112-04	1112-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0923「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソー セージ、副産物の「魚のあら」

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1113-04、-041」を「1112-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-09	1112-099	その他の水産食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0922「海藻加工業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 節類、水産物つくだ煮、寒天、焼・味付けのり、さくら干し、みりん干し

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「1113-09、-099 その他の 水産食品」を「1112-09、-099 その他の水 産食料品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1113-01		精穀
	1113-011	精米
	1113-019	その他の精穀

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0961「精米・ 精麦業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精米、くず米、米ぬか、精麦、麦ぬか (平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1114-01、-011、-019」を「1113-01、-011、-019」に変更。

(注意点) 米(玄米)については、種子及び飼料向 けを除き、本部門を経由して産出させてい るため、本部門の国内生産額には精穀業者 が行う精米以外(農家の自家消費等)を含 また

列コード	行コード	部門名称
1113-02		製粉
	1113-021	小麦粉
	1113-029	その他の製粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0962「小麦粉 製造業」及び0969「その他の精穀・製粉業」 の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉、 米穀粉

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1114-02、-021、

-029」を「1113-02、-021、-029」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1114-01	1114-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0992「めん類 製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッ ティ、生めん

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1115-01、-011」を「1114-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1114-02	1114-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0971「パン製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうち調理パン及びサンドイッチ並びに5863「パン小売業(製造小売)」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食パン、学校給食パン、菓子パン、調理 パン、サンドイッチ

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1115-02、-021」を「1114-02、-021」に変更。

(注意点) 小売店の店舗内で製造・小売されるもの の製造分の生産活動を含む。

列コード	行コード	部門名称
1114-03	1114-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0972「生菓子製造業」、0973「ビスケット類・干菓子製造業」、0974「米菓製造業」、0979「その他のパン・菓子製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち即席ココア及び5861「菓子小売業(製造小売)」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1115-03、-031」を「1114-03、-031」に変更。

(注意点) 小売店の店舗内で製造・小売されるもの の製造分の生産活動を含む。

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	農産保存食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類093「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」の 生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾燥野菜、冷凍野菜、漬物、ジャム、かんぴょう、切干だいこん、マッシュポテト、 干がき、野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、原料濃縮果汁

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれていたジャム(びん・かん詰)、野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、原料濃縮果汁を本部門に統合し、平成23年表の「1116-02、-021 農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)」を「1115-01、-011 農産保存食料品」にコード及び名称変更。

- (注意点)① 原料濃縮果汁以外の果実飲料、野菜 ジュースは、「1129-02、-021 清涼飲料」 に、菓子のかん詰は、「1114-03、-031 菓 子類」に含める。
 - ② たれ、つゆ類及びジュースを除くトマト加工品(ケチャップ・ピューレ等)は、「1116-05、-051 調味料」に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の 「1116-02、-021 農産保存食料品(除び ん・かん詰)」を「農産保存食料品(び ん・かん詰を除く。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-01		砂糖
	1116-011	精製糖
	1116-019	その他の砂糖・副産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0951「砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」及び0952「砂

糖精製業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製糖(てんさい糖、甘しゃ糖)、含み つ糖、副産物(糖みつ、ビートパルプ)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1117-01、-011、 -019」を「1116-01、-011、-019」に変更。

(注意点) 本部門には、国産さとうきびからの粗糖 生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産 活動を含めるが、当過程での自部門投入は 含めない。

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0991「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小 麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1117-02、-021」を「1116-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-03	1116-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0953「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ぶどう糖(無水結晶ぶどう糖・含水結晶 ぶどう糖、全糖ぶどう糖、液状ぶどう糖)、 水あめ(水あめ、粉あめ)、異性化糖

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1117-03、-031」 を「1116-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-04		動植物油脂
	1116-041	植物油脂
	1116-042	動物油脂
	1116-043	加工油脂
	1116-044	植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類098「動植物

油脂製造業」及び細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(果 汁搾りかす、野菜屑等)は、植物原油かす を競合部門とする。

(品目例示)植物油脂:食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油(あまに油、ひまし油)

動物油脂:動物油脂(牛脂、豚脂等)、魚油

加工油脂:マーガリン、ショートニング、 精製ラード

植物原油かす:なたね油かす、大豆油かす、 米ぬか油かす

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1117-04、-041~ -044」を「1116-04、-041~-044」に変更。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の列 部門「1117-04 植物油脂」と「1117-05 動 物油脂」を統合して「1117-04 動植物油 脂」とし、平成17年表のコード「1117-051」 を「1117-042」に、「1117-042~-043」 を「1117-043~-044」に変更。
 - ② 平成23年表において、平成17年表で 「1117-051 動物油脂」に含まれていた 精製ラードを「1117-043 加工油脂」に 統合。

列コード	行コード	部門名称
1116-05	1116-051	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類094「調味料 製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物(卵白)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1117-05、-051」を「1116-05、-051」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1117-06、-061」を「1117-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0995「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍フライ(コロッケ、カツ、魚フライ等)、冷凍米飯類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0998「レトル ト食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レトルト食品(カレー、マーボー豆腐の素、ミートソース類、スープ類等)

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0996「そう (惣)菜製造業」、0997「すし・弁当・調 理パン製造業」のうちすし・弁当及び5895 「料理品小売業」のうち製造分の生産活動 を範囲とする。

(品目例示) そう菜、すし、弁当

(注意点)① 小売店の店舗内で製造・小売されるも のの製造分の生産活動を含む。

> ② 調理パン及びサンドイッチは 「1114-02、-021 パン類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0993「豆腐・油揚製造業」、0994「あん類製造業」、0999 「他に分類されない食料品製造業」のうち 即席ココアを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) とうふ、油揚、生揚、がんもどき、生あ

ん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成 加工、粉末ジュース、もち、調理特殊かん 詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、 スープ類かん詰等)

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に含まれていた調理 特殊かん詰 (カレーかん詰、ミートソー ス類かん詰、スープ類かん詰等)を本部 門に統合。
- ② 平成23年表において本部門に含まれていたその他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等)を「1111-09、099 その他の畜産食料品」に統合。
- (注意点)① 即席ココアは「1114-03、-031 菓子類」 に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表で本 部門に含まれていた冷凍肉 (鶏肉を含 む。)を「1111-01 食肉」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1023「清酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1022「ビール 類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、 生酵母、発泡酒

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「1121-02、-021 ビール」を「ビール類」 に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1024「蒸留

酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「1121-03、-031 ウィスキー類」を「ウイ スキー類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1021「果実酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りんを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒、 雑酒、添加用アルコール

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類103「茶・コーヒー製造業 (清涼飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー

(注意点) 緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、 コーヒー飲料、麦茶飲料は「1129-02、-021 清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099 そ の他の食料品」に、ココアは「1114-03、 -031 菓子類」に、それぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類101「清涼飲料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳飲料、ミネラルウォーター、スポーツドリンク、野菜ジュース

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれていた野菜ジュースを本部門に統合。

(注意点) 発酵乳及び乳酸菌飲料は「1111-02 酪農品」及び「1111-022 乳製品」に、濃縮果汁及び天然果汁は「1115-01、-011 農産保存食料品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類104「製氷業」 の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用氷

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1061「配合飼料製造業」及び1062「単体飼料製造業」の 生産活動を範囲とする。

> なお、他部門で発生する屑・副産物(屑 肉、副産蛹、くず繭)は、本部門を競合部 門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1063「有機質 肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) 動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、 加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ 油かす等)、その他(たい肥)
- (注意点)① 別掲とは、列部門「0121-01 酪農」及び行部門「0121-019 その他の酪農生産物」、「0121-02、-021 肉用牛」、「0121-03、-031 豚」、「0121-04、-041 鶏卵」、「0121-05、-051 肉鶏」、「0121-09、-099その他の畜産」に含まれるきゅう肥、鶏ふんである。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の 「1131-02、-021 有機質肥料(除別掲)」 を「有機質肥料(別掲を除く。)」に名称 変更。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類105「たばこ 製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、 パイプたばこ

15 繊維製品

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類111「製糸業, 紡績業,化学繊維・ねん糸等製造業」のう ち細分類1112「化学繊維製造業」、1113「炭 素繊維製造業」を除く生産活動を範囲とす る。

(品目例示) 製糸(生糸、副蚕糸)、綿紡績糸(純綿 糸、混紡綿糸)、化学繊維紡績糸(ビスコー ス・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテー ト紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績 糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、 ポリプロピレン紡績糸)、毛紡績糸(そ毛 糸、紡毛糸)、ねん糸、かさ高加工糸、そ の他の紡績糸(絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅ う糸、麻紡績糸、和紡糸等)

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織 物を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1121「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地

- (注意点)① 幅13.0cm未満の織物については、使用 される糸の種類にかかわらず、「1512-09、 -099 その他の織物」のうち細幅織物に 含める。
 - ② 国内生産額には、製造業以外からの委 託も含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の「1512-01、-011 綿・スフ織物(含合繊 短繊維織物)」を「綿・スフ織物(合繊 短繊維織物を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織
		物を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1122「絹・人

絹織物業」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) 絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維 長繊維織物、化学繊維タイヤコード
- (注意点)① 幅13.0cm未満の織物については、使用 される糸の種類にかかわらず、「1512-09、 -099 その他の織物」のうち細幅織物に 含める。
 - ② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の 「1512-02、-021 絹・人絹織物(含合繊 長繊維織物)」を「絹・人絹織物(合繊 長繊維織物を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1512-09	1512-099	その他の織物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1123「毛織物業」、1124「麻織物業」、1125「細幅織物業」及び1129「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) 毛織物(そ毛洋服地、その他のそ毛織物、 紡毛服地、その他の紡毛織物、その他の毛 織物)、麻織物(亜麻織物、ちょ麻織物、 黄麻織物、繊維製ホース、麻風合成繊維織 物)、細幅織物、その他の織物(モケット 等)
- (注意点)① 幅13.0cm未満の織物については、使用 される糸の種類にかかわらず、本部門の 細幅織物に含める。
 - ② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。
 - ③ 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を本部門に統合し、「1512-03、-031 毛織物・麻織物・その他の織物」を「1512-09、-099 その他の織物」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1513-01	1513-011	ニット生地

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類113「ニット

生地製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

列コード	行コード	部門名称
1514-01	1514-011	染色整理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類114「染色整理業」の活動を範囲とする。

(注意点) 国内生産額は、「販売分(原材料購入分)」 及び「賃加工分(原材料支給分)」に分け られる。しかし、染色整理は、原反等を購 入しない染色活動の部分のみと定義して いる。このため、「販売分(原材料購入分)」 については、販売額から原材料の購入分を 差し引いて推計。

列コード	行コード	部門名称
1519-09		その他の繊維工業製品
	1519-091	綱・網
	1519-099	他に分類されない繊維工業
		製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類115「綱・網・レース・繊維粗製品製造業」の生産活動を 範囲とする。

(品目例示)綱・網:ロープ、コード、トワイン、漁網、 漁網以外の網地

他に分類されない繊維工業製品:レース生地・雑品、組ひも、整毛(洗上羊毛、トップ、反毛等)、フェルト、不織布(乾式)、上塗りした織物、防水した織物、その他の繊維粗製品(ふとん綿、リリヤン、モール、ふさ類等)

(注意点)① 平成23年表において、平成17年表の列部門「1519-01綱・網」と「1519-09その他の繊維工業製品」を統合し、「1519-09その他の繊維工業製品」とした。また平成17年表の行部門「1519-011綱・網」、「1519-099その他の繊維工業製品」をそれぞれ「1519-091綱・網」、「1519-099他に分類されない繊維工業製品」とした。

② 平成23年表において、日本標準産業分

類の改定により、平成17年表で「1519-09、 -099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を「1512-09、-099 その他の織物」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲)

日本標準産業分類の細分類1161「織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1162「織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1163「織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1164「織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み,下着を除く)」、1165「織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1171「織物製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうち織物製のもの及び1181「和装製品製造業(足袋を含む)」の生産活動を範囲とする。また洋服製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 成人男子・少年服、成人女子・少女服、 乳幼児服、シャツ、事務用・作業用・衛生 用衣服、スポーツ用衣服、学校服、下着、 寝着類、和装製品(既製和服・帯、ショー ル、足袋類等)

(注意点)① 国内生産額には、製造業以外からの委 託も含める。

> ② 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「1522-09、 -099 その他の衣服・身の回り品」に含まれていた足袋類を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
1521-02	1521-021	ニット製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1166「ニット 製外衣製造業 (アウターシャツ類, セーター類などを除く)」、1167「ニット製アウターシャツ類製造業」、1168「セーター類 製造業」、1169「その他の外衣・シャツ製造業」、1172「ニット製下着製造業」、1173 「織物製・ニット製寝着類製造業」のうち ニット製のもの及び1174「補整着製造業」 の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アウターシャツ類、セーター類、その他の外衣・シャツ(成人男子・少年服、成人女子・少女服、乳幼児服、スポーツ用衣服、海水着等)、下着、寝着類、補整着

(注意点) 国内生産額には、製造業以外からの委託 も含める。

列コード	行コード	部門名称
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1182「ネクタイ製造業」、1183「スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業」、1184「靴下製造業」、1185「手袋製造業」、1186「帽子製造業(帽体を含む)」及び1189「他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、靴下、手袋、帽子、毛皮製衣服・ 身の回り品、なめし革製衣服、繊維製履物

(注意点) 平成23年表において、日本標準産業分類 の改定により、平成17年表で本部門に含ま れていた足袋類を「1521-01、-011 織物製 衣服」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1529-01	1529-011	寝具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1191「寝具製造業」及び1192「毛布製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ふとん、羽毛ふとん、その他の寝具(寝 具用カバー、シーツ、タオルケット、枕、 クッション、寝袋等)、毛布

列コード	行コード	部門名称
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1193「じゅう たん・その他の繊維製床敷物製造業」の生 産活動を範囲とする。

(品目例示) じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1519-02、-021」を「1529-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1529-09		その他の繊維既製品
	1529-091	繊維製衛生材料
	1529-099	他に分類されない繊維既製
		品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1194「帆布製品製造業」、1195「繊維製袋製造業」、1196「刺しゅう業」、1197「タオル製造業」、1198「繊維製衛生材料製造業」及び1199「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 繊維製衛生材料:ガーゼ、包帯、脱脂綿、 ばんそうこう(布製)、衛生マスク、 三角きん、眼帯、綿棒

> 他に分類されない繊維既製品:帆布製品 (シート、テント、日よけ等)、繊維 製袋(麻袋、綿袋、合成繊維袋等)、 刺しゅう製品、タオル、カーテン、テー ブルクロス

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の列部 門「1519-03 繊維製衛生材料」と「1529-09 その他の繊維既製品」を統合し、「1529-09 その他の繊維既製品」とした。また平成17 年表の行部門「1519-031 繊維製衛生材料」、「1529-099 その他の繊維既製品」をそれ ぞれ「1529-091 繊維製衛生材料」、「1529-099 他に分類されない繊維既製品」とした。

16 パルプ・紙・木製品

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(木 くず)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材

列コード	行コード	部門名称
1611-02	1611-021	合板・集成材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1212「単板 (ベニヤ)製造業」、1222「合板製造業」 及び1223「集成材製造業」の生産活動を範 囲とする。

(品目例示) 単板、普通合板、特殊合板、集成材 (平成23年表からの変更点)

平成23年表において本部門に含まれていた床板を列部門「1619-09 その他の木製品」及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「1611-02、-021 合板」を「合板・集成材」 に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1213「木材 チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1619-09		その他の木製品
	1619-091	建設用木製品
	1619-099	他に分類されない木製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1219「その他の特殊製材業」、1221「造作材製造業(建具を除く)」、1224「建築用木製組立材料製造業」、1225「パーティクルボード製造業」、

1226「繊維板製造業」、1227「銘木製造業」、 1228「床板製造業」、小分類123「木製容器 製造業(竹,とうを含む)」及び129「その 他の木製品製造業(竹,とうを含む)」の 生産活動を範囲とする。

(品目例示)建設用木製品:造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、繊維板、銘板、銘木、床柱、床板

他に分類されない木製品:経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠、巻枠、たる、おけ類、薬品処理木材、コルク製品、はし、げた、せいろ、靴型、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品

(平成23年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成23 年表において「1611-02、-021 合板・集成 材」に含まれていた床板を本列部門及び行 部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

(注意点)① 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていた繊維板を本列部門及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

② 平成23年表において、平成17年表の 「1619-099 その他の木製品(除別掲)」 を「他に分類されない木製品」に名称変 更。

列コード	行コード	部門名称
1621-01	1621-011	木製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1311「木製家 具製造業 (漆塗りを除く)」の生産活動を 範囲とする。また製造小売業のうち製造に 係る活動を含む。

(品目例示) 机、テーブル、いす、流し台、調理台、 ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャ ビネット、ベッド等の木製家具

(注意点) 平成23年表において、日本標準産業分類 との整合性を踏まえ、平成17年表の 「1711-01、-011 木製家具・装備品」を 「1621-01、-011 木製家具」とし、平成17 年表で本部門に含まれていた装備品や一部の木製以外の家具(土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等)を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含めた。

列コード	行コード	部門名称
1621-02	1621-021	金属製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1312「金属製家具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 机、テーブル、いす、ベッド、流し台、 調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具

(注意点) 平成23年表において、日本標準産業分類 との整合性を踏まえ、平成17年表の 「1711-03、-031 金属製家具・装備品」を 「1621-02、-021 金属製家具」とし、平成 17年表で本部門に含まれていた装備品を 「1621-09、-099 その他の家具・装備品」 に含めた。

列コード	行コード	部門名称
1621-03	1621-031	木製建具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類133「建具製造業」の生産活動を範囲とする。また製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 雨戸、格子、障子、ふすま

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1711-02、-021」を「1621-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1313「マット レス・組スプリング製造業」、小分類132 「宗教用具製造業」及び139「その他の家 具・装備品製造業」の生産活動を範囲とす る。また製造小売業のうち製造に係る活動 を含む。

(品目例示) ベッド用マットレス、組スプリング、宗 教用具、事務所用・店舗用装備品(陳列ケー ス、アコーディオンカーテン等)、窓用・ 扉用日よけ(ブラインド等)、日本びょう ぶ、衣こう、すだれ、つい立、鏡縁、額縁、 黒板、プラスチック製家具、窯業・土石製 家具

(注意点) 平成23年表において、日本標準産業分類 との整合性を踏まえ、平成17年表で 「1711-01、-011 木製家具・装備品」及び 「1711-03、-031 金属製家具・装備品」に 含まれていた日本標準産業分類の細分類 1313「マットレス・組スプリング製造業」、 小分類132「宗教用具製造業」及び139「そ の他の家具・装備品製造業」を分割再編し、 本部門を新設。

列コード	行コード	部門名称
1631-01	1631-011	パルプ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類141「パルプ 製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1811-01、-011」を「1631-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	1631-021P	古紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する古紙の競合部門である。

(注意点)① 本部門については、古紙を主生産物と する部門(競合部門)が無いため、行部 門のみを仮設部門として設けている。

> ② 平成23年表において、平成17年表の コード「1811-021P」を「1631-021P」に 変更。

列コード	行コード	部門名称
1632-01	1632-011	洋紙・和紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1421「洋紙製造業」、1423「機械すき和紙製造業」、1424 「手すき和紙製造業」の生産活動を範囲と する。独立行政法人国立印刷局が行う紙幣 用和紙の生産活動を含む。

- (品目例示) 新聞巻取紙、印刷用紙、情報用紙、包装 用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙 幣用和紙
- (注意点)① 本部門に含める衛生用紙とは、原紙のことであり、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の製品は、「1649-01、-011 紙製衛生材料・用品」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「1812-01、-011」を「1632-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1632-02	1632-021	板紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1422「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原 紙、その他の板紙

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1812-02、-021」を「1632-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-01	1633-011	段ボール

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1432「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール (シート)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1813-01、-011」を「1633-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1431「塗工紙 製造業 (印刷用紙を除く)」及び1433「壁 紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲と する。

(品目例示) 絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工

紙、ブックバインディングクロス、その他 の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1813-02、-021」を「1633-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1641-01	1641-011	段ボール箱

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1453「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1821-01、-011」を「1641-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1641-09	1641-099	その他の紙製容器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1451「重包装 紙袋製造業」、1452「角底紙袋製造業」及 び1454「紙器製造業」の生産活動を範囲と する。

(品目例示) 重包装紙袋(セメント袋、米麦袋等)、 角底紙袋(ショッピングバッグ、手提紙袋等)、紙箱(折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等)、その他の紙器(紙筒、紙コップ、紙皿等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1821-09、-099」を「1641-09、-099」 に変更。

列コード	行コード	部門名称
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙製衛生材料(衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等)、紙製衛生用品(紙おむつ、紙タオル、紙ナプキン、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等)

(注意点)① ティッシュペーパー、トイレットペー

パー等の原紙は、「1632-01、-011 洋紙・ 20 化学製品 和紙」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「1829-01、-011」を「1649-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工
		品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類144「紙製品 製造業」、149「その他のパルプ・紙・紙加 工品製造業 | のうち紙製衛生材料、紙製衛 生用品を除く生産活動を範囲とする。

- (品目例示) 事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、 セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ、ソ リッドファイバー製品、バルカナイズド ファイバー製品
- (注意点)① 平成23年表において、日本標準産業分 類の改定により、平成17年表で本部門に 含まれていた繊維板を列部門「1619-09 その他の木製品」及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「1829-09、-099」を「1649-09、 -099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素 質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝 酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除 いたもの、1612「複合肥料製造業」、1619

> 「その他の化学肥料製造業」及び1621 「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの 生産活動を範囲とする。

> なお、他部門で発生する屑・副産物(硫 安、塩安、けい酸石灰等) は、本部門を競 合部門とする。

(品目例示) 室素質・りん酸質肥料 (アンモニア、ア ンモニア水、尿素、硝酸アンモニウム、石 灰窒素、過りん酸石灰、熔成りん肥、重過 りん酸石灰、重焼りん)、複合肥料(りん 酸アンモニウム(肥料用)、高度化成肥料、 普通化成肥料、配合肥料)

列コード	行コード	部門名称
2021-01		ソーダ工業製品
	2021-011	ソーダ灰
	2021-012	か性ソーダ
	2021-013	液体塩素
	2021-019	その他のソーダ工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1621「ソーダ 工業」のうち塩化アンモニウムを除く生産 活動を範囲とする。

(品目例示) その他のソーダ工業製品: 塩素ガス、塩酸 ガス、塩酸、高度さらし粉、さらし液、 塩素酸ナトリウム

列コード	行コード	部門名称
2029-01		無機顔料
	2029-011	酸化チタン
	2029-012	カーボンブラック
	2029-019	その他の無機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1622「無機顔 料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他の無機顔料: 亜鉛華、酸化第二鉄、

黄鉛、鉛丹、リサージ、カドミウム顔 料、銀朱

列コード	行コード	部門名称
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1623「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解 アセチレン、炭酸ガス

列コード	行コード	部門名称
2029-03		塩
	2029-031	原塩
	2029-032	塩

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1624「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 塩、食卓塩、かん水、にがり

(注意点) 岩塩は、列部門「0629-09 その他の鉱物」 及び行部門「0629-099 他に分類されない 鉱物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、並びに1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

列コード	行コード	部門名称
2031-01		石油化学基礎製品
	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1631「石油化 学系基礎製品製造業(一貫して生産される 誘導品を含む)」のうちナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、オフガスの生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2031-02		石油化学系芳香族製品
	2031-021	純ベンゼン
	2031-022	純トルエン
	2031-023	キシレン
	2031-029	その他の石油化学系芳香族
		製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1631「石油化 学系基礎製品製造業(一貫して生産される 誘導品を含む)」のうち改質生成油及び分 解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純 トルエン、キシレン (o-キシレン (精製 のもの)、m-キシレン (精製のもの)、p-キシレン (精製のもの)を含む。)、芳香族

剤の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2041-01		脂肪族中間物
	2041-011	合成オクタノール・ブタ
		ノール
	2041-012	酢酸
	2041-013	二塩化エチレン
	2041-014	アクリロニトリル
	2041-015	エチレングリコール
	2041-016	酢酸ビニルモノマー
	2041-019	その他の脂肪族中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1632「脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

(品目例示) その他の脂肪族中間物:イソプロピルアルコール、酸化エチレン、塩化ビニル(モノマー)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において行部門「2041-011 合成アルコール類」に含まれていたエチル アルコール(石油系)、合成高級アルコー ル (C9以上のもの) 及びイソプロピルア ルコールを行部門「2041-019 その他の脂 肪族中間物」に統合し、平成23年表の行部 門「2041-011 合成アルコール類」を「合 成オクタノール・ブタノール」に名称変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2032-01、-011~-016、-019」を「2041-01、-011~-016、-019」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-02		環式中間物・合成染料・有機
		顔料
	2041-021	合成染料・有機顔料
	2041-022	スチレンモノマー
	2041-023	合成石炭酸
	2041-024	テレフタル酸 (高純度)
	2041-025	カプロラクタム
	2041-029	その他の環式中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他の環式中間物:無水フタル酸、トルイレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、シクロヘキサン、アニリン、ニトロベンゼン、クロルベンゼン

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「2041-02 環式中間物」と「2041-03 合成染料・有機顔料」を統合し、「2041-02 環式中間物・合成染料・有機顔料」とする。また平成23年表のコード「2041-031」を「2041-021」に、「2041-021~-024」を「2041-022~-025」にそれぞれ変更。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表で 「2039-09、-099 その他の有機化学工業 製品」に含まれていたアゾ顔料を本部門 に統合し、「2039-04、-041 合成染料」 を「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」 にコード及び名称変更。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「2032-02、-021~-024、-029」 を「2041-02、-021~-024、-029」に変 更。

列コード	行コード	部門名称
2042-01	2042-011	合成ゴム

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1636「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2033-01、-011」を「2042-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-01	2049-011	メタン誘導品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1639「その他 の有機化学工業製品製造業」のうちメタン 誘導品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2039-01、-011」を「2049-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-02	2049-021	可塑剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1639「その他 の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤 の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、り ん酸系可塑剤、アジピン酸系可塑剤、ポリ エステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2039-03、-031」を「2049-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1633「発酵工業」及び1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤とメタン誘導品を除く生産活動を範囲とする。日本アルコール産業株式会社の生産活動を含む。

(品目例示) 純ベンゼン(非石油系)、クレオソート

油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール(油脂製品)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2039-09、-099」を「2049-09、-099」に変更し、平成17年表で本部門に含まれていたアゾ顔料を「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちフェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2041-01、-011」を「2051-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2051-02		熱可塑性樹脂
	2051-021	ポリエチレン (低密度)
	2051-022	ポリエチレン (高密度)
	2051-023	ポリスチレン
	2051-024	ポリプロピレン
	2051-025	塩化ビニル樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

(注意点)① EVA(エチレン・酢酸ビニルコポリマー)は、「2051-021 ポリエチレン(低密度)」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「2041-02、-021~-025」を 「2051-02、-021~-025」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2051-03	2051-031	高機能性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラス

チック製造業」のうちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、ポリフェニレンサルファイドの生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、 ポリアセタール、ポリエチレンテレフタ レート (繊維用を除く)、ポリブチレンテ レフタレート、ポリフェニレンサルファイ ド

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含まれていたポリ フェニレンサルファイドを本部門に統 合。
- ② 平成23年表において本部門に含まれていた変性ポリフェニレンエーテルを「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に統合。
- (注意点)① ポリエチレンテレフタレート(繊維用) は、「2051-09、-099 その他の合成樹脂」 に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「2041-03、-031」を「2051-03、 -031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラス チック製造業」のうち石油系樹脂、メタク リル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビ ニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセル ロース、ポリエチレンテレフタレート(繊 維用)など他に分類されない合成樹脂の生 産活動を範囲とする。

(品目例示) 石油系樹脂(ポリブテン、石油樹脂)、 メタクリル樹脂(成形材料、板状等材料)、 ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹 脂、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタ レート(繊維用)、その他の樹脂

(平成23年表からの変更点)

① 平成23年表において「2051-03、-031

高機能性樹脂」に含まれていた変性ポリフェニレンエーテルを本部門に統合。

- ② 平成23年表において本部門に含まれていたポリフェニレンサルファイドを「2051-03、-031 高機能性樹脂」に統合。
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2041-09、-099」を「2051-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2061-01		化学繊維
	2061-011	レーヨン・アセテート
	2061-012	合成繊維

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1112「化学繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)レーヨン・アセテート:ビスコース長繊維 糸・短繊維、キュプラ長繊維糸・短繊 維、アセテート長繊維糸・短繊維

合成繊維:ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸・短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビニロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「2061-01 レーヨン・アセテート」と「2061-02 合成繊維」を統合し、「2061-01 化学繊維」とする。また平成23年表のコード「2061-021」を「2061-012」に変更。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の「2051-01、-011 レーヨン・アセテート」を「2061-01、-011」にコード変更。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の「2051-02、-021 合成繊維」を「2061-02、-021」にコード変更。

列コード	行コード	部門名称
2071-01	2071-011	医薬品

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類165「医薬品 製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医薬品製品(循環器官用薬、抗生物質製 剤等)、医薬部外品(清涼剤、てんか粉剤、 腋臭防止剤、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、 軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤)、動 物用医薬品・医薬部外品

- (注意点)① 化粧品・歯磨は「2082-01、-011 化粧品・歯磨」に、農薬は「2084-01、-011 農薬」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「2061-01、-011」を「2071-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2081-01		油脂加工製品・界面活性剤
	2081-011	油脂加工製品
	2081-012	石けん・合成洗剤
	2081-013	界面活性剤(石けん・合成
		洗剤を除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)を除く生産活動、1642「石けん・合成洗剤製造業」及び1643「界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)油脂加工製品:硬化油(工業用)、脂肪酸、 グリセリン

> 界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。): 陰イオン・陽イオン・両性イオン・非 イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表の列部門「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」を「油脂加工製品・界面活性剤」に名称変更。
- ② 平成23年表の行部門「2081-013 界面 活性剤」を「界面活性剤(石けん・合成 洗剤を除く。)」に名称変更。
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表の列部 門「2039-02 油脂加工製品」と「2071-01 石 けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、 「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗 剤・界面活性剤」とした。また行部門 「2039-021 油脂加工製品」、「2071-011 石 けん・合成洗剤」、「2071-012 界面活性剤」 をそれぞれ「2081-011 油脂加工製品」、、

「2081-012 石けん・合成洗剤」、「2081-013 界面活性剤」とした。

列コード	行コード	部門名称
2082-01	2082-011	化粧品・歯磨

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類166「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 香水、オーデコロン、頭髪用化粧品(シャンプー、ヘアリンス、養毛料、整髪料等)、 皮膚用化粧品(クリーム、乳液、化粧水、パック等)、仕上用化粧品(ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメークアップ等)、特殊用途化粧品(日やけ止め・ひげそり用化粧品等)、歯磨

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「2081-02、-021」を「2082-01、-011」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2071-02、-021」を「2081-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-01	2083-011	塗料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1644「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー類

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「2082-01、-011」を「2083-01、-011」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2072-01、-011」を「2082-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-02	2083-021	印刷インキ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1645「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷

インキ用ワニス

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「2082-02、-021」 を「2083-02、-021」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2072-02、-021」を「2082-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2084-01	2084-011	農薬

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1692「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ(鼠)剤、 植物成長調整剤、補助剤

(注意点)① 殺虫、殺そ(鼠)剤(農薬を除く。) 及び殺菌・消毒剤(農薬を除く。)の活動は、「2071-01、-011 医薬品」に含める。

> ② 平成23年表において、平成17年表の コード「2074-01、-011」を「2084-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1694「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2079-01、-011」を「2089-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-02	2089-021	写真感光材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1695「写真感 光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、製版用感光 材料、写真用化学薬品

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「2083-01、-011」

を「2089-02、-021」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2073-01、-011」を「2083-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-09		その他の化学最終製品
	2089-091	触媒
	2089-099	他に分類されない化学最終
		製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒、1646「洗浄剤・磨用剤製造業」、1647「ろうそく製造業」、1691「火薬類製造業」、1693「香料製造業」、1696「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、1697「試薬製造業」及び1699「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)他に分類されない化学最終製品:洗浄剤・ 磨用剤(クレンザー、ワックス、靴ク リーム等)、ろうそく、火薬類(無煙 火薬、電気雷管等)、香料、天然樹脂 製品、木材化学製品、試薬、他に分類 されない化学工業製品(デキストリン (可溶性でんぷんを含む)、修正液、 漂白剤等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2079-09、-091」を「2089-09、-091」 に変更し、「2079-099 その他の化学最終製品(除別掲)」を「2089-099 他に分類されない化学最終製品」にコード及び名称変更。

21 石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2111-01		石油製品
	2111-011	ガソリン
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲)

日本標準産業分類の小分類171「石油精製業」、172「潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)」及び細分類1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭を除く生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。また「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品: グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

列コード	行コード	部門名称
2121-01		石炭製品
	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲)

日本標準産業分類の小分類173「コークス製造業」及び細分類1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭の生産活動を範囲とする。また石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗製ベンゾールが含まれる。

なお、他部門で発生するプラスチック屑 の一部は、「2121-011 コークス」及び 「2121-019 その他の石炭製品」を競合部 門とする。また他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品: 練炭、豆炭、粗製ベン ゾール、コールタール、コークス炉ガ

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類174「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

22 プラスチック・ゴム製品

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・
		シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・
		食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類181「プラス チック板・棒・管・継手・異形押出製品製 造業」、182「プラスチックフィルム・シー ト・床材・合成皮革製造業」、183「工業用 プラスチック製品製造業」、184「発泡・強 化プラスチック製品製造業」、185「プラス

> チック成形材料製造業 (廃プラスチックを 含む)」及び189「その他のプラスチック製

品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート: プラス チックフィルム、プラスチックシート、 プラスチック床材、合成皮革、プラス チックフィルム・シート・床材・合成 皮革加工品

> プラスチック板・管・棒:プラスチック板 (平板・波板・積層品・化粧板)・棒、 プラスチック管(硬質管、ホース)、 プラスチック継手、プラスチック異形 押出製品(雨どい等)、プラスチック 板・棒・管・継手・異形押出製品の加 工品

プラスチック発泡製品:ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩 化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板 状発泡製品、発泡プラスチック製品の加工品 工業用プラスチック製品:輸送機械器具用 プラスチック製品 (バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等)、 電気機械器具用プラスチック製品 (T Vキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵 庫内装用品等)、その他の工業用プラ スチック製品、工業用プラスチック製 品の加工品

強化プラスチック製品:強化プラスチック 製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、工業用強化 プラスチック製品、その他の強化プラ スチック製品(保安帽(帽体)、がい 子、橋脚、コンテナ等)、強化プラス チック製品の加工品

プラスチック製容器:飲料用プラスチック ボトル、プラスチック製灯油缶、工業 用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、 ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、 ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品:プラスチック製台所・食卓用品(まな板、ボウル、食器、盆等)、プラスチック製浴室用品、その他のプラスチック製日用雑貨

その他のプラスチック製品:プラスチック 成形材料、廃プラスチック製品(くい、棚、漁礁等)、医療・衛生用プラスチック製品 ク製品、その他のプラスチック製品 (結束テープ、絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝等)、プラスチック製品の加工品(他に分類されないもの)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表で行部 門「2211-015強化プラスチック製品」に 含まれていた発泡・強化プラスチック製品 の加工品のうち発泡製品分を分割し、行部 門「2211-013プラスチック発泡製品」に 統合。

列コード	行コード	部門名称
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類191「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類1994「更

生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2311-01、-011」を「2221-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2229-09	2229-091	その他のゴム製品 ゴム製・プラスチック製履
	2229-099	物 他に分類されないゴム製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類192「ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」、193「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類1991「ゴム引布・同製品製造業」、1992「医療・衛生用ゴム製品製造業」、1993「ゴム練生地製造業」、1995「再生ゴム製造業」及び1999「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ゴム製・プラスチック製履物:ゴム製履物・同附属品(地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)、ゴム製の履物用品(ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲など))、プラスチック製履物・同附属品(プラスチック製靴(合成皮革製靴、プラスチック成形靴など)、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物附属品)

他に分類されないゴム製品:コンベヤゴムベルト、平ベルト、Vベルト(ファンベルトを含む)、ゴムホース、工業用ゴム製品(防振ゴム、ゴム製パッキン類等)、ゴム引布、ゴム引布製品(エアーマットレス等)、医療・衛生用ゴム製品(乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等)、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品(フォームラバー、ゴム手袋(医療用を除く)、

消しゴム、ゴムバンド等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「2229-01 ゴム製・プラスチック製履物」と「2229-09 その他のゴム製品」を統合し、「2229-09 その他のゴム製品」とする。また平成23年表の行部門「2229-099 その他のゴム製品」を「他に分類されないゴム製品」に名称変更し、コード「2229-011」を「2229-091」に変更。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の 「2319-01、-011 ゴム製履物」と 「2319-02、-021 プラスチック製履物」 を統合し、「2229-01、-011 ゴム製・プ ラスチック製履物」とした。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の「2319-09、-099 その他のゴム製品」を「2229-09、-099」にコード変更。

25 窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2511-01		板ガラス・安全ガラス
	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2111「板ガラス製造業」及び2112「板ガラス加工業」の 生産活動を範囲とする。

(品目例示)板ガラス:普通板ガラス、変り板ガラス、 磨き板ガラス

> 安全ガラス・複層ガラス:合わせガラス、 強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、 曲げガラス、鏡

列コード	行コード	部門名称
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2117「ガラス 繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲と する。

(品目例示) ガラス短繊維製品 (フェルト、ボード、 筒等)、ガラス長繊維製品 (ロービング、 チョップドストランド、糸、布、マット等)、 光ファイバ (素線)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2512-01、-011」を「2511-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2511-09		その他のガラス製品
	2511-091	ガラス製加工素材
	2511-099	他に分類されないガラス製
		品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2113「ガラス 製加工素材製造業」、2114「ガラス容器製 造業」、2115「理化学用・医療用ガラス器 具製造業」、2116「卓上用・ちゅう房用ガ ラス器具製造業」及び2119「その他のガラ ス・同製品製造業」の生産活動を範囲とす る。

なお、他部門で発生する屑・副産物 (ガ

ラスびん) は、「2511-099 他に分類されないガラス製品」を競合部門とする。

- (品目例示)ガラス製加工素材:光学ガラス素地(眼鏡 用を含む)、電球類用・電子管用ガラ スバルブ、その他のガラス管・棒・球 (アンプル用ガラス管等)、電子機器 用基盤ガラス
 - 他に分類されないガラス製品:ガラス容器 (飲料用容器、食料用・調味料用容器、 化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・ 医療用ガラス器具(フラスコ、ビー カー、試験管、アンプル、薬瓶等)、 卓上用ガラス器具、ガラス製台所用 品・食卓用品、その他のガラス製品(魔 法瓶用ガラス製中瓶、照明用・信号用 ガラス製品、ガラスブロック、ガラス タイル等)
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2519-09、-091」を「2511-09、-091」に変更し、「2519-099 その他のガラス製品 (除別掲)」を「2511-099 他に分類されないガラス製品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2121「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。 なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。

(品目例示) ポルトランドセメント、フライアッシュ セメント、高炉セメント、シリカセメント

列コード	行コード	部門名称
2521-02	2521-021	生コンクリート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2122「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2522-01、-011」を「2521-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-03	2521-031	セメント製品

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2123「コンク リート製品製造業」及び2129「その他のセ メント製品製造業」の生産活動を範囲とす ス
- (品目例示) コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、コンクリート系プレハブ住宅、その他のセメント製品(セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等)
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2523-01、-011」を「2521-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2531-01		陶磁器
	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類214「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示)建設用陶磁器:衛生陶器(浴槽、洗面手洗器、便器、水槽等)、タイル(モザイクタイル、内装タイル等)
 - 工業用陶磁器:電気用陶磁器(がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミック製IC基板・パッケージ(焼結し放しのもの)等)、理化学用・工業用陶磁器、理化学用・工業用ファインセラミックス(焼結し放しのもの)
 - 日用陶磁器:陶磁器製食器、陶磁器製台 所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器 絵付品、陶磁器用はい(坏)土

列コード	行コード	部門名称
2591-01	2591-011	耐火物

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類215「耐火物 製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 耐火れんが、不定形耐火物(耐火モルタル、キャスタブル耐火物等)、人造耐火材(マグネシアクリンカー、合成ムライト等)、その他の耐火物(粘土質るつぼ、高炉用ブロック等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2599-01、-011」を「2591-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類213「建設用 粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び 細分類2192「石こう(膏)製品製造業」の 生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石こうボード・同製品(化粧ボード、ラスボード、シージング石こうボード、強化石こうボード等)、石こうプラスタ、焼石こう、粘土かわら(いぶしかわら、うわ薬かわら、塩焼かわら)、普通れんが、その他の建設用粘土製品(陶管等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2599-02、-021」を「2591-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1113「炭素繊維製造業」及び小分類216「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電極(人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト等)、炭素繊維、炭素棒(ガウジング用、電池用等)、ブラシ(人造黒鉛質、金属黒鉛質等)、黒鉛るつぼ、精製黒鉛、炭素れんが、黒鉛れんが、特殊炭素製品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2599-03、-031」を「2599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類217「研磨 材・同製品製造業」の生産活動を範囲とす る。

(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削と石、研 磨布紙、再生研磨材、天然と石

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2599-04、-041」を「2599-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2182「再生骨材製造業」、2183「人工骨材製造業」、2184「石工品製造業」、2185「けいそう土・同製品製造業」、2186「鉱物・土石粉砕等処理業」、2191「ロックウール・同製品製造業」、2193「石灰製造業」、2194「鋳型製造業(中子を含む)」及び2199「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ほうろう鉄器(台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(再生骨材、人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉砕・その他の処理品)、宝飾製品(七宝製品、人造宝石)、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)

26 鉄鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」 (小分類220「管理,補助的経済活動を行 う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、 高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活 動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタル を範囲に含める。

(品目例示) 高炉銑、電気炉銑

列コード	行コード	部門名称
2611-02	2611-021	フェロアロイ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2213「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フェロニッケル、フェロクロム、フェロマンガン、フェロモリブデン、フェロバナジウム

列コード	行コード	部門名称
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」 (小分類220「管理,補助的経済活動を行 う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、 転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-04	2611-041	粗鋼 (電気炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」 (小分類220「管理,補助的経済活動を行 う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、 電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とす

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
	2612-011P	鉄屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。

(注意点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門の みを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2621-01		熱間圧延鋼材
	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼
		材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」 (小分類220「管理,補助的経済活動を行 う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、 軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼 帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼、 鋼半製品の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。

(品目例示)普通鋼形鋼:鋼矢板、H形鋼、大形・中形・ 小形形鋼

普通鋼鋼板:厚板、中板、薄板

普通鋼鋼帯:冷延用鋼帯、その他用鋼帯 普通鋼小棒:小形鉄筋用丸棒・異形棒、そ

の他の小形棒鋼

その他の普通鋼熱間圧延鋼材: 軌条、大 形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、 線材、外輪

特殊鋼熱間圧延鋼材:工具鋼、構造用鋼、 ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼、耐熱 鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、 高マンガン鋼、合わせ鋼材

列コード	行コード	部門名称
2622-01		鋼管
	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」 (小分類220「管理,補助的経済活動を行 う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、 熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活 動を範囲とする。

(品目例示)普通鋼鋼管:普通鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、普通鋼 冷間鋼管、普通鋼めっき鋼管

> 特殊鋼鋼管:特殊鋼熱間鋼管(継目無鋼管、 電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、特殊鋼 冷間鋼管

列コード	行コード	部門名称
2623-01		冷間仕上鋼材
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」 (小分類220「管理,補助的経済活動を行 う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、 冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷 延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄 線、冷間圧造用炭素綱線、硬鋼線、溶接棒 心線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼 線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲と する。

(品目例示)普通鋼冷間仕上鋼材:磨帯鋼、冷延広幅帯 鋼、冷延鋼板、冷延電気鋼帯、磨棒鋼、 鉄線、冷間圧造用炭素綱線、硬鋼線、 溶接棒心線、簡易鋼矢板、軽量形鋼

> 特殊鋼冷間仕上鋼材:磨帯鋼、冷延広幅帯 鋼、冷延鋼板、磨棒鋼、PC鋼線、ピ アノ線、ステンレス鋼線、冷間圧造用 炭素綱線、その他の特殊鋼線

列コード	行コード	部門名称
2623-02	2623-021	めっき鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類224「表面処

理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、アルミめっき鋼板、ブリキ、ティンフリースチール

列コード	行コード	部門名称
2631-01		鋳鍛鋼
	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鋳鋼

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2253「鋳鋼製造業」及び2255「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)鍛鋼:普通鋼・特殊鋼鍛鋼品(打放) 鋳鋼:普通鋼・特殊鋼鋳鋼品(鋳放)

列コード	行コード	部門名称
2631-02	2631-021	鋳鉄管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2293「鋳鉄管 製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 直管(普通・強じん鋳鉄)、異形管(普通・強じん鋳鉄)

列コード	行コード	部門名称
2631-03		鋳鉄品・鍛工品(鉄)
	2631-031	鋳鉄品
	2631-032	鍛工品(鉄)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2251「銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管,可鍛鋳鉄を除く)」、2252 「可鍛鋳鉄製造業」及び2254「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳鉄品: 銑鉄鋳物、球状黒鉛鋳鉄、合金鋳 鉄、可鍛鋳鉄、精密鋳造品、可鍛鋳鉄 製鉄管継手

> 鍛工品(鉄): 鍛工品(自動車用、産業機 械器具用等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「2631-03 鋳鉄品及び鍛工品(鉄)」を「鋳鉄品・鍛工品(鉄)」 に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2291「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2649-01、-011」を「2699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2299「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とす

(品目例示) 鉄粉、純鉄圧延、ペレット

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2649-09、-099」を「2699-09、-099」に変更。

27 非鉄金属

列コード	行コード	部門名称
2711-01	2711-011	銅

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2311「銅第1 次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。 なお、粗銅は中間製品扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2312「亜鉛第 1次製錬・精製業」、2319「その他の非鉄 金属第1次製錬・精製業」のうち鉛第1次 製錬・精製業、2321「鉛第2次製錬・精製 業(鉛合金製造業を含む)」及び2329「そ の他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄 金属合金製造業を含む)」のうち亜鉛再生 業、亜鉛合金製造業の生産活動を範囲とす

なお、粗鉛 (副産粗鉛を含む) は中間製品扱いとする。

(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、 再生亜鉛、亜鉛合金

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の「2711-02、-021 鉛・亜鉛(含再生)」を「鉛・亜鉛(再生を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ精製業及び2322「アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム地金、アルミナ、水酸化ア ルミニウム、アルミニウム再生地金、アル ミニウム合金

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「2711-03、-031 アルミニウム(含再生)」 を「アルミニウム(再生を含む。)」に名称 変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ製錬業、鉛第1次製錬・精製業を除く生産活動及び2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、 すず、アンチモン、金再生地金、金合金、 銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金

列コード	行コード	部門名称
	2712-011P	非鉄金属屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。

(注意点) 本部門については、非鉄金属層を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2721-01	2721-011	電線・ケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2341「電線・ ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除 く)」の生産活動を範囲とする。

> なお、裸線及び荒引線は中間製品扱いと する。

(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル

列コード	行コード	部門名称
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2342「光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2729-01	2729-011	伸銅品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2331「伸銅品 製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2722-01、-011」を「2729-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2332「アルミニウム・同合金圧延業(抽伸,押出しを含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム圧延製品(板、円板、条、 管、棒、線、形材、はく)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2722-02、-021」を「2729-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類235「非鉄金 属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳物(銅、銅合金、アルミニウム等)、 ダイカスト(アルミニウム、亜鉛等)、精 密鋳造品、鍛造品(アルミニウム等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2722-03、-031」を「2729-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-04	2729-041	核燃料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2391「核燃料 製造業」の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2722-04、-041」を「2729-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2339「その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸,押出しを含む)」及び2399「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。なお、粗製品は中間製品扱いとする。

(品目例示) 鉛管、鉛板、非鉄金属・同合金展伸材(アルミニウムを除く)、非鉄金属・同合金粉、 その他の非鉄金属製品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2722-09、-099」を「2729-09、-099」に変更。

28 金属製品

列コード	行コード	部門名称
2811-01	2811-011	建設用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2441「鉄骨製造業」及び2442「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、 はしご

列コード	行コード	部門名称
2812-01	2812-011	建築用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2443「金属製サッシ・ドア製造業」、2444「鉄骨系プレハブ住宅製造業」及び2445「建築用金属製品製造業(サッシ,ドア,建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の 金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、 ユニットハウス、メタルラス、シャッタ、 建築用板金製品、金属製物置

列コード	行コード	部門名称
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房・調理
		装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2432「ガス機器・石油機器製造業」、2433「温風・温水暖房装置製造業」及び2439「その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具,ガス機器,石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガスこんろ・ふろ釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房機、温水ボイラ等の暖房装置、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「2891-01、-011 ガス・石油機器・暖厨房機器」を「ガス・石油機器・暖房・調理装置」に名称変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の

「2891-01、-011 ガス・石油機器及び暖厨 房機器」を「ガス・石油機器・暖厨房機器」 に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・
		スプリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類248「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2492「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「2899-01、-011 ボルト・ナット・リベッ ト及びスプリング」を「ボルト・ナット・ リベット・スプリング」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類241「ブリキ 缶・その他のめっき板等製品製造業」及び 細分類2446「製缶板金業」の生産活動を範 囲とする。

(品目例示) 18リットル缶、食缶(缶詰用缶)、一般 缶、ドラム缶、コンテナ、板金製タンク、 高圧容器(ボンベ)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「2899-02、-021 金属製容器及び製缶板金 製品」を「金属製容器・製缶板金製品」に 名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事附属品・粉末や金製
		品・道具類
	2899-031	配管工事附属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物・道具類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2422「機械刃物製造業」、2423「利器工匠具・手道具製造業(やすり,のこぎり,食卓用刃物を除く)」、2424「作業工具製造業」、2425「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2426「農業

用器具製造業(農業用機械を除く)」、2431 「配管工事用附属品製造業(バルブ,コックを除く)」及び2453「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)配管工事附属品:金属製管継手、金属製衛 生器具、ノズル、噴水口、排水管、止 め枠

粉末や金製品:機械部分品(粉末や金によるもの)、超硬チップ、超硬工具(粉末や金によるもの)

刃物・道具類:機械刃物、利器工匠具・手 道具(ほう丁、ナイフ類、はさみ、理 髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベ ル、スコップ等)、やすり、作業工具 (スパナ、ペンチ、ドライバ等)、手 引のこぎり、のこ刃、農業用器具(す き、くわ、かま等)、農業用器具部分 品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「2899-03 配管工事付属品・粉末や金製品・道具類」を「配管工事附属品・粉末や 金製品・道具類」に、「2899-031 配管工事 付属品」を「配管工事附属品」に、「2899-033 刃物及び道具類」を「刃物・道具類」に名 称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-09		その他の金属製品
	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	他に分類されない金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2421「洋食器製造業」、2429「その他の金物類製造業」、2451「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2452「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)」、小分類246「金属被覆・彫刻業,熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」、247「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」、細分類2491「金庫製造業」及び2499「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。独立行政法人造幣局が行う貨幣の生産活動を含む。

(品目例示)金属プレス製品:アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、

アルミニウム製飲料用缶、その他の金 属プレス製品(打抜・プレス機械部分 品、王冠等)

金属線製品:くぎ、金属製金網、PC鋼より線、ワイヤロープ、溶接棒

他に分類されない金属製品:洋食器、その 他の金物類(錠、かぎ、建築用金物、 架線金物等)、金属表面処理品(金属 彫刻品、金属熱処理品等)、金庫・同 部分品・取付具・附属品、その他の金 属製品(貨幣、金属製パッキン・ガス ケット、金属板ネームプレート、金属 製チューブ、打ちはく、脚立等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「2899-099 その他の金属製品(除別掲)」 を「他に分類されない金属製品」に名称変 更。

29 はん用機械

列コード	行コード	部門名称
2911-01	2911-011	ボイラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2511「ボイラ 製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分 品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3011-01、-011」を「2911-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2911-02	2911-021	タービン

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2512「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(舶用を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蒸気タービン、水力タービン、ガスター ビン、蒸気機関・タービン・水力タービン の部分品・取付具・附属品

(注意点)① 航空機用のタービンは、「3592-01、 -011 航空機」に含める。

> ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3011-02、-021」を「2911-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2911-03	2911-031	原動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2513「はん用 内燃機関製造業」及び2519「その他の原動 機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、はん用ガス機関、原子動力炉、水車(水力タービンを除く)、 風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機 関・原子動力炉・その他の原動機の部分 品・取付具・附属品

(注意点)① 本部門は、舶用、航空機用、自動車用、 二輪自動車用の内燃機関を含めない。

- ② 内燃機関の電装品は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「3011-03、-031」を「2911-03、 -031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類252「ポンプ・圧縮機器製造業」の生産活動を範囲と

- (品目例示) ポンプ・同装置(単段式うず巻ポンプ、 多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、 家庭用電気ポンプ、手動ポンプ等)、空気 圧縮機・ガス圧縮機・送風機(往復圧縮機、 回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機等)、 油圧・空圧機器(油圧ポンプ、油圧モータ、 油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧機器等)、 ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・附属品
- (注意点)① 消防用ポンプ、舶用ポンプは本部門に 含める。
 - ② 真空ポンプは「3019-02、-021 真空装置・真空機器」に、自動車用燃料ポンプは「3531-01、-011 自動車用内燃機関」に、航空機の原動機用ポンプは「3592-01、-011 航空機」に、計量ポンプは「3113-01、-011 計測機器」にそれぞれ含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」を「2912-01、-011 ポンプ・圧縮機」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2913-01	2913-011	運搬機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2532「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2533 「物流運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ(家庭用を含む)、エスカレータ(動く歩道を含む)、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・附属品

- (注意点)① 自動車用エレベータは、列部門 「2919-09 その他のはん用機械」及び行 部門「2919-099 他に分類されないはん 用機械」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3012-01、-011」を「2913-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2535「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース(冷凍陳列棚を含む)、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機(民生用を除く)、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3013-01、-011」を「2914-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-01	2919-011	ベアリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2594「玉軸 受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲と する。

(品目例示) 玉軸受、ころ軸受、軸受ユニット、玉軸 受・ころ軸受の部分品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3031-02、-021」を「2919-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-09		その他のはん用機械
	2919-091	動力伝導装置
	2919-099	他に分類されないはん用機
		械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2531「動力伝

導装置製造業(玉軸受,ころ軸受を除く)」、2534「工業窯炉製造業」、2591「消火器具・消火装置製造業」、2592「弁・同附属品製造業」、2593「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2595「ピストンリング製造業」、2596「他に分類されないはん用機械・装置製造業」及び2599「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示)動力伝導装置:変速機、歯車(プラスチック製を含む)、ローラチェーン
 - 他に分類されないはん用機械:工業窯炉、 消火器具、消防自動車のぎ装品、高 温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給 排水用バルブ・コック、一般用バル ブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パ イプ加工品、ピストンリング、重油・ ガス燃焼装置、駐車装置、自動車用エ レベータ、他に分類されないはん用機 械の部分品・取付具・附属品
- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の列部門「3019-09 その他の一般産業機械及び装置」(包装・荷造機械を除く。)と「3031-09 その他の一般機械器具及び部品」を統合し、「2919-09 その他のはん用機械」とした。また平成17年表の行部門「3019-099 その他の一般産業機械及び装置」(包装・荷造機械を除く。)と「3031-099 その他の一般機械器具及び部品」を統合・再編して「2919-091 動力伝導装置」と「2919-099 他に分類されないはん用機械」とした。
 - ② 平成23年表において、平成17年表で「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を列部門「3014-01 生活関連産業用機械」及び行部門「3014-015 包装・荷造機械」に分割・再編した。

30 生産用機械

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	農業用機械

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類261「農業用機械製造業(農業用器具を除く)」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 動力耕うん機、農業用トラクタ、歩行用 トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀 機、籾すり機、農業用乾燥機、コンバイン、 稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分 品・取付具・附属品
- (注意点)① 農業用手道具は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」 及び行部門「2899-033 刃物・道具類」 に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3029-01、-011」を「3011-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類262「建設機械・鉱山機械製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 掘さく機、建設用クレーン、整地機械、 アスファルト舗装機械、コンクリート機械、 基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄 柱、破砕機、摩砕機、選別機、建設用トラ クタ、建設用ショベルトラック、建設・鉱 山機械の部分品・取付具・附属品
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3021-01、-011」を「3012-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3013-01	3013-011	繊維機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類263「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編

組機械、染色整理仕上機械、縫製機械(家庭用ミシン、工業用ミシン、毛糸手編機械等)、繊維機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3029-02、-021」を「3013-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3014-01		生活関連産業用機械
	3014-011	食品機械・同装置
	3014-012	木材加工機械
	3014-013	パルプ装置・製紙機械
	3014-014	印刷・製本・紙工機械
	3014-015	包装・荷造機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類264「生活関連産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)食品機械・同装置:穀物処理機械・同装置、 製パン・製菓機械・同装置、醸造用機 械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装 置、肉製品・水産製品製造機械、食品 機械・同装置の部分品・取付具・附属 品

> 木材加工機械:製材機械(帯のこ盤、丸の こ盤等)、木材加工機械(かんな盤、 のこ盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベ ニヤレース、プレス、スライサ等)、 製材・木材加工・合板機械の部分品・ 取付具・附属品

> パルプ装置・製紙機械:パルプ製造機械・同装置(割木機、砕木機、リファイナー等)、抄紙機(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等)、その他の製紙機械(断裁機、巻取機、コーティングマシン等)、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品

印刷・製本・紙工機械: 印刷機械(とっ版 印刷機械、平版印刷機(B3判以上)、 特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製 本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、 紙工機械(製箱機械、段ボール製造機 械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造 機等)、製版機械(活字鋳造機、写真 植字機等)、印刷・製本・紙工機械の 部分品・取付具・附属品

包装・荷造機械:個装・内装機械、外装・ 荷造機械、包装・荷造機械の部分品・ 取付具・附属品

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の行 部門「3029-031 食品機械・同装置」を 「3014-011」にコード変更。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の行 部門「3029-091 製材・木材加工・合板 機械」を「3014-012 木材加工機械」に コード及び名称変更。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の行 部門「3029-092 パルプ装置・製紙機械」 を「3014-013」にコード変更。
 - ④ 平成23年表において、平成17年表の行 部門「3029-093 印刷・製本・紙工機械」 を「3014-014」にコード変更。
 - ⑤ 平成23年表において、平成17年表で行 部門「3019-099 その他の一般産業機械 及び装置」に含まれていた包装・荷造機 械を行部門「3014-015 包装・荷造機械」 として分割特掲。
 - ⑥ 平成23年表において、平成17年表で列 部門「3019-09 その他の一般産業機械及 び装置」に含まれていた包装・荷造機械、 「3029-03 食品機械・同装置」、「3029-09 その他の特殊産業用機械」のうち木材加 工機械、パルプ装置・製紙機械及び印 刷・製本・紙工機械分を再編し、列部門 「3014-01 生活関連産業用機械」とした。

列コード	行コード	部門名称
3015-01	3015-011	化学機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2652「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ろ過機器、分離機器、熱交換器(分縮機、 熱換器を含む)、混合機、かくはん機、ね つ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉砕機、 反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機 器、蒸留機器、蒸煮機器、晶出機器、乾燥 機器、集じん機器、化学装置用タンク(固 定式、浮屋根式、球形等)、環境装置(化学的処理を行うもの)、その他の化学機械・同装置(圧搾機器、焙焼機、焼結機、焼成機器等)、化学機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3022-01、-011」を「3015-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3015-02		鋳造装置・プラスチック加工
		機械
	3015-021	鋳造装置
ļ	3015-022	プラスチック加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2651「鋳造装置製造業」及び2653「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳造装置:ダイカストマシン、その他の鋳造装置(造型機、型込機、中子整型機、特殊型造型機等)、鋳型、鋳型定盤(製鉄・製鋼用に限る)、鋳造装置の部分品・取付具・附属品

プラスチック加工機械:射出成形機、押出 成形機、その他のプラスチック加工機 械(圧縮成形機、中空成形機、真空成 形機等)、プラスチック加工機械・同 附属装置の部分品・取付具・附属品

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の行 部門「3029-094 鋳造装置」を「3015-021」 にコード変更。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の行 部門「3029-095 プラスチック加工機械」 を「3015-022」にコード変更。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の列部門「3029-09 その他の特殊産業用機械」のうち鋳造装置及びプラスチック加工機械を分割し、列部門「3015-02 鋳造装置・プラスチック加工機械」とした。

列コード	行コード	部門名称
3016-01	3016-011	金属工作機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2661「金属工作機械製造業」及び2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具,金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、 研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、専用機、 マシニングセンタ、その他の金属工作機械 (平削盤、形削盤、ブローチ盤、ホーニン グ盤、ラップ盤、金切のこ盤等)、金属工 作機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3024-01、-011」を「3016-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-02	3016-021	金属加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2662「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具,金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 圧延機械・同附属装置、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、その他の金属加工機械(製管機械、気圧プレス等)、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3024-02、-021」を「3016-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-03	3016-031	機械工具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2664「機械工

具製造業 (粉末や金業を除く)」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) 特殊鋼切削工具、超硬工具(粉末や金製品を除く)、ダイヤモンド工具、空気動工具、電動工具、治具、金属加工用附属品
- (注意点)① 超硬工具(粉末や金製品)は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-032 粉末や金製品」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3019-02、-021」を「3016-03、 -031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3017-01	3017-011	半導体製造装置

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類267「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) ウェーハプロセス(電子回路形成)用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置の部分品・取付具・附属品
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3029-04、-041」を「3017-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-01	3019-011	金型

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2691「金属用金型・同部分品・附属品製造業」及び2692 「非金属用金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型 (ダイカスト用を含む)、プラスチック用 金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の 部分品・附属品
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3031-01、-011」を「3019-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2693「真空装置・真空機器製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 真空装置・真空機器 (半導体製造装置を除く)(真空ポンプ、真空や金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置等)、真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3029-05、-051」を「3019-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-03	3019-031	ロボット

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2694「ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 数値制御ロボット、マニュアル・マニ ピュレータ、固定シーケンスロボット、可 変シーケンスロボット、プレイバックロ ボット、サービス用ロボット、ロボットの 部分品・取付具・附属品
- (注意点) 平成23年表において、日本標準産業分類 の改定により、平成17年表の「3023-01、 -011 産業用ロボット」を「3019-03、-031 ロボット」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-09	3019-099	その他の生産用機械

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2699「他に分類されない生産用機械・同部分品製造業」 の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の生産用機械(たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等)、その他の生産用機械の部分品・取付具・附

属品

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の行 部門「3029-099 その他の特殊産業用機 械(除別掲)」を「3019-099 その他の生 産用機械」にコード及び名称変更。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の列 部門「3029-09 その他の特殊産業用機械」 のうちその他の生産用機械を分割し、列 部門「3019-09 その他の生産用機械」と した。

31 業務用機械

列コード	行コード	部門名称
3111-01	3111-011	複写機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2711「複写機 製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) デジタル式複写機、フルカラー複写機、 静電間接式複写機、複写機の部分品・取付 具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3111-09	3111-099	その他の事務用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2719「その他の事務用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金銭登録機(レジスタ)、電子会計機(プログラム内蔵方式でないもの)、ワードプロセッサ、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機(B3判未満)、硬貨計算機、事務用シュレッダ、製図機械、その他の事務用機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 電子計算機は「3421-01、-011 パーソナルコンピュータ」又は「3421-02、-021 電子計算機本体(パソコンを除く。)」に、計算尺、そろばん、謄写版及び図案・製図用具などの事務用具は「3919-04、-041 筆記具・文具」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
3112-01		サービス用・娯楽用機器
	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類272「サービス用・娯楽用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)自動販売機:飲料・食品自動販売機、たば こ自動販売機、きっぷ自動販売機、自 動販売機の部分品・取付具・附属品

娯楽用機器:パチンコ・スロットマシン(パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽機器(ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等)、娯楽用機器の部分品・取付具・附属品

その他のサービス用機器:業務用洗濯装置、 自動車整備・サービス機器、その他の サービス用機械器具(業務用食器洗浄 機、自動給茶機、自動改札機、自動入 場機、両替機、コインロッカー、自動 ドア等)、その他のサービス用機器の 部分品・取付具・附属品

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「3112-01 サービス 用機器」を「サービス用・娯楽用機器」に 名称変更。

(注意点) 家庭用エレベータは、「2913-01、-011運 搬機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3113-01	3113-011	計測機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類273「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 体積計(積算体積計(オイルメータ、ガスメータ、水量メータ等)、その他の体積計(ます、化学用体積計、メスフラスコ等))、はかり(台はかり、ばね式はかり、電子はかり等)、圧力計・流量計・液面計等(圧力計、金属温度計、流量計、液面計)、精密測定器(工業用長さ計等)、分析機器(光分析装置、その他の分析装置)、試験機(材料試験機、その他の試験機)、測量機械器具(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機等)、理化学機械器具(研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理・化学博物実験機器、数学機器等)、天文機器、地球

物理学機器(重量計、磁力計等)等)、その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具(一般長さ計、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器、密度計、比重計、騒音計、周波数計、速さ計、地震計、温度計(ガラス製のもの)等)、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の「3719-01、-011 理化学機械器具」と「3719-02、-021 分析器・試験機・計量器・測定器」を統合し、「3113-01、-011 計測機器」とした。

列コード	行コード	部門名称
3114-01	3114-011	医療用機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類274「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を 範囲とする。

(品目例示) 医療用機械器具・同装置、病院用器具・同装置、歯科用機械器具・同装置、医療用品、動物用医療機械器具、歯科材料、医療用機械器具の部分品・取付具・附属品

(注意点)① 医療用のX線装置、電子応用装置及びレーザ応用装置は、「3331-01、-011 電子応用装置」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「3719-03、-031」を「3114-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類275「光学機 械器具・レンズ製造業」の生産活動を範囲 とする。

(品目例示) 顕微鏡・望遠鏡等(望遠鏡、双眼鏡、顕 微鏡、拡大鏡)、写真機・映画用機械(カ メラ(デジタルカメラを除く)(フォーカ ルプレンシャッタ式カメラ、レンズシャッ タ式カメラ、ハーフサイズカメラ、二眼レ フカメラ、小型カメラ、業務用カメラ等)、 写真装置・同関連器具(引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機、リーダ、ビューア等)、映画用機械器具(映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映写スクリーン等))、光学機械用レンズ・プリズム(カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム)、顕微鏡・望遠鏡等の部分品・取付具・附属品、写真機・映画用機械の部分品・取付具・附属品(フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボデー、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等)

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の「3711-01、-011 カメラ」と「3711-09、-099 その他の光学機械」(眼鏡(枠を含む)を除く。)を統合し、「3115-01、-011 光学機械・レンズ」とした。
 - ② 平成23年表において、平成17年表で「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
3116-01	3116-011	武器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類276「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) 銃、砲、爆発物投射機、銃弾、砲弾、爆発物、その他の武器 (火えん発射機、戦闘車両、射撃指揮装置等)、武器の部分品・ 附属品
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3919-06、-061」を「3116-01、-011」に変更。

32 電子部品

列コード	行コード	部門名称
3211-01	3211-011	半導体素子

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2812「光電変 換素子製造業」及び2813「半導体素子製造 業 (光電変換素子を除く)」の生産活動を 範囲とする。

(品目例示) 光電変換素子(発光ダイオード、レーザダイオード、カプラ・インタラプタ、太陽電池セル等)、その他の半導体素子(ダイオード、整流素子、トランジスタ(シリコントランジスタ、電界効果型トランジスタ、絶縁ゲートバイポーラトランジスタ等)、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、受光素子等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3211-02、-021」を「3211-01、-011」に変更。

- (注意点)① 半導体素子の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3411-01、-011」を「3211-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-02	3211-021	集積回路

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2814「集積回 路製造業」の生産活動を範囲とする。 なお、実装していない集積回路は中間製 品扱いとする。

(品目例示) 線形回路、バイポーラ型集積回路、モス型集積回路、混成集積回路、実装していない集積回路(輸出分)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3211-03、-031」を「3211-02、-021」に変更。

- (注意点)① 集積回路の部品は、「3299-09、-099 そ の他の電子部品」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3411-02、-021」を「3211-03、 -031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-03	3211-031	液晶パネル

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 液晶パネル(アクティブ型(TFT型)、 パッシブ型)、液晶モジュール (パネルの 生産から一貫して行っているもの)、液晶 素子

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3211-04、-041」を「3211-03、-031」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「3421-02、-021 液晶素子」を「3211-04、 -041 液晶パネル」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-04	3211-041	フラットパネル・電子管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2811「電子管製造業」及び2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電子管 (マイクロ波管、陰極線管 (ブラウン管)、表示管、X線管等)、プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール (パネルの生産から一貫して行っているもの)、その他のフラットパネル(有機ELパネル、SEDパネル、FEDパネル等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「3299-09、-099 その他の電子部品」に含まれていたその他のフラットパネルを本部門に統合し、平成23年表の「3211-01、-011 電子管」を「3211-04、-041 フラットパネル・電子管」にコード及び名称変更。

- (注意点)① 電子管の部品は、「3299-09、-099 そ の他の電子部品」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の「3421-01、-011 電子管」を「3211-01、-011」にコード変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-01	3299-011	記録メディア

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類283「記録メ ディア製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 半導体メモリメディア(SDメモリカード、メモリスティック、コンパクトフラッシュ等)、光ディスク(生のもの)(光磁気ディスク(MO等)、CD-R/RW、DVD-R/RW、BD-R/RW等)、磁気ディスク(生のもの)(リジットディスク等)、磁気テープ(生のもの)(録音用・録画用・電子計算機用)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「3299-09、-099 その他の電子部品」に含まれていた半導体メモリメディアを本部門に統合し、平成23年表の「3299-01、-011 磁気テープ・磁気ディスク」を「記録メディア」に名称変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「3421-03、-031 磁気テープ・磁気ディス ク」を「3299-01、-011」にコード変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-02	3299-021	電子回路

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類284「電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) リジッドプリント配線板、フレキシブル プリント配線板、モジュール基板、プリン ト配線実装基板、モジュール実装基板

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「3421-09、-099 その他の電子部品」から 電子回路を分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
3299-09	3299-099	その他の電子部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類282「電子部 品製造業」、285「ユニット部品製造業」及 び289「その他の電子部品・デバイス・電 子回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 抵抗器、コンデンサ、変成器(トランス)、

複合部品、音響部品、磁気ヘッド、小形モータ (3 W未満のもの)、コネクタ、スイッチ、リレー、ユニット部品 (スイッチング電源、T V 用チューナ、コントロールユニット等)、その他の電子部品等 (磁性材部品 (粉末や金によるもの)、シリコンウエハ (表面研磨したもの)、タッチパネルセンサ、LEDランプ等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において本部門に含まれていたその他のフラットパネルを「3211-04、-041 フラットパネル・電子管」に、半導体メモリメディアを「3299-01、-011 記録メディア」にそれぞれ統合。

- (注意点)① 超小形電動機(3W未満)は、本部門 に含める。
 - ② LED (発光ダイオード) ランプは、 本部門に含める。
 - ③ 半導体素子、集積回路、電子管の部品は、本部門に含める。
 - ④ 有線電気通信機器、無線電気通信機器 (携帯電話機を除く。)、ラジオ・テレビ 受信機、その他の電気通信機器(交通信 号保安装置を除く。)の部分品・附属品 は、本部門に含める。
 - ⑤ 平成23年表において、平成17年表で本 部門に含まれていた電子回路を分割特 掲し、「3299-02、-021 電子回路」を新 設。
 - ⑥ 平成23年表において、平成17年表の コード「3421-09、-099」を「3299-09、 -099」に変更。
 - ⑦ 平成23年表において、平成17年表で「3241-09、-099 その他の電気機械器具」に含まれていたシリコンウエハ(表面研磨したもの)を本部門に統合。

33 電気機械

列コード	行コード	部門名称
3311-01		回転電気機械
	3311-011	発電機器
	3311-012	電動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2911「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)発電機器:タービン発電機(交流)、エンジン発電機(交流)、その他の発電機 (直流発電機、水車発電機、電動発電機等)、その他の回転電気機械、発電機器の部分品・取付具・附属品

> 電動機: 直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、その他の交流電動機 (同期電動機、整流子電動機等)、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機、その他の小形電動機(シンクロ電機、ステッピングモータ等)、電動機の部分品・取付具・附属品

- (注意点)① 自動車、航空機などの内燃機関用の発電機、電動機は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。
 - ② 超小形電動機(3W未満)は、「3299-09、 -099 その他の電子部品」に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「3211-01、-011~-012」を 「3311-01、-011~-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-02	3311-021	変圧器・変成器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2912「変圧器 類製造業(電子機器用を除く)」の生産活 動を範囲とする。

(品目例示) 標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変 圧器、計器用変成器、リアクトル、誘導電 圧調整器、変圧器類の部分品・取付具・附 属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3211-02、-021」を「3311-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2913「電力開 閉装置製造業」及び2914「配電盤・電力制 御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電力開閉装置(継電器、遮断機、開閉器、 プログラマブルコントローラ)、配電盤・ 電力制御装置(配電盤、監視制御装置、分 電盤等)、電力開閉装置・配電盤・電力制 御装置の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「3211-03、-031 開閉制御装置及び配電盤」 を「3311-03、-031 開閉制御装置・配電盤」 にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-04	3311-041	配線器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2915「配線器 具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲 とする。

(品目例示) 小形開閉器、点滅器、接続器、その他の 配線器具・配線附属品(電球保持器、パネ ルボード、小形配線箱、ヒューズ、端子等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3211-04、-041」を「3311-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-05	3311-051	内燃機関電装品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2922「内燃機 関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 充電発電機、始動電動機、磁石発電機、 点火用コイル、ディストリビュータ、点火 せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・ 附属品

(注意点)① 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「3211-05、-051」を「3311-05、 -051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2921「電気溶接機製造業」及び2929「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用,船舶用を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気溶接機(アーク溶接機、抵抗溶接機)、 コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、電 力変換装置、シリコン・セレン整流器、そ の他の産業用電気機器の部分品・取付具・ 附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3211-09、-099」を「3311-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2932「空調・ 住宅関連機器製造業」のうち民生用エアコ ンディショナの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 民生用エアコンディショナ(ウインド形、 セパレート形等)、民生用エアコンディ ショナの部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3251-01、-011」を「3321-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを
		 除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類293「民生用電気機械器具製造業」のうち民生用エアコンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ちゅう房機器(電気がま、電子レンジ (オーブンレンジ、スチームレンジを含む)、電気冷蔵庫、電磁調理器(IH調理器、IHクッキングヒータ等)、その他のちゅう房機器(電気ポット、食器洗い機、食器乾燥機等)、空調・住宅関連機器(扇 風機、換気扇、電気温水器、加湿器、除湿器、空気清浄機等)、衣料衛生関連機器(電気アイロン、電気洗濯機、電気掃除機、衣料乾燥機等)、その他の民生用電気機器(電気こたつ、理容用電気器具(電気かみそり、ヘアドライヤ等)、電気温水洗浄便座、電気ストーブ、電気カーペット、家庭用高周波等治療器等)、民生用電気機械器具(民生用エアコンディショナを除く)の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「3251-02、-021 民生用電気機器(除エア コン)」を「3321-02、-021 民生用電気機 器(エアコンを除く。)」にコード及び名称 変更。

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	電子応用装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類296「電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) X線装置(医療用、産業用)、医療用電子応用装置、その他の電子応用装置(超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、ガイガー計数器、レーザ装置、磁気応用探知装置、産業用テレビジョン装置等)、電子応用装置の部分品・取付具・附属品
- (注意点)① 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で本部門に含まれていた産業用録画再生装置・ビデオカメラ(放送用を除く。)、同部分品・取付具・附属品を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」に統合。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3221-01、-011」を「3331-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3332-01	3332-011	電気計測器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類297「電気計 測器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気計器(積算電力計、電流計、電圧計

等)、電気測定器(電圧標準計、電流標準計、回路計等)、半導体・IC測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3231-01、-011」を「3332-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-01	3399-011	電球類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2941「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般照明用電球、豆電球、クリスマスツ リー用電球、自動車用電球、赤外線電球、 写真用せん光電球、パイロットランプ、ハ ロゲン電球、蛍光ランプ、水銀灯、紫外線 灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、HID ランプ

- (注意点)① LED(発光ダイオード)ランプは、 「3299-09、-099 その他の電子部品」に 含める。
 - ② 電球類の部品は、「3399-09、-099 そ の他の電気機械器具」に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「3241-01、-011」を「3399-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-02	3399-021	電気照明器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2942「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、 発電ランプ、携帯電灯、懐中電灯、殺菌灯 器具、ナトリウム灯器具、自動車用ウィン カ、電気照明器具の部分品・取付具・附属 品
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3241-02、-021」を「3399-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-03	3399-031	電池

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類295「電池製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蓄電池(鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、リチウムイオン蓄電池)、一次電池(マンガン乾電池、アルカリマンガン乾電池、酸化銀電池、リチウムイオン電池等)、電池の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3241-03、-031」を「3399-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類299「その他の電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 導入線、太陽電池モジュール、他に分類 されない電気機械器具(電球口金、電球・ 電子用タングステン、モリブデン製品、永 久磁石、電気接点、リードフレーム等)

(注意点)① 電球類の部品は、本部門に含める。

- ② 平成23年表において、平成17年表で本 部門に含まれていたシリコンウエハ(表 面研磨したもの)を、「3299-09、-099 そ の他の電子部品」に統合。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「3241-09、-099」を「3399-09、 -099」に変更。

34 情報通信機器

列コード	行コード	部門名称
3411-01	3411-011	有線電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3011「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電話(有線)装置(電話機、交換機、インターホン、電話応用装置等)、電信・画像(有線)装置(ファクシミリ、テレビ会議電話装置等)、搬送装置(デジタル伝送装置、変復調装置(モデム)等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3412-01、-011」を「3411-01、-011」に変更。

- (注意点)① 有線電気通信機器の部分品・附属品は、 「3299-09、-099 その他の電子部品」に 含める。
 - ② 携帯電話機及び簡易型携帯電話機(PHS)は、「3411-02、-021 携帯電話機」に含める。ただし、電話機・ファクシミリの子機が外部ではPHSとして利用できるものは本部門に含める。また本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは、「3411-02、-021 携帯電話機」に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「3321-01、-011」を「3412-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-02	3411-021	携帯電話機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3012「携帯電 話機・PHS電話機製造業」の生産活動を 範囲とする。

(品目例示) 携帯電話機、簡易型携帯電話機(PHS)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3412-02、-021」 を「3411-02、-021」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3321-02、-021」を「3412-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-03	3411-031	無線電気通信機器(携帯電話
		機を除く。)

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3013「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする

(品目例示) ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局 通信装置、その他の移動局通信装置、携帯 用通信装置(携帯電話機及び簡易型携帯電 話機(PHS)を除く)、無線応用装置(G PS装置、カーナビゲーションシステム、 ETC等)、その他の無線通信装置(パー ソナル無線装置等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3412-03、-031」を「3411-03、-031」に変更。

- (注意点)① 無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)の部分品・附属品は、「3299-09、 -099 その他の電子部品」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の「3321-03、-031 無線電気通信機器(除携帯電話機)」を「3412-03、-031 無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-04	3411-041	ラジオ・テレビ受信機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3014「ラジオ 受信機・テレビジョン受信機製造業」の生 産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ受信機、テレビジョン受信機(録画・再生機能一体型を含む)(液晶パネル式、プラズマディスプレイパネル式、ブラウン管式、プロジェクション式(受信機一体型)等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3411-03、-031」 を「3411-04、-041」に変更。

(注意点)① ラジオ・テレビ受信機の部分品・附属 品は、「3299-09、-099 その他の電子部 品」に含める。 ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3311-03、-031」を「3411-03、 -031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-09	3411-099	その他の電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3015「交通信 号保安装置製造業」及び3019「その他の通 信機械器具・同関連機械器具製造業」の生 産活動を範囲とする。

(品目例示) 交通信号保安装置・同部分品・取付具・ 附属品(電気信号機、機械信号機、電気転 てつ器、機械転てつ器等)、火災報知設備、 防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装 置、ガス警報機

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3412-09、-099」 を「3411-09、-099」に変更。

- (注意点)① その他の電気通信機器(交通信号保安装置を除く。)の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3321-09、-099」を「3412-09、 -099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-01	3412-011	ビデオ機器・デジタルカメラ

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3021「ビデオ 機器製造業」及び3022「デジタルカメラ製 造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 録画・再生装置(DVDレコーダ等)、 ビデオカメラ (放送用を除く)、デジタル カメラ、ビデオ機器・デジタルカメラの部 分品・取付具・附属品

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3411-01、-011」を「3412-01、-011」に変更。

(注意点)① 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「3221-01、 -011電子応用装置」に含まれていた産 業用録画再生装置・ビデオカメラ (放送 用を除く。)、同部分品・取付具・附属品 を本部門に統合。

② 平成23年表において、平成17年表の「3311-01、-011 ビデオ機器」を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-02	3412-021	電気音響機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3023「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、デジタルオーディオディスクプレーヤ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、その他の電気音響機械器具(テープレコーダ、ICレコーダ等)、スピーカシステム・マイクロホン・イヤホン・音響用ピックアップ類等(完成品)、電気音響機器の部分品・取付具・附属品

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3411-02、-021」を「3412-02、-021」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3311-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3032「パーソ ナルコンピュータ製造業」の生産活動を範 囲とする。

(品目例示) パーソナルコンピュータ(デスクトップ型、ノートブック型、タブレット型等)、パーソナルコンピュータの部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3331-01、-011」を「3421-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを
		除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3031「電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用コンピュータ、ミッドレンジコン ピュータ (オフィスコンピュータ、ワーク ステーション等)、電子計算機 (パソコン を除く) の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「3331-02、-021 電子計算機本体(除パソ コン)」を「3421-02、-021 電子計算機本 体(パソコンを除く。)」にコード及び名称 変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3033「外部記憶装置製造業」、3034「印刷装置製造業」、3035「表示装置製造業」及び3039「その他の附属装置製造業」の生産活動を範囲とする

(品目例示) 外部記憶装置(磁気ディスク装置、光 ディスク装置、ディスクアレイ装置等)、 印刷装置(シリアルプリンタ、ラインプリ ンタ、作図装置(プロッター)等)、表示 装置(ディスプレイ(電子計算機用)等)、 その他の附属装置(金融用端末装置、その 他の端末装置、その他の入出力装置等)、 電子計算機附属装置の部分品・取付具・附 属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「3331-03、-031 電子計算機付属装置」を 「3421-03、-031 電子計算機附属装置」に コード及び名称変更。

35 輸送機械

列コード	行コード	部門名称
3511-01	3511-011	乗用車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車 製造業 (二輪自動車を含む)」のうち乗用 車の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車

(注意点) シャシーのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自
		動車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車 製造業 (二輪自動車を含む)」のうち乗用 車、二輪自動車を除く生産活動及び3112 「自動車車体・附随車製造業」の生産活動 を範囲とする。

- (品目例示) 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック (ガソリン車、ディーゼル車)、普通トラック (ガソリン車、ディーゼル車)、けん引車、特別用途車、トレーラ、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特別用途車ボデー
- (注意点)① シャシーのみのもの及びKD車両(未 組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB 価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」と「3541-01、-011 自動車車体」のうちトラックの運転台及び荷台を統合し、「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」とした。

列コード	行コード	部門名称
3522-01	3522-011	二輪自動車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車 製造業 (二輪自動車を含む)」のうち二輪 自動車の生産活動を範囲とする。

- (注意点)① 原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3531-01、-011」を「3522-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品(ラジエータ、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「3541-02、-021 自動車用内燃機関・同部 分品」を「3531-01、-011 自動車用内燃機 関」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3531-02	3531-021	自動車部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動 装置部品、シャシー部品、車体部品、カー エアコン、カーヒータ、座席、KDセット (乗用車、バス、トラック、二輪自動車)

- (注意点)① KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%未満のものは本部門に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3541-03、-031」を「3531-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち鋼船の製造に係る活動及び3132「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、 油送船、漁船等の鋼船

- (注意点)① 船体ブロック製造業については、全額 自部門取引となるので、原則として国内 生産額には計上せず、鋼船製造の一工程 としてとらえる。
 - ② 鋼船の改造は本部門に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「3611-01、-011」を「3541-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-02	3541-021	その他の船舶

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち木船の製造に係る活動及び3133「舟艇製造・修理業」のうち舟艇製造に係る活動を範囲とする。

- (品目例示) 木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟 艇、金属製(鋼船を除く。) 舟艇(20総ト ン数未満)
- (注意点)① 強化プラスチック、アルミ等を主材料 とした舟艇(20総トン数未満)は本部門 に含める。
 - ② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表の コード「3611-02、-021」を「3541-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-03	3541-031	舶用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3134「舶用機 関製造業」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) 舶用ディーゼル機関、舶用焼玉機関、舶 用蒸気機関、舶用電気点火機関、舶用ガス タービン、舶用蒸気タービン、舶用機関の 部分品・取付具・附属品
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3611-03、-031」を「3541-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-10	3541-101	船舶修理

(担当府省庁) 国土交通省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」及び3133「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。
- (注意点)① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本 部門に含める。
 - ② 改造は本部門に含めず、「3541-01、 -011 鋼船」又は「3541-02、-021 その 他の船舶」に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「3611-10、-101」を「3541-10、 -101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3591-01	3591-011	鉄道車両

(担当府省庁) 国土交通省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち製造及び改造に係る活動を範囲とする。
- (品目例示) 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、 特殊車、同部品
- (注意点)① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門 に含める。
 - ② 信号保安装置は本部門に含めず、

「3411-09、-099 その他の電気通信機器」 に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表の コード「3621-01、-011」を「3591-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3591-10	3591-101	鉄道車両修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

- (注意点)① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、 「3591-01、-011 鉄道車両」に含める。
 - ② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「3621-10、-101」を「3591-10、 -101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3592-01	3592-011	航空機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類314「航空機・同附属品製造業」のうち修理業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 航空機(飛行機(ターボジェット機、ターボプロップ機等)、ヘリコプター、その他の航空機(グライダ、飛行船等))、航空機用原動機(ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等)、その他の航空機部分品・補助装置(プロペラ、回転翼、主翼、胴体、降着装置、操縦訓練用設備等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3622-01、-011」を「3592-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3592-10	3592-101	航空機修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類314「航空機・同附属品製造業」のうち修理の活動及び小分類901「機械修理業(電気機械器具

を除く)」のうち空港等で行われる航空機 整備の活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3622-10、-101」を「3592-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3599-01	3599-011	自転車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3191「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 完成自転車(軽快車、子供車、幼児車、 ミニサイクル、マウンテンバイク、電動ア シスト車、特殊車)、車いす(手動式)、自 転車用フレーム、自転車の部分品・取付 具・附属品

(注意点)① 車いす(電動式)は、列部門「3599-09 その他の輸送機械」及び行部門 「3599-099 他に分類されない輸送機械」 に含める。

> ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3629-01、-011」を「3599-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3599-09		その他の輸送機械
	3599-091	産業用運搬車両
	3599-099	他に分類されない輸送機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類315「産業用 運搬車両・同部分品・附属品製造業」及び 細分類3199「他に分類されない輸送用機械 器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)産業用運搬車両:フォークリフトトラック、 構内運搬車(蓄電池運搬車、内燃機関 運搬車、動力付運搬車等)、産業用機 関車、産業用貨車、ストラドルキャリ ヤ、産業用トレーラ、パレットトラッ ク、ショベルトラック(建設用を除く)、 産業用運搬車両の部分品・取付具・附 属品

> 他に分類されない輸送機械:飛しょう体 (ロケット、人工衛星、宇宙船等)、

飛しょう体の部分品・附属品、他に分類されない輸送用機械器具(荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカー、東いす(電動式)等)、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品

- (注意点)① 車いす(手動式)は、「3599-01、-011 自転車」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表のコード「3629-09、-091」を「3599-09、-091」に変更し、「3629-099 その他の輸送機械(除別掲)」を「3599-099 他に分類されない輸送機械」にコード及び名称変更。

39 その他の製造工業製品

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲)

日本標準産業分類の小分類151「印刷業」、 152「製版業」、153「製本業,印刷物加工 業」及び159「印刷関連サービス業」の活 動を範囲とする。独立行政法人国立印刷局 が行う印刷・製版・製本の活動を含む。

なお、国内生産額には独立行政法人国立 印刷局の広告料収入を含める。

- (品目例示) 印刷(オフセット印刷(平版印刷、デジタル印刷等)、とっ版印刷(活版印刷等)、おう版印刷(スクリーン印刷、グラビア印刷等)、官報印刷、紙幣印刷、紙以外のものに対する印刷(特殊印刷))、製版(写真製版、フォトマスク、活字、鉛版、銅おう版、木版彫刻製版)、製本、印刷物加工、その他の印刷関連、独立行政法人国立印刷局広告料収入
- (注意点) 一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、国内生産額には含めない。

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類203「革製履物用材料・同附属品製造業」及び204「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 革製履物(紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、スパイク靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、耐電靴、耐酸靴等)、その他の革製職(一部革製の靴等)、その他の革製履物(草履、スリッパ、サンダル等))、革製履物用材料・同附属品(甲、靴底、かかと等)
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2411-01、-011」を「2311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2312-01		なめし革・革製品・毛皮(革
		製履物を除く。)
	2312-011	製革・毛皮
	2312-012	かばん・袋物・その他の革
		製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類201「なめし 革製造業」、202「工業用革製品製造業(手 袋を除く)」、205「革製手袋製造業」、206 「かばん製造業」、207「袋物製造業」、208 「毛皮製造業」及び209「その他のなめし 革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)製革・毛皮:なめし革(成牛甲革、中小牛 甲革、牛底革、牛ぬめ革、その他の牛 革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、そ の他のなめし革(わに革、とかげ革、 へび革等))、毛皮(調整済で完成品で はないもの)

かばん・袋物・その他の革製品:工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガスケット等)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入かばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他のなめし革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「2312-01 製革・毛皮」と「2312-02 かばん・袋物・その他の革製品」を統合し、「2312-01 なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)」とする。また平成23年表のコード「2312-021」を「2312-012」に変更。

(注意点)① 毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に、革製の運動用具(グローブ等)は「3911-02、-021 運動用品」にそれぞれ含める。

- ② 平成23年表において、平成17年表の「2412-01、-011 製革・毛皮」を「2312-01、-011」にコード変更。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の「2412-02、-021 かばん・袋物・その他の革製品」を「2312-02、-021」にコード変更。

列コード	行コード	部門名称
3911-01	3911-011	がん具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3251「娯楽用 具・がん具製造業(人形を除く)」及び3252 「人形製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 娯楽用具・がん具(トランプ、花札、囲 碁、将棋、麻雀ぱい、ゲーム盤、電子応用 がん具(家庭用テレビゲーム機、携帯用電 子ゲーム機等)、金属製がん具、プラスチッ ク製がん具(モデルキット、空気入りビニ ルがん具、児童乗物(歩行補助機、乳母車、 三輪車等)等)、縫いぐるみ動物、木製が ん具等)、人形(日本人形、西洋人形、縫 いぐるみ人形、節句人形、ひな人形等)、 がん具の部分品・附属品

(注意点) ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット等)は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3911-02	3911-021	運動用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3253「運動用 具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同附属品、ぶらんこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハンググライダー、運動用品の部分品・附属品

(注意点)帽子、ユニフォーム、靴、ベルト、ヘル

メット等は、本部門ではなく、それぞれの 部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-01	3919-011	身辺細貨品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類321「貴金属・宝石製品製造業」及び322「装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。 独立行政法人造幣局が行う勲章の生産活動を含む。

(品目例示) 装身具・装飾品(貴金属(金、銀、プラチナ等)・宝石(天然宝石、真珠等)製、すず・アンチモン製等)(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン等)、その他の身辺細貨品・貴金属製品(コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、手鏡、宝石箱、小物箱、宗教用具、賞杯、勲章、貴金属製たばこケース、貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン・皿等の洋食器類等)、造花、装飾用羽毛、ボタン、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品(縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップ、ホック、クリップ、画びよう、マジックテープ、安全ピン等)、かつら、かもじ、身辺細貨品の部分品・附属品

- (注意点)① うちわ、扇子、提灯、洋傘、和傘及び 喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)は、 「3919-09、-099 その他の製造工業製品」 に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「3919-04、-041」を「3919-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-02	3919-021	時計

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類323「時計・ 同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウォッチ (ムーブメントを含む) (機械 時計、電池時計)、クロック (ムーブメン トを含む) (機械時計、置時計、目覚時計、 掛時計、計器板時計等)、その他の時計 (ス トップウォッチ、タイマー時計、メトロ ノーム等)、時計の部分品(文字板、ぜん まい、歯車、ねじ等)、時計側

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3712-01、-011」を「3919-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-03	3919-031	楽器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類324「楽器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器 (エレクトーン、キーボードシンセサイザ、 電子キーボード、電子ピアノ等)、ハーモ ニカ、アコーディオン、管楽器、弦楽器、 打楽器、三味線、琴、尺八、オルゴール、 楽器の部分品・取付具・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3919-01、-011」を「3919-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-04	3919-041	筆記具・文具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類326「ペン・ 鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」 の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 万年筆・ペン類・鉛筆(万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯等)、毛筆・絵画用品(水彩絵具、クレヨン、パステル、毛筆、画筆、油絵具、スケッチボックス、カンバス、画板、画布、ポスターカラー等)、その他の事務用品(印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、事務用・工業用のり、そろばん、ステープラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器等)、筆記具・文具の部分品・附属品

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3919-03、-031」を「3919-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-05	3919-051	畳・わら加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3281「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」及び 3282「畳製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3296「情報記録物製造業(新聞,書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 音響用情報記録物(オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード等)、映像用情報記録物(ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード等)、ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット等)、コンピュータソフト記録物(CD、DVD等)、プリペイドカード

(注意点)① ビデオソフト、プリペイドカード、テレビゲーム記録物(CD、DVD、カセット等)は本部門に含まれ、未記録の媒体(半導体メモリメディア、光ディスク、磁気テープ等)は「3299-01、-011 記録メディア」に含める。

なお、ゲームソフト、映像ソフト及び音楽ソフトについては、それぞれ列部門「5931-01 情報サービス」及び行部門「5931-011 ソフトウェア業」、並びに「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)」の生産活動とする。本部門は、情報の価値は含めずメディアの生産活動のみを計上する。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「3919-02、-021」を「3919-06、 -061」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類327「漆器製造業」、細分類3283「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」、3284「ほうき・ブラシ製造業」、3285「喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)」、3289「その他の生活雑貨製品製造業」、3291「煙火製造業」、3292「看板・標識機製造業」、3293「パレット製造業」、3294「モデル・模型製造業」、3295「工業用模型製造業」、3297「眼鏡製造業(枠を含む)」及び3299「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とす

(品目例示) 漆器(家具、台所・食卓用品等)、うち わ、扇子、ちょうちん、ほうき・ブラシ(歯 ブラシ、化粧用ブラシ、たわし、ほうき、 はたき、モップ等)、喫煙用具(たばこ用 ライター、たばこ用フィルター等)、その 他の生活雑貨製品(傘、マッチ、魔法瓶等)、 煙火(がん具用を含む)、看板・標識機(看 板、標識機、展示装置等)、パレット(荷 役・運搬用)、モデル・模型(マネキン人 形、人台、地球儀、食品模型等)、工業用 模型(木型を含む)、眼鏡(枠を含む)(眼 鏡、眼鏡枠、眼鏡レンズ(コンタクトレン ズを含む)、眼鏡の部分品等)、他に分類さ れないその他の製品(繊維壁材、線香類、 人体安全保護具、救命器具、ユニット住宅、 ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品、 オガライト、靴中敷物(革製を除く)、つ え等)

- (注意点)① プリペイドカードは「3919-06、-061 情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、 ピン、ホック、ファスナーは「3919-01、 -011 身辺細貨品」に、麦わら帽子・さ なだ帽子は「3919-05、-051 畳・わら加 工品」にそれぞれ含める。
 - ② 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「3711-09、 -099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 社会経済活動のなかで、不用となった屑等を再利用するための回収及び加工処理活動を範囲とする。日本標準産業分類の小分類536「再生資源卸売業」の活動は回収活動であるため、本部門に含める。また屑の他、副産物についても本部門を仲介部門とする。このうち、鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん及び古紙は加工処理活動についても取扱うものとする。

(品目例示) 鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん、古紙、落綿、毛屑、粗獣毛、石膏、高炉ガス灰、フライアッシュ、鉱さい(鉱滓)、硫黄、副産蛹、果汁搾りかす、屑肉、野菜屑、醤油搾りかす、コーヒーかす、木くず、硫安、硅酸石灰、LPG、炭田ガス、高炉ガス、転炉ガス等

(注意点) 平成12年表においては、発生した層・副産物は本部門に投入し本部門の国内生産額に含めていたが、平成17年表以降は本部門を迂回せず直接投入部門に産出され、本部門には経費のみ計上される。

なお、屑・副産物の扱いで「一括方式」 及び「トランスファー方式」を適用してい るものについては、本部門の対象外である。

41 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部 (「建築基準法」第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。) が木造の建築物 (「建築基準法」第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。) のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物 (うち居住の用に供せられる部分) の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(木造)、産業併用住宅のうち 居住の用に供せられる部分(木造)

(注意点)① 住宅建築(木造)における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「6699-02、-021 土木建築サービス」からの投入とする。この扱いは、統合大分類「41 建設」中の「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の各部門についても同様とする。

② 新築:既存の建築物のない新たな敷地 に建築物を建てる工事をいう。

増築:既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

改築:建築物の全部又は一部を除却し、 又はこれらが災害等によって滅 失した後、これらと用途、規模、 構造の著しく異ならない建築物 を建てる工事をいう。

③ 建築物(住宅及び非住宅)に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築 (非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部が非木造の建築物のうち、居 住専用建築物及び居住産業併用建築物(う ち居住の用に供せられる部分)の新築・増 築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(非木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(非木造)

(注意点) 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造):主要構造部(「建築基準法」第2条第5号の定義による。以下同じ。)が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

鉄筋コンクリート造 (RC造):主要構造 部が型わくの中に鉄筋を組みコンク リートを打ち込んで一体化した構造 のもの。

鉄骨造(S造):主要な骨組が鉄骨造又は その他の金属で造られたもの(鉄骨を リプラスしてあるもの、軽量鉄骨造も 含む。)。

コンクリートブロック造 (CB造): 鉄骨 で補強されたコンクリートブロック 造のもの (外壁ブロック造も含む。)。

その他:無筋コンクリート造、無筋コンク リートブロック造、石造、れんが造、 その他、他の分類に該当しない構造の もの。

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住 宅建築 (木造)」以外の建築物の新築・増 築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所

列コード	行コード	部門名称
4112-02	4112-021	非住宅建築 (非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 非木造の建築物のうち、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」以外の建築物の新築・ 増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

(注意点) 「非木造」の建築物の構造分類は、 「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」に 同じ。

列コード	行コード	部門名称
4121-01	4121-011	建設補修

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) ① 建築物(住宅及び非住宅)及び土木建 設物(鉄道軌道、電力、電気通信、上・ 工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴ ルフ場等の施設)に関する経常的補修工 事を範囲とし、その生産物は、建築補修 及び土木補修である。

> ② ただし、1)本来の耐用年数を著しく 増加させるような大改修、2)公共事業 に関する維持・補修工事、災害復旧工事、 及び3)鉄道軌道の線路、電力・信号設 備、電力の送配電設備、電気通信の線路 設備の取替補修工事によるものは、本部 門の活動とせず、それぞれの部門に含め る。

(注意点) 建築物(住宅及び非住宅)に係る工事の うち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は 国内総固定資本形成に産出し、経常的な維 持・修理工事は中間消費とする。

列コード	行コード	部門名称
4131-01	4131-011	道路関係公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設 工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業
- ② 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、 西日本高速道路株式会社、 西日本高速道路株式会社、 阪神高速道路 株式会社、本州四国連絡高速道路株式会 社、地方公共団体等の行う有料道路事業 など

(品目例示) 道路、街路、有料道路、区画整理

- (注意点)① 道路、街路等の小規模な維持・補修工事については「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から、従来通り公共工事の扱いとする。
 - ② なお、「4131-01、-011 道路関係公共 事業」、「4131-02、-021 河川・下水道・ その他の公共事業」及び「4131-03、-031

農林関係公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、全て本部門に含めるのではなく、国、地方公共団体等、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、四日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社の行う事業に限られ、それ以外は「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共
4131-02	4131-021	事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設 工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 河川:国及び地方公共団体の行う河川、 砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資 源機構の行う事業
- ② 都市計画:国及び地方公共団体の行う 下水道、公園及び廃棄物処理施設
- ③ 港湾・漁港:国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業
- ④ 空港:国及び地方公共団体、成田国際 空港株式会社、新関西国際空港株式会社 及び中部国際空港株式会社の行う空港 事業
- ⑤ 災害復旧:国及び地方公共団体の行う 上記①から④まで並びに「4131-01、-011 道路関係公共事業」の各施設に関する災 害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災 害復旧事業
- ⑥ 沿岸漁場整備等:国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等
- (品目例示) 河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、 下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、漁 港、空港、災害復旧
- (注意点) 小規模な維持・補修工事については 「4121-01、-011 建設補修」に含めること も考えられるが、時系列の観点から従来通 り公共工事の扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設 工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 農業土木:国、地方公共団体及び土地 改良区その他の団体の行う農業基盤整 備事業
- ② 林道:国及び地方公共団体の行う林道 事業
- ③ 治山:国及び地方公共団体の行う治山 事業
- ④ 災害復旧:国及び地方公共団体の行う 上記①から③までの各施設の災害復旧 事業

(品目例示) 土地改良、林道、治山、災害復旧

列コード	行コード	部門名称
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、JR、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。

なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

(品目例示) 鉄道軌道に関する構築物

(注意点)① 「4191-01、-011 鉄道軌道建設」、「4191-02、-021 電力施設建設」、「4191-03、-031 電気通信施設建設」及び「4191-09、-099 その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物(建築物)の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が 行った土木工事は、「4191-09、-099 そ の他の土木建設」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「4132-01、-011」を「4191-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-02	4191-021	電力施設建設

(定義・範囲) 地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可(1000kw以上)を受けているもののみを本部門に含む。

(品目例示) 発・送・配電施設に関する構築物

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「4132-02、-021」を「4191-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-03	4191-031	電気通信施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 電気通信事業者、放送事業者の行う電気 通信線路施設等に関する構築物の建設工 事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

(品目例示) 電気通信線路施設に関する構築物

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「4132-03、-031」を「4191-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-09	4191-099	その他の土木建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道:地方公営企業等の行 う上水道、簡易水道及び工業用水道に関 する構築物の建設工事
- ② 土地造成:地方公共団体、独立行政法 人都市再生機構及び民間の行う土地造 成工事
- ③ その他土木:地方公営企業及び民間の

行うガス工事、地方公共団体の行う失業 者就労事業のうち建設投資的工事、政府 の行う駐車場整備工事並びにその他上 記以外の民間土木建設

(品目例示) 上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「4132-09、-099」を「4191-09、-099」に変更。

46 電気・ガス・熱供給

列コード	行コード	部門名称
	4611-001	事業用電力
4611-01		事業用火力発電
4611-02		事業用発電(火力発電を除
		⟨∘)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類331「電気業」 のうち自家用発電を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 事業用火力発電 (バイオマスを含む)、 事業用水力発電、原子力発電、新エネル ギー等による事業用発電 (風力、地熱、太 陽光)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「4611-01 事業用原子力発電」と「4611-03 水力・その他の事業用発電」を統合し、「4611-02 事業用発電(火力発電を除く。)」とする。また平成23年表のコード「4611-02」を「4611-01」に変更。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「5111-01~-03、-001」を「4611-01 ~-03、-001」に変更。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の列 部門「5111-02 事業用火力発電」、 「5111-03 水力・その他の事業用発電」 及び本行部門に含まれていた共同発電 を「4611-04、-041 自家発電」に含めた。

列コード行コード部門名称4611-034611-031自家発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類331「電気業」 のうち自家用発電の活動を範囲とする。た だし、「鉱工業」部門などにおいて最大出 力1000kW以上の発電設備を有し、常時発電 をしている活動を対象とする。

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「4611-04、-041」 を「4611-03、-031」に変更。

(注意点)① 本部門は、「自家発電」という名称に かかわらず、自家部門としてではなく、 独立したアクティビティとして部門を 設定している。

- ② 平成23年表において、平成17年表の コード「5111-04、-041」を「4611-04、 -041」に変更。
- ③ 平成23年表において、平成17年表で列 部 門 「5111-02 事業 用火力発電」、 「5111-03 水力・その他の事業用発電」 及び行部門「5111-001 事業用電力」に 含まれていた共同発電を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
4621-01	4621-011	都市ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類341「ガス業」 の活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「5121-01、-011」を「4621-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4622-01	4622-011	熱供給業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類351「熱供給 業」の活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「5122-01、-011」を「4622-01、-011」に変更。

47 水道

列コード	行コード	部門名称
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類361「上水道 業」のうち船舶給水業を除く活動を範囲と する

(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配 水場、ポンプ場等の活動

(注意点)① 本部門は、使用目的の如何を問わず、 飲用に適する水の供給を行う活動(「水 道法」に基づく水道用水供給事業、上水 道事業及び簡易水道事業)が該当する。

- ② 船舶給水業については「5789-02、-021 水運施設管理(国公営)★★」及び「5789-03、-031 水運施設管理」に含める。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「5211-01、-011」を「4711-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4711-02	4711-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類362「工業用 水道業」の活動を範囲とする。

- (注意点)① 本部門は、工業用に供する水(水力発電用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。)の供給を行う活動(「工業用水道事業法」に基づく工業用水事業)が該当する。
 - ② 「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は、「4711-01、-011 上水道・簡易水道」に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「5211-02、-021」を「4711-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4711-03	4711-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類363「下水道 業」すなわち、下水道局(部)、下水処理 場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範 囲とする。

- (注意点)① 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の附属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「4811-01、-011 廃棄物処理(公営)★」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「5211-03、-031」を「4711-03、 -031」に変更。

48 廃棄物処理

列コード	行コード	部門名称
4811-01	4811-011	廃棄物処理(公営)★★

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業 廃棄物収集・処理等の活動

(注意点)① 産業分類や法令上での扱い等を勘案 すると、「一般廃棄物処理(し尿処理を 含む。)」及び「産業廃棄物処理」に再編 した方が望ましいと考えられるが、一般 廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれに産 業と公営が混在しており、推計上、厳密 に区分できないことから、現状の部門を 維持している。

> ② 平成23年表において、平成17年表の コード「5212-01、-011」を「4811-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4811-02	4811-021	廃棄物処理

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動を範囲とする。なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

(品目例示) し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業 廃棄物収集・処理等の活動

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「4811-02、-021 廃棄物処理 (産業)」を「廃棄物処理」に名称変更。

- (注意点)① 「4811-01、-011 廃棄物処理(公営) ★★」に同じ。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「5212-02、-021」を「4811-02、 -021」に変更。

51 商業

列コード	行コード	部門名称
5111-01	5111-011	卸売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類501、511~513、521~522、531~535、541~549、551~559の「卸売業」の活動を範囲とし、その国内生産額は、卸売マージン額である。なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、中央卸売市場、地方卸売市場の活動を範囲

(注意点)① 日本標準産業分類の小分類536「再生 資源卸売業」の活動は、「3921-01、-011 再生資源回収・加工処理」に含める。

に含む。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「6111-01、-011」を「5111-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5112-01	5112-011	小売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類561~569、 571~579、581~589、591~593、601~609、 611~619の「小売業」及び642「質屋」の 活動を範囲とし、その国内生産額は、小売 マージン額である。

> なお、農業協同組合、漁業協同組合、水 産加工業協同組合及び森林組合の行う購 買事業分並びに構内売店、生活協同組合購 買会の活動を含み、製造小売業のうちの製 造活動部分は本部門の活動に含めずにそ れぞれの「製造業」部門に含める。

- (品目例示)製造小売の例: 男子服小売、菓子小売、パン小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売、料理品小売、家具小売、建具小売、 畳小売、宗教用具小売
- (注意点)① 調剤薬局の活動のうち、医師又は歯科 医師の処方箋に基づく薬局の調剤を除 く。

- ② 平成23年表において、平成17年表の コード「6112-01、-011」を「5112-01、 -011」に変更。
- ③ 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で料理品小売業に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを「6721-01、-011 飲食サービス」に統合。
- ④ 平成23年表において、平成17年表の保 険外診療に係る調剤分のうち商業マー ジン相当分を「6411-04、-041 医療(調 剤)」に統合。

53 金融 保険

列コード	行コード	部門名称
5311-01		金融
	5311-011	公的金融(FISIM)
	5311-012	民間金融(FISIM)
	5311-013	公的金融 (手数料)
	5311-014	民間金融(手数料)

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲)

日本標準産業分類の小分類621「中央銀行」、622「銀行(中央銀行を除く)」、631「中小企業等金融業」、632「農林水産金融業」、641「貸金業」、643「クレジットカード業,割賦金融業」、649「その他の非預金信用機関」、651「金融商品取引業」、652「商品先物取引業,商品投資顧問業」、661「補助的金融業,金融附帯業」、662「信託業」及び663「金融代理業」の活動を範囲とする。

- (品目例示) 都市銀行、地方銀行(第二地銀を含む)、 信託銀行、インターネット専業銀行、在日 外国銀行支店、農林中央金庫、信用農業協 同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、 農業協同組合(信用事業)、漁業協同組合 (信用事業)、信用金庫、信金中央金庫、 信用協同組合、全国信用協同組合連合会、 商工組合中央金庫、労働金庫、労働金庫連 合会、短資会社、証券金融会社、証券会社、 投資運用会社、証券投資顧問会社、金融商 品取引所、日本郵便株式会社(銀行代理業 務) 及び「[別表4] 平成27 (2015年) 産 業連関表における政府及び独立行政法人 等の格付け及び平成23年表からの変更点 等」において「公的活動」の「金融」に格 付けされるもの
- (注意点)① 公的金融機関とは、「【別表4】平成27 年(2015年)産業連関表における政府及 び独立行政法人等の格付け及び平成23 年表からの変更点等」において、「公的 活動」の「金融」に格付けされるもの及 び日本郵便株式会社(銀行代理業務)で ある。それ以外の金融機関は、全て民間 金融機関である。
 - ② 生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含めず、「5312-01、

- -011 生命保険」及び「5312-02、-021 損害保険」に含める。
- ③ 行部門を「公的」と「民間」に分割しているのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。
- ④ 平成23年表において、93SNAに沿って、FISIMを導入することに伴い、平成17年の行部門「6211-011 公的金融(帰属利子)」を「5311-011 公的金融(FISIM)」に、「6211-012 民間金融(帰属利子)」を「5311-012 民間金融(FISIM)」にコード及び名称変更。
- ⑤ 平成23年表において、平成17年表の コード「6211-01、-013~-014」を 「5311-01、-013~-014」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5312-01	5312-011	生命保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類671「生命保険業」、細分類6741「生命保険媒介業」、小分類673「共済事業,少額短期保険業」及び細分類6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、生命保険事業並びに小分類851「社会保険事業団体」のうち社会保障基金に該当しない活動を範囲とする。

(品目例示) 生命保険、保険年金、生命保険再保険、 生命保険代理店、農協共済(生命保険共済 等)の再共済、社会保険事務(国民年金基 金・連合会、厚生年金基金、企業年金基金・ 連合会等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6431-01、-011 社会保険 事業★★」に含まれていた社会保障基金に 該当しないもの(国民年金基金、国民年金 基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、 企業年金連合会、独立行政法人農業者年金 基金(旧年金を除く)、独立行政法人中小 企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定)、 独立行政法人勤労者退職金共済機構等)を 本部門に統合。

- (注意点)① 本部門には、住宅金融支援機構の団体 信用生命保険、外国保険会社のうち「保 険業法」に定める免許を受けた者が本邦 で営む生命保険事業を含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「6212-01、-011」を「5312-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5312-02	5312-021	損害保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類672「損害保険業」、細分類6742「損害保険代理業」、6743 「共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業」、6751「保険料率算出団体」、6752「損害査定業」並びに小分類673「共済事業、少額短期保険業」及び細分類6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、損害保険事業の活動を範囲とする。

- (品目例示) 火災保険、地震保険、海上保険、自動車 保険(自賠責、任意)、盗難保険、運送保 険、損害保険再保険、貿易保険、損害保険 代理店、農協共済(火災保険、自動車共済 等)の再保険・再々共済
- (注意点)① 本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融支援機構(住宅融資保険)、日本政策金融公庫(信用保険事業)、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険事業、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付、国立研究開発法人森林総合研究所の森林保険業務勘定、独立行政法人日本貿易保険を含めるほか、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む損害保険事業を含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「6212-02、-021」を「5312-02、 -021」に変更。

55 不動産

列コード	行コード	部門名称
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類681「建物売 買業,土地売買業」、682「不動産代理業・ 仲介業」、693「駐車場業」のうち所有者の 委託を受けて行う自動車の保管を目的と する駐車場の管理運営及び694「不動産管 理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介 手数料、不動産管理手数料

(注意点)① 建物売買業における建設活動は、本部 門に含めず、「建設」部門に含める。

- ② 土地売買業の活動は、取引上の代理・ 仲介等の手数料のみを国内生産額に計 上し、土地造成等に要する費用は「建設」 部門に含める。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「6411-01、-011」を「5511-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5511-02	5511-021	不動産賃貸業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類691「不動産 賃貸業(貸家業,貸間業を除く)」のうち 細分類6912「土地賃貸業」を除く活動及び 小分類693「駐車場業」のうち自動車の保 管を目的とする駐車場業の活動(所有者の 委託を受けて行う駐車場の管理運営の活 動を除く。)を範囲とする。

(品目例示) 不動産賃貸料(貸店舗(店舗併用住宅の 場合は貸店舗部分のみ)、貸ビル、貸倉庫 等)

(注意点)① 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「5521-01、-011 住宅賃貸料」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「6411-02、-021」を「5511-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5521-01	5521-011	住宅賃貸料

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類692「貸家業, 貸間業」の活動を範囲とする。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「6421-01、-011」を「5521-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 持家に居住する者が、自らに対して住宅 賃貸業を営んでいるとみなした活動であ り、家賃の受払を伴わない持家等の使用に よって生ずるサービスを範囲とする。

> なお、企業が所有する給与住宅・寮等についても、市場価格と実際に支払われた家 賃の差額分を本部門に含める。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「6422-01、-011」を「5531-01、-011」に変更。

57 運輸・郵便

列コード	行コード	部門名称
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」 のうち鉄道旅客輸送の活動及び細分類 4851「鉄道施設提供業」の活動を範囲とす る。

> なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業 及び車両修理兼業部門は、アクティビティ に従って、それぞれの部門に格付けされる。

- (品目例示) JR、公・民営の鉄道・軌道(普通鉄道、 軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌 条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車) の旅客輸送
- (注意点)① 鉄道業の車両・駅構内等における広告 料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の国内生産額 に含めない。
 - ② 「バス」等その他の輸送機関における 車内及び構内営業等も同様の扱いとす る。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「7111-01、-011」を「5711-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」 のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

(品目例示) JR、民営鉄道の貨物輸送

- (注意点)① 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011貨物利用運送」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「7112-01、-011」を「5712-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5721-01	5721-011	バス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類431「一般乗

合旅客自動車運送業」、433「一般貸切旅客 自動車運送業」及び細分類4391「特定旅客 自動車運送業」の活動を範囲とする。

- (品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動 車運送業の旅客輸送
- (注意点)① バス事業の車両等における広告料は、 本部門の国内生産額に含めない。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「7121-01、-011」を「5721-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類432「一般乗 用旅客自動車運送業」及び細分類4399「他 に分類されない道路旅客運送業」の活動を 範囲とする。
- (品目例示) ハイヤー・タクシー業、軽車両による旅 客輸送
- (注意点)① 自動車運転代行業は「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「7121-02、-021」を「5721-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除
		⟨。)

(担当府省庁) 国土交通省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類441「一般貨物自動車運送業」、442「特定貨物自動車運送業」、443「貨物軽自動車運送業」及び449「その他の道路貨物運送業」の活動を範囲とする。
- (品目例示) トラック運送業(一般貨物(特別積合せ 貨物含む。)、特定貨物、貨物軽自動車)、 軽車両などによる貨物輸送
- (注意点)① 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。
 - ② 本部門の定義・範囲は前記とするが、 用車料の受払は全て自部門取引となる ので国内生産額には計上しない。

- ③ 平成23年表において、「郵便法」の改正により、平成17年表で「7311-01、-011 郵便・信書便」に含まれていた小包郵便物を本部門に統合。
- ④ 平成23年表において、平成17年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送(除自家輸送)」を「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送(マイカー輸送を除く。) を行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部 門に含める。

(注意点)① 国内生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9111-000賃金・俸給」等の範囲に含まれるなど、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である「自家輸送」部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。

- ② 各産業部門が自家輸送活動に要した 経費の内訳を財・サービスにマトリック スで示した「自家輸送マトリックス」(旅 客及び貨物)を付帯表として作成する。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「7131-01P、-011P」を「5731-01P、 -011P」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送(マイカーを除く。)を 行う活動を範囲とする。

(注意点)① 「5731-01P、-011P 自家輸送(旅客自動車)」に同じ。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「7132-01P、-011P」を「5732-01P、 -011P」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5741-01	5741-011	外洋輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類451「外航海 運業」及び細分類4541「船舶貸渡業(内航 船舶貸渡業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

- (注意点)① 日本標準産業分類の細分類4541「船舶 貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」は本 部門の範囲とするが、用船料の受払は全 て自部門取引となるので国内生産額に は計上しない。ただし、外国の「海洋運 送業」又は「船舶貸渡業」との間の用船 は、国際収支のバランスからこれを計上 し、そのうち、輸入(用船料支払)分は、 自部門交点に計上するものとする。
 - ② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011貨物利用運送」に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「7141-01、-011」を「5741-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5742-01		沿海・内水面輸送
	5742-011	沿海・内水面旅客輸送
	5742-012	沿海·内水面貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類452「沿海海 運業」、453「内陸水運業」及び細分類4542 「内航船舶貸渡業」の活動を範囲とする。

- (品目例示) 沿海旅客海運業(旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。) の旅客輸送、沿海貨物海運業の貨物輸送、港湾旅客海運業の旅客輸送、河川水運業及び湖沼水運業の旅客・貨物輸送
- (注意点)① 日本標準産業分類の細分類4542「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、 用船料の受払は全て自部門取引となる ので、国内生産額には計上しない。

- ② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011貨物利用運送」に含める。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「7142-01、-011~-012」を 「5742-01、-011~-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5743-01	5743-011	港湾運送

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類481「港湾運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般港湾運送業、港湾荷役業、はしけ運送業、いかだ運送業

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「7143-01、-011」を「5743-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5751-01		航空輸送
	5751-011	国際航空輸送
	5751-012	国内航空旅客輸送
	5751-013	国内航空貨物輸送
	5751-014	航空機使用事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類461「航空運送業」及び462「航空機使用業(航空運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業(薬剤散布、航空 写真撮影等)

(注意点)① 日本標準産業分類の小分類461「航空 運送業」は本部門の範囲とするが、国際 航空輸送における用機料の受払は全て 自部門取引となるので国内生産額には 計上しない。ただし、外国の「航空運送 業」等との間の用機(旅客チャーター及 び貨物チャーター)は、国際収支のバラ ンスからこれを計上し、そのうち、輸入 (用機料支払)分は、自部門交点に計上 するものとする。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011貨物利用運送」に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表の コード「7151-01、-011~-014」を 「5751-01、-011~-014」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5761-01	5761-011	貨物利用運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類444「集配利 用運送業」及び小分類482「貨物運送取扱 業(集配利用運送業を除く)」の活動を範 囲とする。

(品目例示) 利用運送業 (第一種利用運送業)、集配 利用運送業 (第二種利用運送業)、運送取 次業

(注意点)① 本部門の国内生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとする。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「7161-01、-011」を「5761-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5771-01	5771-011	倉庫

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「倉庫業 (冷蔵倉庫業を除く)」、472「冷蔵倉庫業」 及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

(品目例示) 普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む。)、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(注意点)① 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「7171-01、-011」を「5771-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5781-01	5781-011	こん包

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類484「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、 工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(注意点)① 自家こん包活動については、各部門に おけるこん包(包装)資材の投入として 扱い、本部門には含めない。

> ② 平成23年表において、平成17年表の コード「7181-01、-011」を「5781-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4852「道路運送固定施設業」、4853「自動車ターミナル業」及び4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、並びに小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(注意点)① レンタカー及びリースカーは 「6612-01、-011 貸自動車業」に含める。

② 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキングメータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、「6112-01、-011公務(地方)★★」の範囲とする。

③ 平成23年表において、平成17年表の コード「7189-01、-011」を「5789-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-02	5789-021	水運施設管理(国公営)★★

(担当府省庁) 国土交通省

(品目例示) 港湾・漁港の管理、水路情報の提供 (平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において本部門に含まれていた地方公営事業会計の適用範囲である港湾事業、港湾運営会社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動を「5789-03、-031 水運施設管理」に分割し特掲。
- ② 平成23年表の「5789-02、-021 水運施 設管理★★」を「水運施設管理(国公営)★★」に名称変更。
- (注意点)① とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送部門が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門から本部門に投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、国内生産額に含める。また、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが、輸入のみである。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「7189-02、-021」を「5789-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-03	5789-031	水運施設管理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷 扱固定施設業」のうち荷役桟橋設備等の港 湾関係分、4855「桟橋泊きょ業」、小分類 361「上水道業」のうち船舶給水業とする。

(品目例示) 港湾の管理

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「5789-02、-021 水 運施設管理★★」に含まれていた地方公営 事業会計の適用範囲である港湾事業、港湾 運営会社等が港湾区域内で行う一部施設 の管理活動を本部門に分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
5789-04	5789-041	水運附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳引船業の活動を範囲とする。

(品目例示) 水先、検数、検量、鑑定、サルベージ (平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「5789-03、-031」を「5789-04、-041」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「7189-03、-031 その他の水運付帯サービス」を「5789-03、-031 水運附帯サービス」 にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-05	5789-051	航空施設管理(公営)★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4856「飛行場業」に相当する範囲のうち地方公共団体が設置及び管理する空港、公共用へリポートの管理活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において本部門に含まれていた国が行う空港の管理及び航空交通管制活動を「5789-06、-061 航空施設管理」に統合。
- ② 平成23年表の「5789-04、-041 航空施設管理(国公営)★★」を「5789-05、-051 航空施設管理(公営)★★」にコード及び名称変更。
- (注意点)① 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、「5789-06、-061 航空施設管理」

に計上する。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「7189-04、-041」を「5789-04、 -041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-06	5789-061	航空施設管理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4856「飛行場業」に相当する範囲のうち地方公共団体以外の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理、航空交通管制

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において「5789-04、-041 航空施設管理(国公営)★★」に含まれ ていた国が行う空港の管理及び航空交 通管制活動を本部門に統合
- ② 平成23年表の「5789-05、-051 航空施設管理(産業)」を「5789-06、-061 航空施設管理」にコード及び名称変更。
- (注意点)① 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、全て本部門に計上する。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「7189-05、-051」を「5789-05、 -051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-07	5789-071	航空附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空交通管制活動以外の航空輸送に附帯する活動(機内飲食物売上、運航サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に附帯した役務等)を範囲とする

(品目例示) 航空機給油施設提供、利便施設提供、供 給施設提供

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「5789-06、-061」を「5789-07、-071」に変更。

(注意点)① 空港ターミナルビル等は「5511-02、

-021 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「5721-01、-011 バス」に、 給油 (燃料販売) は「商業」に、航空機 整備は「3592-10、-101 航空機修理」に それぞれ含める。

② 平成23年表において、平成17年表の「7189-06、-061 その他の航空付帯サービス」を「5789-06、-061 航空附帯サービス」にコード及び名称変更。

ュード	部門名称
	f・その他の運輸附帯サー
	· ·

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類791「旅行業」、 483「運送代理店」、細分類4891「海運仲立 業」及び4899「他に分類されない運輸に附 帯するサービス業」のうち観光協会等の行 う活動を範囲とする。

- (品目例示) 旅行業、運送代理店、海運仲立業等の取扱
- (注意点)① 本部門は、運輸業のうち他の部門に属 さない産業を含む。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の「7189-09、-099 旅行・その他の運輸付帯サービス」を「5789-09、-099 旅行・その他の運輸附帯サービス」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5791-01	5791-011	郵便・信書便

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類491「郵便業 (信書便事業を含む)」の活動、861「郵便 局」及び862「郵便局受託業」のうち、郵 便に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 通常郵便物、信書便、簡易郵便局の郵便事業、郵便切手類販売所(手数料)等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた簡易 郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所 (手数料)を本部門に統合。

(注意点)① 郵便物の輸送委託は、「5712-011 鉄道

貨物輸送」、「5742-012 沿海・内水面貨 物輸送」、「5751-011 国際航空輸送」及 び「5751-013 国内航空貨物輸送」との 交点に計上する。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「7311-01、-011」を「5791-01、-011」に変更。また、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で本部門に含まれていた小包郵便物を分割し、「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に統合。

59 情報通信

列コード	行コード	部門名称
5911-01	5911-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類371「固定電気通信業」のうちサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを除く活動を範囲とする。

(品目例示) 電話、電信、電報、専用、ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)、IX(インターネット・エクスチェンジ)業、IDC(インターネット・データ・センター)業、固定電気通信によるインターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス、有線放送電話等

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において「5911-09、-099 その他の電気通信」及び「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた 有線放送電話を本部門に統合。
- ② 平成23年表において「5911-09、-099 その他の電気通信」に含まれていたサー バ・ハウジング・サービス、サーバ・ホ スティング・サービスを「5941-01、-011 インターネット附随サービス」に統合。
- (注意点)① 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の 自営の電信、電話等は本部門に含めない。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の 「7312-01、-011 固定電気通信」を 「5911-01、-011」にコード変更。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の 「7312-03、-031 その他の電気通信」を 「5911-09、-099」にコード変更。
 - ④ 平成23年表において、平成17年表で「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-09、-099 その他の電気通信」に統合。

列コード	行コード	部門名称
5911-02	5911-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類372「移動電気通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話、PHS、衛星携帯電話、無線呼出し、移動電気通信によるインターネット接続サービス等

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「7312-02、-021」を「5911-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5911-03	5911-031	電気通信に附帯するサービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類373「電気通信に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 電気通信業務受託、携帯電話取扱店(契 約事務取扱手数料)、空港無線電話業務受 託、移動無線センター事業等

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた 有線放送電話を「5911-01、-011 固定電 気通信」に、簡易郵便局の郵便事業及び 郵便切手類販売所(手数料)を「5791-01、 -011 郵便・信書便」にそれぞれ統合。
- ② 平成23年表の「5919-09、-099 その他 の通信サービス」を「5911-03、-031 電 気通信に附帯するサービス」にコード及 び名称変更。
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「7319-09、-091 その他の通信サービス」 を「5919-09、-099」にコード変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-01	5921-011	公共放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類381「公共放送業(有線放送業を除く)」及び細分類3823 「衛星放送業」のうち公共放送の活動を範囲とする。

- (品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジ オ・衛星放送
- (注意点)① 日本放送協会所属の放送技術研究所 及び放送文化研究所も本部門に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「7321-01、-011」を「5921-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-02	5921-021	民間放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類382「民間放送業(有線放送業を除く)」の活動(ただし、細分類3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を除く。)を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める.

- (品目例示) 広告料収入又は有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「7321-02、-021」を「5921-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-03	5921-031	有線放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類383「有線放送業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含め る。

(品目例示) 有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「7321-03、-031」を「5921-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5931-01		情報サービス
	5931-011	ソフトウェア業
	5931-012	情報処理・提供サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類391「ソフトウェア業」及び392「情報処理・提供サービス業」の活動を範囲とする。国立研究開

発法人科学技術振興機構の文献情報提供 勘定、輸出入・港湾関連情報処理センター 株式会社の活動を含む。

(品目例示) ソフトウェア業: 受注ソフトウェア開発、 業務用パッケージ、ゲームソフト、そ の他のソフトウェア

情報処理・提供サービス:受託計算サービス、計算センター、マシンタイムサービス、データ入力サービス、経済情報提供サービス、不動産情報提供サービス、気象情報提供サービス、交通運輸情報提供サービス、市場調査、世論調査、社会調査

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「7331-01、-011~-012」を「5931-01、-011~-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類401「インターネット附随サービス業」の活動及び小分類371「固定電気通信業」のうちサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスに係る活動を範囲とする。なお、国内生産額には広告料収入を含める

(品目例示) ASP (アプリケーション・サービス・ プロバイダ)、電子認証、情報ネットワー ク・セキュリティ・サービス、ポータルサ イト運営等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「5911-09、-099 その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「7341-01、-011」を「5941-01、 -011」に変更。
 - ② 平成23年表において、平成17年表で本部門に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-09、-099 その他の電気通信」に統合。

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作(新
		聞・出版を除く。)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類411「映像情報制作・配給業」、412「音声情報制作業」、415「広告制作業」及び416「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画の制作・配給、ビデオ制作・発売、 テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、 レコード制作、音楽出版、ラジオ番組制作、 広告制作(印刷物にかかるもの)、共同通 信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行 を行わないもの)、貸スタジオ、プリプロ ダクション、ポストプロダクション

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」を「映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)」に名称変更。

- (注意点)① DVD等の生産活動は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。
 - ② 日本標準産業分類の細分類7091「映画・演劇用品賃貸業」は、列部門「6611-01 物品賃貸業(貸自動車を除く。)」及び行部門「6611-015 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表で「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作、並びに「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていたニュース供給を本部門に統合。
 - ④ 平成23年表において、平成17年表の「7351-01、-011 映像情報制作・配給業」を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-02	5951-021	新聞

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類413「新聞業」 の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

- (注意点)① 電子メディアも本部門に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「7351-02、-021」を「5951-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-03	5951-031	出版

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類414「出版業」 の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版

(注意点)① 電子メディアも本部門に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「7351-03、-031」を「5951-03、 -031」に変更。

61 公務

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	公務(中央)★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類97 「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、中央政府関係の非市場生産者(一般政府)★★から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「【別表4】平成27年(2015年)産業連関 表における政府及び独立行政法人等の格 付け及び平成23年表からの変更点等」の 「公務」の項を参照のこと。

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「9411-000 間接税 (関税・輸入品商品税を除く。)」に含まれ ていた中央政府の手数料のうち、市場生産 者の支払分(電波利用料収入、許可料収入 等)を本部門の財・サービスの販売に含め る。

- (注意点)① 自衛隊の活動も本部門に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「8111-01、-011」を「6111-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	公務(地方)★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類98 「地方公務」の活動であり、普通地方公共 団体及び特別地方公共団体のうち、地方政 府関係の非市場生産者(一般政府)★★から「準公務」及び「社会保障基金」に格付 けされる各部門を除いたものを範囲とす

(品目例示) 「【別表4】平成27年(2015年)産業連関 表における政府及び独立行政法人等の格 付け及び平成23年表からの変更点等」の 「公務」の項を参照のこと。

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「9411-000 間接税

(関税・輸入品商品税を除く。)」に含まれていた地方政府の手数料のうち、市場生産者の支払分を本部門の財・サービスの販売に含める。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8112-01、-011」を「6112-01、-011」に変更。

63 教育・研究

列コード	行コード	部門名称
6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類811「幼稚園」、 812「小学校」、813「中学校」、814「高等 学校,中等教育学校」、815「特別支援学校」、 816「高等教育機関」、817「専修学校,各 種学校」及び819「幼保連携型認定こども 園」のうち、国立大学法人、独立行政法人 国立高等専門学校機構、地方公共団体及び 公立大学法人が設置する学校の活動(高等 教育機関が行う研究活動を除く)を範囲と

(品目例示) 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

(平成23年表からの変更点)

する。

日本標準産業分類の小分類819「幼保連 携型認定こども園」を本部門に含める。

また、高等教育機関の活動のうち研究活動分を「学術研究機関」各部門に含め、本部門から除外する。

- (注意点)① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。
 - ② 平成27年4月より新たな「幼保連携型認定こども園」(学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設)が創設されたことにより、当該学校種分を平成27年表から本部門に含めることとしたため、保育所等他形態から移行した園による増加が生じている。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「8211-01、-011」を「6311-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6311-02	6311-021	学校教育(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類811「幼稚園」、

812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校,中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」、817「専修学校,各種学校」及び819「幼保連携型認定こども園」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校の活動(高等教育機関が行う研究活動を除く)を範囲とする。

(品目例示) 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

(平成23年表からの変更点)

日本標準産業分類の小分類819「幼保連携型認定こども園」を本部門に含める。

また、高等教育機関の活動のうち研究活動分を「学術研究機関」各部門に含め、本部門から除外する。

- (注意点)① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。
 - ② 平成27年4月より新たな「幼保連携型認定こども園」(学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設)が創設されたことにより、当該学校種分を平成27年表から本部門に含めることとしたため、保育所等他形態から移行した園による増加が生じている。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「8211-02、-021」を「6311-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6311-03	6311-031	学校給食(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号) に基づき、国公立の義務教育諸学校におい て、その児童又は生徒に対し実施される給 食の生産活動を範囲とする。

(平成23年表からの変更点)

分野が属する13部門分類を「製造業」から「サービス」へ、統合小分類を「1119 そ

の他の食料品」から「6311 学校教育」へ 移動。これに伴い、平成23年表のコード 「1119-04、-041」を「6311-03、-031」に 変更。

(注意点) 学校給食は本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起こすことから、本来実施すべき機関(教育機関)の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

列コード	行コード	部門名称
6311-04	6311-041	学校給食(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号) に基づき、私立の義務教育諸学校において、 その児童又は生徒に対し実施される給食 の生産活動を範囲とする。

(平成23年表からの変更点)

分野が属する13部門分類を「製造業」から「サービス」へ、統合小分類を「1119 その他の食料品」から「6311 学校教育」へ移動。これに伴い、平成23年表のコード「1119-05、-051」を「6311-04、-041」に変更。

(注意点) 「6311-03、-031 学校給食(国公立)★ ★」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物 園、植物園、水族館、青少年教育施設(青 年の家、少年自然の家等)、社会通信教育、 女性教育会館等

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコー

ド「8213-01、-011」を「6312-01、-011」 に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物 園、植物園、水族館、青少年教育施設(青 年の家、少年自然の家等)、社会通信教育、 女性教育会館等

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8213-02、-021」を「6312-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公
		立) ★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する職員訓練施設並びに8222「職業訓練施設」の活動を範囲とする。

(品目例示) 防衛大学校、警察大学校、自治大学校、 気象大学校、消防大学校、独立行政法人高 齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政 法人航海訓練所等

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8213-03、-031」を「6312-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する職

員訓練施設並びに8299「他に分類されない 教育,学習支援業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 社員教育受託業、歯科衛生士養成所(専 修学校、各種学校でないもの)、料理学校 (専修学校、各種学校でないもの)、洋裁 学校(専修学校、各種学校でないもの)、 自動車教習所(専修学校、各種学校でない もの)等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6312-04、-041 その他の 教育訓練機関(産業)」を「その他の教育 訓練機関」に名称変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8213-04、-041」を「6312-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立)
		**

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校が行う自然科学に関する研究活動を範囲とする。

(品目例示) 公立大学(研究活動に限る)、国立研究 開発法人物質・材料研究機構、国立研究開 発法人産業技術総合研究所、国立研究開発 法人医薬基盤・健康・栄養研究所、理学研 究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬 学研究所等

(平成23年表からの変更点)

国公立高等教育機関の活動のうち自然 科学に関する研究活動分を本部門に含め る。

- (注意点)① 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「8221-01、-011」を「6321-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-02	6321-021	人文・社会科学研究機関(国
		公立) ★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・ 社会科学研究所」の活動のうち国・地方公 共団体の研究機関及び独立行政法人等が 設置する研究機関、及び816「高等教育機 関」のうち国立大学法人、独立行政法人国 立高等専門学校機構、地方公共団体及び公 立大学法人が設置する学校が行う人文・社 会科学に関する研究活動を範囲とする。

(品目例示) 国公立大学(研究活動に限る)、国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、国立社会保障・人口問題研究所、独立行政法人経済産業研究所等

(平成23年表からの変更点)

- ① 国公立高等教育機関の活動のうち人 文・社会科学に関する研究活動分を本部 門に含める。
- ② 平成23年表の「6321-02、-021 人文科 学研究機関(国公立)★★」を「人文・ 社会科学研究機関(国公立)★★」に名 称変更。
- (注意点)① 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「8221-02、-021」を「6321-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)
		*

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち非営利の民間法人が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校が行う自然科学に関する研究活動を範囲とする。

(品目例示) 私立大学(研究活動に限る)、理学研究 所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学

研究所等

(平成23年表からの変更点)

私立高等教育機関の活動のうち自然科 学に関する研究活動分を本部門に含める。

- (注意点)① 私立学校に附属して設置される研究機関の活動は、本部門に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「8221-03、-031」を「6321-03、 -031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-04	6321-041	人文・社会科学研究機関(非
		営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・ 社会科学研究所」の活動のうち非営利の民 間法人が設置する研究機関、及び816「高 等教育機関」のうち国立大学法人、独立行 政法人国立高等専門学校機構、地方公共団 体及び公立大学法人以外の者が設置する 学校が行う人文・社会科学に関する研究活 動を範囲とする。

(品目例示) 私立大学(研究活動に限る)、東洋文化研究所、社会科学研究所等

(平成23年表からの変更点)

- ① 私立高等教育機関の活動のうち人 文・社会科学に関する研究活動分を本部 門に含める。
- ② 平成23年表の「6321-04、-041 人文科 学研究機関(非営利)★」を「人文・社 会科学研究機関(非営利)★」に名称変 更。
- (注意点)① 私立学校に附属して設置される研究 機関の活動は、本部門に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「8221-04、-041」を「6321-04、 -041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-05	6321-051	自然科学研究機関

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究

等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び独立 行政法人が設置する研究機関(国公立学 校に附属して設置されている研究機関 を含む。)
- ② 私立学校に附属して設置されている 研究機関などの非営利の民間法人が設 置する研究機関
- (品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、 医学・薬学研究所等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6321-05、-051 自然科学研究機関(産業)」を「自然科学研究機関」に名称変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8221-05、-051」を「6321-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-06	6321-061	人文・社会科学研究機関

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・ 社会科学研究所」の活動のうち下記①、② を除く機関の人文・社会科学に関する実験、 試験、研究等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び独立 行政法人が設置する研究機関(国公立学 校に附属して設置されている研究機関 を含む。)
- ② 私立学校に附属して設置されている 研究機関などの非営利の民間法人が設 置する研究機関

(品目例示) 人文科学研究所、社会科学研究所等 (平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6321-06、-061 人文科学研究機関(産業)」を「人文・社会科学研究機関」に名称変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8221-06、-061」を「6321-06、-061」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6322-01	6322-011	企業内研究開発

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 企業が、事物・機能・現象などについて 新しい知識を得るために、あるいは、既存 の知識の新しい活用の道を開くために行 う創造的な努力及び探求の活動を範囲と する。

> なお、企業が製品(商品)の生産・製造 工程などに関する開発や技術的改善を図 るために行う研究開発の活動も含む。

- (品目例示)① 企業の研究所・研究部などで行われる 本来的な活動研究に必要な思索、考案、 情報・資料の収集、試作、実験、検査、 分析、報告などをいう。したがって、研 究の実施に必要な機械、器具、装置など の工作、動植物の育成、文献調査などの 活動を含む。
 - ② 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記①の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8222-01、-011」を「6322-01、-011」に変更。

64 医療・福祉

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	医療(入院診療)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」 及び細分類8321「有床診療所」における一 般診療のうち入院診療の活動を範囲とす る。

なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療(歯科診療)」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 一般診療(入院診療(歯科診療は除く))

 (注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、 -021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-02	6411-021	医療 (入院外診療)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」 及び832「一般診療所」における一般診療 のうち、入院外診療、保健予防活動及び医 療相談等の活動を範囲とする。

なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療(歯科診療)」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 一般診療(入院外診療(歯科診療は除く))

 (注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、 -021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-03	6411-031	医療 (歯科診療)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」 及び833「歯科診療所」における歯科診療 及び各種歯科検診等の活動を範囲とする。 なお、介護保険によるサービスは「介護 (施設サービス)」、「介護(施設サービス を除く。)」に含める。

(品目例示) 歯科診療

 (注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、 -021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-04	6411-041	医療 (調剤)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類6033「調剤薬局」における調剤の活動を範囲とする。 なお、介護保険によるサービスは「介護 (施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 薬局、調剤薬局及びファーマシーでの調 剤行為

 (注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、 -021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類834「助産・ 看護業」、835「療術業」及び836「医療に 附帯するサービス業」の活動を範囲とする。 また、病院及び一般診療所が行う訪問看護 サービスは本部門に含む。

> なお、介護保険によるサービスは「介護 (施設サービス)」、「介護(施設サービス を除く。)」に含める。

(品目例示) 助産所、訪問看護ステーション、施術所、 アイバンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅 菌業(医療用器材)、臨床検査業等

 (注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、 -021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

列コード	行コード	部門名称
6421-01	6421-011	保健衛生(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類841「保健所」、 842「健康相談施設」及び849「その他の保 健衛生」のうち、国及び地方公共団体によ る活動を範囲とする。

(品目例示) 保健所、健康相談所、検疫所(動、植物を除く)、検査業(寄生虫卵、水質)、食肉 衛生検査所、犬管理所、犬管理事務所

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8312-01、-011」を「6421-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6421-02	6421-021	保健衛生

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類842「健康相 談施設」及び849「その他の保健衛生」の うち、国及び地方公共団体以外の者が行う 活動を範囲とする。

(品目例示) 健康相談施設、検査業(寄生虫卵、水質)、 食肉衛生検査業、消毒業(物品、電話機)、 犬管理所、犬管理事務所

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6421-02、-021 保健衛生 (産業)」を「保健衛生」に名称変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8312-02、-021」を「6421-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-01	6431-011	社会保険事業★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類851「社会保険事業団体」のうち社会保障基金に該当する活動を範囲とする。

(品目例示) 国民年金、厚生年金、共済年金、健康保 険、介護保険、労働保険等の社会保険事務

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において本部門に含まれて いた社会保障基金に該当しないもの(国民 年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金 基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金(旧年金を除く。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定)、独立行政法人勤労者退職金共済機構等)を分割し、「5312-01、-011生命保険」に統合。

- (注意点)① 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保養所、宿泊施設等の活動は、「6711-01、-011 宿泊業」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の「8313-01、-011 社会保険事業(国公立) ★★」と「8313-02、-021 社会保険事業 (非営利)★」を統合し、「6431-01、-011 社会保険事業★★」とした。

列コード	行コード	部門名称
6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類852「福祉事務所」、細分類8539「その他の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国・地方公共団体等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする

なお、介護保険によるサービスは「介護 (施設サービス)」、「介護(施設サービス を除く。)」に含める。

(品目例示) 社会福祉事務所、児童相談所、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において本部門に含まれていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8313-03、-031」を「6431-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲)

日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、8539「その他の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、社会福祉法人等の社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護 (施設サービス)」、「介護(施設サービス を除く。)」に含める。

(品目例示) 児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、 児童自立支援施設、有料老人ホーム、養護 老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉セ ンター、障害者支援施設、自立訓練事業所、 更生保護施設

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において本部門に含まれて いた保育所を分割し、「6431-05、-051 保 育所」を新設。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8313-04、-041」を「6431-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-04	6431-041	社会福祉

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8539「その他の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・

の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、会社、個人等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護 (施設サービス)」、「介護(施設サービス を除く。)」に含める。

(品目例示) 有料老人ホーム、ケアハウス、障害者支援施設

(平成23年表からの変更点)

① 平成23年表において本部門に含まれ

ていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。

- ② 平成23年表の「6431-04、-041 社会福祉 (産業)」を「社会福祉」に名称変更。
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8313-05、-051」を「6431-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-05	6431-051	保育所

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8531「保育所」 の活動を範囲とする。

(品目例示) 保育所、託児所、保育所型認定こども園、 地方裁量型認定こども園

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「6431-02、-021 社会福祉(国公立)★★」、「6431-03、-031 社会福祉(非営利)★」及び「6431-04、-041社会福祉(産業)」にそれぞれ含まれていた保育所を分割し、本部門を新設。

列コード	行コード	部門名称
6441-01	6441-011	介護(施設サービス)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」、 832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細 分類8342「看護業」、小分類835「療術業」 及び854「老人福祉・介護事業」のうち、 介護保険による施設サービスの活動を範 囲とする。

- (品目例示) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「8314-02、-021 介護(施設)」を「6441-01、 -011 介護(施設サービス)」にコード及び 名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」、 832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細 分類8342「看護業」、小分類835「療術業」 及び854「老人福祉・介護事業」のうち、 介護保険による施設サービス以外の活動 を範囲とする。

- (品目例示) 居宅サービス、地域密着型サービス、介 護予防サービス、地域密着型介護予防サー ビス
- (注意点)① 「居宅サービス」は、訪問介護、訪問 看護、通所介護、短期入所サービス等、 「地域密着型サービス」は、小規模多機 能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認 知症対応型共同生活介護等、「介護予防 サービス」は、介護予防通所介護、介護 予防通所リハビリ、介護予防訪問介護等、 「地域密着型介護予防サービス」は、介 護予防小規模多機能型居宅介護、介護予 防認知症対応型共同生活介護等を含む。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の 「8314-01、-011 介護 (居宅)」を 「6441-02、-021 介護 (施設サービスを 除く。)」にコード及び名称変更。

65 他に分類されない会員制団体

列コード	行コード	部門名称
6599-01	6599-011	会員制企業団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類871「農林水産業協同組合(他に分類されないもの)」、872「事業協同組合(他に分類されないもの)」、931「経済団体」の活動の範囲のうち、収益を目的としない活動を範囲とする。なお、日本標準産業分類の小分類871「農林水産業協同組合(他に分類されないもの)」及び872「事業協同組合(他に分類されないもの)」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は卸売業・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会、日本 税理士会連合会、全国中小企業団体中央会、 全国農業会議所等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6599-01、-011 対企業民間非営利団体」を「会員制企業団体」に名称変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8411-01、-011」を「6599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体(別掲
		を除く。)★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類94「宗教」、 小分類932「労働団体」、933「学術・文化 団体」、934「政治団体」、939「他に分類されない非営利的団体」及び951「集会場」 の活動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動を含む。

- (品目例示) 宗教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文化会館
- (注意点)① 非市場生産者(対家計民間非営利団体) ★として個別に設定されている部門の

範囲を除く。

② 平成23年表において、平成17年表の「8411-02、-021 対家計民間非営利団体 (除別掲)★」を「6599-02、-021 対家 計民間非営利団体(別掲を除く。)★」 にコード及び名称変更。

66 対事業所サービス

列コード	行コード	部門名称
6611-01		物品賃貸業(貸自動車を除
		< ∘)
	6611-011	産業用機械器具(建設機械
		器具を除く。)賃貸業
	6611-012	建設機械器具賃貸業
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃
		貸業
	6611-014	事務用機械器具(電算機等
		を除く。)賃貸業
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その
		他の物品賃貸業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類701「各種物品賃貸業」、702「産業用機械器具賃貸業」、703「事務用機械器具賃貸業」、705「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び709「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示)産業用機械器具(建設機械器具を除く。) 賃貸業:農業機械器具賃貸業、通信機械器 具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機 械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、 金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃 貸業、プラスチック成形加工機械賃貸 業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自 動販売機(コインオペレータ)賃貸業、 冷蔵陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備 賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃 貸業、ボウリング機械設備賃貸業、航 空機賃貸業

> 建設機械器具賃貸業:掘削機械器具賃貸業、 建設用クレーン賃貸業、整地機械賃貸 業、基礎工事用機械賃貸業、仮設資材 賃貸業

> 電子計算機・同関連機器賃貸業:電子計算 機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業、 パーソナルコンピュータ賃貸業

事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業:事務用機械器具賃貸業、複写機賃貸業、 金銭登録機賃貸業、ファイリングシス テム用器具賃貸業、タイムレコーダ賃 貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸

業:スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ョット業、貸モータボート業、貸馬業、映画・演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、音楽・映像記録物(CD・DVD・BD等)賃貸業、貸衣しよう業、レンタルブティック、貸テレビ業、貸本業、貸集器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、貸ピアノ業、医療・福祉用具賃貸業

(注意点)① 日本標準産業分類の小分類701「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含める。

なお、介護保険による福祉用具貸与は、 本部門から「6441-02 介護 (施設サービ スを除く。)」を迂回して産出される。

- ② 平成23年表において、平成17年表の列 部門「8512-01 物品賃貸業(除貸自動車)」 を「6611-01 物品賃貸業(貸自動車を除 く。)」にコード及び名称変更。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の行 部門「8512-011 産業用機械器具(除建 設機械器具)賃貸業」を「6611-011 産 業用機械器具(建設機械器具を除く。) 賃貸業」にコード及び名称変更。
- ④ 平成23年表において、平成17年表の行 部門「8512-014 事務用機械器具(除電 算機等)賃貸業」を「6611-014 事務用 機械器具(電算機等を除く。)賃貸業」 にコード及び名称変更。
- ⑤ 平成23年表において、平成17年表の コード「8512-012~-013、-015」を 「6611-012~-013、-015」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6612-01	6612-011	貸自動車業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類704「自動車 賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) レンタカー業、自動車リース業

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコー

ド「8513-01、-011」を「6612-01、-011」 に変更。

列コード	行コード	部門名称
6621-01		広告
	6621-011	テレビ・ラジオ広告
	6621-012	新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類731「広告業」 の活動を範囲とする。

> なお、広告媒体を提供する他の産業部門 (民間放送、新聞、出版等)の広告活動も 本部門の範囲とする。

- (品目例示)新聞・雑誌・その他の広告:新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、インターネット広告、折込み広告
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8511-01、-011~-012」を「6621-01、-011~-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6631-10	6631-101	自動車整備

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類891「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車の整備、修理、検査、登録

(平成23年表からの変更点)

自動車安全特別会計自動車検査登録勘 定の業務は本部門に含める。

- (注意点)① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は 本部門に含める。
 - ② 自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2221-01、-011 タイヤ・チューブ」に 含める。
 - ③ 自動車検査独立行政法人の行う自動 車検査業務は本部門に含める。
 - ④ 平成23年表において、平成17年表の 「8514-10、-101 自動車修理」を 「6631-10、-101 自動車整備」にコード 及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6632-10	6632-101	機械修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類901「機械修理業(電気機械器具を除く)」のうち空港等で行われる航空機整備を除く活動及び902「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

- (品目例示) 一般機械修理、建設・鉱山機械整備・修理、電気機械修理、産業用運搬車両修理、 光学機械修理
- (注意点)① 空港等で行われる航空機整備の活動 は、「3592-10、-101 航空機修理」に含 める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「8515-10、-101」を「6632-10、 -101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類721「法律事務所,特許事務所」、細分類7221「公証人役場,司法書士事務所」及び小分類724「公認会計士事務所,税理士事務所」の活動を範囲とする。
- (品目例示) 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理 士事務所
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8519-02、-021」を「6699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-02	6699-021	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類742「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。
- (品目例示) 設計監督業、建物設計製図業、建設コン サルタント業、測量業、地質調査業
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8519-03、-031」を「6699-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類912「労働者 派遣業」の活動を範囲とする。

(注意点)① 次の業務については労働者派遣サー ビスの提供を行うことが出来ない。

(a)港湾運送業務、(b)建設業務、(c)警備業務、(d)病院等における医療関連の業務(一部を除く。) など

なお、産業連関表では本社等の管理、 補助的経済活動を各部門に含めて計上 しているため、上記(a)~(d)と密接に関 わる部門においても、事務等の業務で労 働者派遣サービスを投入することはあ り得る。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「8519-04、-041」を「6699-03、 -031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-04	6699-041	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類922「建物 サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ビルメンテナンス業、ビルサービス業、 床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住 宅消毒業、害虫駆除業、ビル清掃業、建築 物飲料水管理業、建築物清掃業、建築物排 水管清掃業

(注意点)① 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門 に含める。

> ② 平成23年表において、平成17年表の コード「8519-01、-011」を「6699-04、 -041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-05	6699-051	警備業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類923「警備業」 の活動を範囲とする。

(品目例示) 施設警備(施設警備業務、巡回警備業務、 保安警備業務、空港保安警備業務、機械警 備業務)、雑踏警備(交通誘導警備業務、 雜踏警備業務)、運搬警備(貴重品運搬警 備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業 務)、身辺警備業務

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「8519-09、-099 その他の対事業所サービ ス」から分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7222「土地家 屋調査士事務所」、小分類723「行政書士事 務所」、725「社会保険労務士事務所」、726 「デザイン業」、細分類7281「経営コンサ ルタント業」、小分類729「その他の専門 サービス業」、743「機械設計業」、744「商 品・非破壊検査業」、745「計量証明業」、 749「その他の技術サービス業」、911「職 業紹介業」、921「速記・ワープロ入力・複 写業」及び929「他に分類されない事業サー ビス業」の活動を範囲とする。独立行政法 人大学入試センターの活動及び独立行政 法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のう ち資源備蓄事業を除く活動を含む。

(品目例示) 速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民営職業紹介業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、コールセンター業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業、興信所、信用調査所

(注意点)① 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業は、「6111-01、-011 公務(中央)★★」に含める。

- ② 平成23年表において、平成17年表の 「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」 に含まれていた興信所を本部門に統合。
- ③ 平成23年表において、平成17年表で本

部門に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービスのうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業の活動を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」に統合。

- ④ 平成23年表において、平成17年表で本 部門に含まれていた警備業を分割特掲 し、「6699-05、-051 警備業」を新設。
- ⑤ 平成23年表において、平成17年表の コード「8519-09、-099」を「6699-09、 -099」に変更。

67 対個人サービス

列コード	行コード	部門名称
6711-01	6711-011	宿泊業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類751「旅館, ホテル」、752「簡易宿所」、753「下宿業」 及び759「その他の宿泊業」のうち会社の 寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動を 範囲とする。

- (品目例示) ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡 易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、 会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユー スホステル、リゾートクラブ、合宿所
- (注意点)① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門 に含めず、「5112-01、-011 小売」に含 める。
 - ② 日本標準産業分類の細分類7599「他に 分類されない宿泊業」のうち会社の寄宿 舎、会社の独身寮及び学生寮の活動は、 「5531-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」 に含める。
 - ③ 宿泊サービスに含まれて提供される 飲食サービスは本部門に含める。
 - ④ 平成23年表において、日本標準産業分類の細分類7592「リゾートクラブ」を本部門に含めた。
 - ⑤ 平成23年表において、平成17年表の コード「8613-01、-011」を「6711-01、 -011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6721-01	6721-011	飲食店

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類76「飲食店」 の活動を範囲とする。

(品目例示) 食堂、レストラン、専門料理店、そば・ うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、 キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハン バーガー店

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6721-01、-011 飲食サービス」のうち飲食店を分割。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「8612-01、-011 一般飲食店(除喫茶店)」、 「8612-02、-021 喫茶店」、「8612-03、-031 遊興飲食店」、「6112-01、-011 小売」に含 まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを 統合し、「6721-01、-011 飲食サービス」 とした。

列コード	行コード	部門名称
6721-02	6721-021	持ち帰り・配達飲食サービス

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類77「持ち帰り・配達飲食サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 持ち帰り飲食サービス、配達飲食サービス

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6721-01、-011 飲食サービス」のうち持ち帰り・配達飲食サービスを分割。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「8612-01、-011 一般飲食店(除喫茶店)」、 「8612-02、-021 喫茶店」、「8612-03、-031 遊興飲食店」、「6112-01、-011 小売」に含 まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを 統合し、「6721-01、-011 飲食サービス」 とした。

列コード	行コード	部門名称
6731-01	6731-011	洗濯業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類781「洗濯業」 の活動を範囲とする。

(品目例示) 洗濯業、クリーニング業、ランドリー業、 クリーニング工場、洗濯物取次所、クリー ニング取次所、リネンサプライ業、貸おむ つ業、貸おしぼり業、貸ぞうきん業、貸モッ プ業

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8614-01、-011」を「6731-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-02	6731-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類782「理容業」 の活動を範囲とする。

(品目例示) 理容店、理髪店、バーバー、床屋

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8614-02、-021」を「6731-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-03	6731-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類783「美容業」 の活動を範囲とする。

(品目例示) 美容室、美容院、ビューティーサロン

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8614-03、-031」を「6731-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-04	6731-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類784「一般公 衆浴場業」及び785「その他の公衆浴場業」 の活動を範囲とする。

(品目例示) 銭湯業、温泉浴場業、蒸しぶろ業、砂湯 業、サウナぶろ業、スパ業、鉱泉浴場業、 健康ランド、スーパー銭湯

(注意点)① ヘルスセンターは「6741-09、-099 そ の他の娯楽」に含める。

- ② 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で本部門に含まれていたソープランド業を「6731-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に統合。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「8614-04、-041」を「6731-04、 -041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・
		浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類789「その他 の洗濯・理容・美容・浴場業」の活動を範 囲とする。

(品目例示) 洗張業、染物業、エステティックサロン、 コインシャワー業、コインランドリー業、 ネイルサロン、ソープランド業

(注意点)① 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「8614-04、 -041 浴場業」に含まれていたソープランド業を本部門に統合。

> ② 平成23年表において、平成17年表の コード「8614-09、-099」を「6731-09、 -099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-01	6741-011	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類801「映画館」 の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画 館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シア ター

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8611-01、-011」を「6741-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-02	6741-021	興行場(映画館を除く。)・興
		行団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類802「興行場 (別掲を除く), 興行団」の活動を範囲と し、契約により出演又は自ら公演し、演劇、 演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなど の娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) 劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボ クシング場、野球場(プロ野球興行用)、 劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野 球団、プロレス協会 (注意点) 平成23年表において、平成17年表の 「8611-02、-021 興行場(除別掲)・興行 団」を「6741-02、-021 興行場(映画館を 除く。)・興行団」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技
		団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類803「競輪・ 競馬等の競走場,競技団」の活動を範囲と する。

(品目例示) 競輪場、競馬場、モータボート競走場、 小型自動車競走場、競輪競技団、競馬競技 団等

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8611-04、-041」を「6741-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・
		遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類804「スポーツ施設提供業」及び805「公園,遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) 体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ、プール、アイススケート場、公園、遊園地、テーマパーク

(注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「8611-05、-051」を「6741-04、 -041」に変更。

> ② 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「8619-04、 -041 個人教授業」に含まれていたフィットネスクラブを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
6741-05	6741-051	遊戲場

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類806「遊戯場」 の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供 する活動を含む。

- (品目例示) ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、スロットマシン場、ビンゴゲーム場、射的場
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8611-03、-031」を「6741-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-09	6741-099	その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類809「その他の娯楽業」及び727「著述・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に附帯するサービスを行う活動及び個人で文芸作品の創作などを行う活動を含む。

- (品目例示) ダンスホール、マリーナ業、遊漁船業、 芸ぎ業、カラオケボックス業、プレイガイ ド、場外馬券売場、場外車券売場、釣堀業、 著述家業、芸術家業
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8611-09、-099」を「6741-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-01	6799-011	写真業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類746「写真業」 の活動を範囲とする。

> なお、広告、出版等他産業部門の活動に 付随して行われる写真活動も本部門の活 動の範囲とする。

(品目例示) 写真撮影業、写真館、商業写真業

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8619-01、-011」を「6799-01、-011」に変更。

10000		
列コード	行コード	部門名称
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類795「火葬・ 墓地管理業」及び796「冠婚葬祭業」の活 動を範囲とする。

- (品目例示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠 婚葬祭互助会、結婚式場
- (注意点)① 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「8619-02、-021」を「6799-02、 -021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-03	6799-031	個人教授業

(担当府省庁) 内閣府

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類823「学習塾」 及び824「教養・技能教授業」の活動を範 囲とする。
- (品目例示) 学習塾(各種学校でないもの)、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そ ろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、その他の教養・技能教授 業
- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「8619-04、-041」を「6799-03、 -031」に変更。
 - ② 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で本部門に含まれていたフィットネスクラブを「6741-04、-041スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)

(担当府省庁) 内閣府

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類903「表具業」 及び909「その他の修理業」の活動を範囲 とする。主として最終需要向けのもので、 家具修理などの修理活動及びかじ業など の活動を含む。
- (品目例示) 表具業、家具修理業、時計修理業、履物 修理業、かじ業、楽器修理業、自転車修理 業
- (注意点)① 別掲とは、以下の(a)~(c)である。(a)産業用の機械、船舶、鉄道車両、航

空機の修理は、それぞれの部門に含める。

- (b) 自動車修理業及び自動車タイヤ修 理業は、「6631-10、-101 自動車整備」 に含める。
- (c) 衣服の修理は、「6799-09、-099 そ の他の対個人サービス」に含める。
- ② 平成23年表において、平成17年表の 「8619-03、-031 各種修理業(除別掲)」 を「6799-04、-041 各種修理業(別掲を 除く。)」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類014「園芸サービス業」、792「家事サービス業」、793「衣服裁縫修理業」、794「物品預り業」及び799「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

- (品目例示) 造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、 手荷物預り業、自転車預り業、食品賃加工 業、古綿打直し業、結婚相談業、写真現像・ 焼付業、観光案内業 (ガイド)、宝くじ売 りさばき業
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8619-09、-099」を「6799-09、-099」 に変更。

68 事務用品

列コード	行コード	部門名称
6811-00P	6811-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く 生産活動毎にその構成が大きく変化する ものではないことから、分析面を考慮して、 本部門を仮設部門として一括計上してい る。事務用品部門の範囲は、各産業部門が 一般的かつ平均的に事務用品として投入 するものであり、日本標準商品分類の中分 類93「文具,紙製品,事務用具及び写真用 品」が含まれるものである(ただし、部分 品を除く。)。

なお、電子式卓上計算機(プログラム式は除く。)、印刷用紙、はさみ及び半導体メモリメディアは商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

- (品目例示) とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、 板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、 事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、 印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消し ごむ、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、 筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、 穴あけ、クリップ、半導体メモリメディア
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8900-00P、-000P」を「6811-00P、-000P」に変更。

69 分類不明

列コード	行コード	部門名称
6911-00	6911-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サー ビスの生産活動を範囲とする。

> なお、本部門は他の列及び行部門の推計 上の誤差の集積部分としての役割もある。

- (注意点)① 行及び列部門の推計上の残差には、内 生部門の残差と外生部門の残差の両方 が含まれる。我が国の産業連関表では本 部門を内生部門として位置付け、本部門 の行計と列計の不一致、つまり最終的な 全体の誤差を「9211-000 営業余剰」と 「6911-00 分類不明」の交点で調整して おり、二面等価調整の役割もある。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「9000-00、-000」を「6911-00、 -000」に変更。

第2節 最終需要部門

列コード	行コード	部門名称
7111-00		家計外消費支出 (列)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) いわゆる「企業消費」に該当し、交際費 や接待費など企業その他の機関が支払う 家計消費支出に類似する支出である。

> 詳細は、粗付加価値部門の「7111-001 宿 泊・日当」、「7111-002 交際費」及び 「7111-003 福利厚生費」を参照のこと。

- (注意点)① 本部門には、「7111-001 宿泊・日当」、 「7111-002 交際費」及び「7111-003 福 利厚生費」の支出に関する財・サービス の内容が示されている。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「9110-00」を「7111-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7211-00		家計消費支出

(担当府省庁) 内閣府

- (定義・範囲) ① 家計(個人企業を除いた消費主体としての家計)の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。
 - ② 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」(国内概念)と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」(国民概念)という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を「8412-00(控除)輸入(直接購入)」として、非居住者家計の国内市場における消費を「8012-00 輸出(直接購入)」としてそれぞれ別掲している。

この表章形式により以下の利点がある。

- 1) 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。
- 2) 産業連関表全体としての「国内概念」 への転換が可能となる。

なお、「国内概念」への転換については、 「8412-00 (控除) 輸入 (直接購入)」、 「8012-00 輸出 (直接購入)」を参照の こと。

- ③ 海外現物贈与(個人が外国から受ける 贈与)と海外消費支出(居住者の外国に おける財及びサービスの消費)について は、輸入欄にいったん計上し、その需要 先である家計消費支出欄に計上する。
- ④ 中古品取引については、それが家計部 門内相互間の取引である場合と、資本形 成や非市場生産者(一般政府)などの他 部門との間の取引である場合とに分け られる。前者の場合には中古品の販売額 は相殺され、その取引に伴う商業マージ ンと運賃のみが計上されるが、後者の場 合には、家計からの販売額はマイナスの 家計消費支出となり、逆に家計が他部門 から購入した中古品は、購入額が家計消 費支出となり、販売した部門では、販売 額をマイナスの支出として計上するこ ととしている。
- ⑤ 医療及び介護については、家計の負担 分のみ計上する。
- ⑥ 現物給付(通勤手当等)については、 家計消費支出に含める。したがって、企 業(企業負担部分、社員自己負担部分と も)、自衛隊における給食についても、 直接家計消費されるものとする。

なお、刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、家計消費には含めない。

- ⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が家計に提供される場合、このための飲食材料費は一旦各部門の中間投入として計上し、同部門から家計へ産出するものとする。
- (注意点)① 平成23年表において、「金融」部門で FISIM(間接的に計測される金融仲 介サービス)が導入されたことにより、 家計が購入したFISIMを計上。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「9121-00」を「7211-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7212-00		対家計民間非営利団体消費支
		出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲)

対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、非市場生産者(対家計民間非営利団体)★により供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたものに等しい。したがって、非市場生産者(対家計民間非営利団体)★の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

(平成23年表からの変更点)

- ① 非市場生産者(対家計民間非営利団体)★の研究・開発の支出分は「7511-00 総固定資本形成(民間)」へ振替。
- ② 新たに計上される研究・開発(非市場 生産者(対家計民間非営利団体)★分) 等の固定資産から発生する減耗分を含 める。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9122-00」を「7212-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-01		中央政府集合的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲)

中央政府が経済的に意味のない価格で 提供する集合的なサービス (外交・防衛など社会全体に対するサービス) に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される非市場生産者 (一般政府)★★により供給される集合的サービスの生産額(集合的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたもの、つま り、中央政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

(平成23年表からの変更点)

- ① 中央政府に分類される非市場生産者 (一般政府)★★の研究・開発の支出分 は「7411-00 国内総固定資本形成(公的)」 へ振替。
- ② 「公的金融(FISIM)」部門の産出額のうち、中央銀行の非市場産出分を従来の金融部門から「公務(中央)★★」部門の中間投入に変更することにより、生産額の合計から算出する「公務(中央)★★」部門の国内生産額の増加分を本部門に記録する。
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9131-10」を「7311-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-02		地方政府集合的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス (議会・警察などの社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される集合的サービスの生産額(集合的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたもの、つまり地方政府の集合的サービスの自己

消費額に等しい。

(平成23年表からの変更点)

地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★の研究・開発の支出分は「7411-00国内総固定資本形成(公的)」へ振替。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9131-20」を「7311-02」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-03		中央政府個別的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で

提供する個別的な財・サービス(教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される個別的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額を差し引いたもの(つまり、中央政府の個別的サービスの自己消費額)に家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

- (注意点)① 介護保険給付費(市町村特別給付分を 除く。)は、本部門に計上する。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「9131-30」を「7311-03」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-04		地方政府個別的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(教育、保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される個別的サービスの生産額(個別的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別的サービスの自己消費額に等しい。

- (注意点)① 介護保険給付費のうち市町村特別給 付分は、本部門に計上する。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「9131-40」を「7311-04」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7321-01		中央政府集合的消費支出
		(社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で 提供する集合的なサービス (「7311-01 中 央政府集合的消費支出」の範囲) に係る固 定資本減耗分を範囲とする。

(平成23年表からの変更点)

新たに計上される研究・開発(中央政府 に分類される非市場生産者(一般政府)★ ★分)等の固定資産から発生する減耗分を 含める。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9132-10」を「7321-01」に変更。
 - ② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-02		地方政府集合的消費支出
		(社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で 提供する集合的なサービス (「7311-02 地 方政府集合的消費支出」の範囲) に係る固 定資本減耗分を範囲とする。

(平成23年表からの変更点)

新たに計上される研究・開発(地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★ ★分)等の固定資産から発生する減耗分を含める。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9132-20」を「7321-02」に変更。
 - ② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-03		中央政府個別的消費支出
		(社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で 提供する個別的な財・サービス(「7311-03 中央政府個別的消費支出」の範囲)に係る 固定資本減耗分を範囲とする。

(注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9132-30」を「7321-03」に変更。

② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-04		地方政府個別的消費支出
		(社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で

提供する個別的な財・サービス(「7311-04 地方政府個別的消費支出」の範囲)に係る 固定資本減耗分を範囲とする。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9132-40」を「7321-04」に変更。
 - ② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
7411-00		国内総固定資本形成 (公的)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 非市場生産者(一般政府)★★又は公的企業による国内における建設物、機械、装置、防衛装備品、知的財産生産物(研究・開発、ソフトウェアを含む)等の固定資産の取得(購入、固定資産の振替等)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン、仲介手数料等の直接費用が含まれる。

生産過程から産出された資産に限定されるため、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。また、資産の除去・除却に際し必要となる原状回復費用も本部門に計上される。

- ② 固定資産として規定する資本財の範囲は、1年超にわたり、生産に繰り返しあるいは継続的に使用されるものとする。ただし、作業に用いる手工具等のように安価かつ安定的に購入されるものについては、経常取引とみなし、固定資本形成には含めない。
- ③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。
- ④ 生産が長期にわたる資産(長期生産物) は、使用者が所有権を得たとみなされる 時点まで在庫に計上される。自己勘定

(自家用に用いる資本の生産)については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。

家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物の自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

⑤ 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その国内生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

(平成23年表からの変更点)

- ① 2008 S N A の「研究・開発の資本化」 「所有権移転費用の扱いの精徹化」「防 衛装備品の資本化」に対応するため、定 義・範囲を拡張。
- ② 建築に係る「建設補修」部門の産出の うち、機能や耐用年数の向上を伴う工事 は固定資産と見なし、同部門に含める。
- (注意点)① 税法上の少額の減価償却資産として、 使用可能期間が1年未満のもの及び取得価額が10万円未満のものは、推計に使用する基礎統計において固定資産に記録されていない場合がある。このような基礎統計を産出額の推計に使用している行部門では、実態上、複数年使用される財のうち単価が10万円以上の財が本部門へ計上され、それ以下の財は内生部門に産出される扱いとなる。

- ② 本部門の対象となる非市場生産者(一般政府)★★及び公的企業の範囲については、「【別表4】平成27年(2015年)産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付け及び平成23年表からの変更点等」を参照。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「9141-00」を「7411-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7511-00		国内総固定資本形成 (民間)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲)

国内における建設物、機械、装置、知的財産生産物(研究・開発、ソフトウェアを含む)等の固定資産の取得(購入、固定資産の振替)であり、「国内総固定資本形成(民間)」の範囲は、「7411-00 国内総固定資本形成(公的)」と同じである。資本形成を行う主体は、市場生産者(公的企業を除く。)及び非市場生産者(対家計民間非営利団体)★である。なお、持家に係る建物、構築物の取得や耐用年数の向上を伴うような改修、土地の造成・改良費は、自己消費される住宅サービス(住宅賃貸料(帰属家賃))の生産に用いられるものとして扱い、本部門に含める。

(平成23年表からの変更点)

- ① 2008 S N A の「研究・開発の資本化」 「所有権移転費用の扱いの精緻化」に対 応するため、定義・範囲を拡張。
- ② 建築に係る「建設補修」部門の産出の うち、機能や耐用年数の向上を伴う工事 は固定資産と見なし、同部門に含める。
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9142-00」を「7511-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7611-01		生産者製品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を生産する産業における販売又は出 荷待ちの商品(建設物は除外する。)と定 義される生産者製品在庫の物量的増減を 年間平均の市中価格で評価したもの。

- (注意点)① と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分は、「7611-02 半製品・仕掛品在庫純増」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「9150-10」を「7611-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7611-02		半製品・仕掛品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を産出する産業が一部加工、組み立て、 育成途中のもので、通常さらに手を加える ことなしには、他の事業所に対して販売、 出荷、引き渡しがされないもの(ただし、 自己勘定によるものと建設仕掛工事は除 外する。)と定義される仕掛品の物量的増 減を年間平均の想定市中価格で評価した もの。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9150-20」を「7611-02」に変更。
 - ② と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の成長増加分、及び専門的生産者(育成を業として行い、育成された財を自己使用せずに出荷する生産者)が所有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
7611-03		流通在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 卸売業・小売業に分類される生産者に よって取得された財であって、販売のため のものの物量的増減を年間平均の市中価 格で評価したもの。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9150-30」を「7611-03」に変更。
 - ② 本部門は、卸売業・小売業に分類される事業所以外からは産出されないが、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う石油の国家備蓄については、例外的に流通在庫純増として扱う。

列コード	行コード	部門名称
7611-04		原材料在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得する全ての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料 及びこれらに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナー、こん包 工場での包装物、事務用品及びその他の 貯蔵品
- ⑤ 防衛省の保有する弾薬類
- ⑥ その他

(平成23年表からの変更点)

2008 S N A の「防衛装備品の資本化」に 対応するため、定義・範囲を拡張。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9150-40」を「7611-04」に変更。
 - ② 非市場生産者 (一般政府) ★★の国内 生産額は、その活動に要した経費の積み 上げによることとしているが、中間投入 費用については、経常勘定における新た な財・サービスの購入から同種の中古財 及び屑の純販売を引いたものを全て中 間消費として計上し、国内生産額を推計 している。その産出先は、他の部門に対 する販売額 (例えば、国公立学校の授業 料等)を差し引いた金額を、中央または 地方の政府消費支出に産出している。し たがって、市場生産者との対比で非市場 生産者 (一般政府) ★★の原材料在庫に あたるとみられる計数は、実際には中央 政府消費支出及び地方政府消費支出に 計上されており、原材料在庫純増には含 まれていない。ただし、防衛省の保有す る弾薬類については定義・範囲に記載の とおり本部門に含める。
 - ③ 非市場生産者(対家計民間非営利団体)

★についても、非市場生産者(一般政府)

★★と同様の扱いをしている。

列コード	行コード	部門名称
8011-01		輸出(普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」 と規定し、財務省が作成する貿易統計に計 上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額(当該年次に日本国内で生産された財の輸出額)を計上するという観点から、再輸出品(輸入された後、国内で需要されることなく、輸出されたもの。すなわち、国産品ではないもの。)及び再輸入を前提とする輸出品(国産品が国内で需要されることと実態として変わらない。)を控除するとともに、書画、こっとう、中古タイヤ、中古自動車等については、マージン相当額のみを計上する。

なお、①少額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係 貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、 ⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財 は、貿易統計の対象ではないため、本部門 の範囲に含まない。

本部門は、FOB価格(船積価格)で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目(一部を除く。)

(注意点)① 貿易統計では、輸出品についてFOB 価格で評価されており、本部門もそれを 用いている。しかし、FOB価格は、財 の金額の中に生産工場から本船までの 間に要した商業マージン及び国内貨物 運賃が含まれており、購入者価格に相当 するものとなっている。

そのため、生産者価格評価表で記録する場合、同表の一般的な取扱いと同様、各財については、商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた額を計上し、各財の商業マージン及び国内貨物運賃については、商業及び運輸部門に一括して計上する。

② 平成23年表において、平成17年表の コード「9211-10」を「8011-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8011-02		輸出(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲)

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸出(直接購入)」の推計範囲、②建物サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

貨物運賃及び貨物保険に関し、本邦運輸 (保険)事業者が受け取った貨物運賃 (ネット保険料)収入については、対象と なる貨物が輸出品であるか輸入品である かの別、支払者が居住者であるか非居住者 であるかの別を問わず、「本邦の事業者が、 運輸(保険)サービスを、貿易という場面 で提供(輸出)したもの」と考え、全て貨 物運賃、貨物保険の輸出として、本部門に 計上する。

なお、国際収支統計と産業連関表の対応 (概要)については、「8411-02 (控除) 輸入(特殊貿易)」に記載した表のとおり。

- (品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際間の電話料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、その他の民間部門のサービス関係取引
- (注意点)① 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、 「8012-00 輸出(直接購入)」に含める。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「9211-20」を「8011-02」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8012-00		輸出(直接購入)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲)

「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のため

の部門が必要となる。そこで、国民概念の 家計消費支出から国内概念の家計消費支 出に転換できる部門を設定しておけば、最 終需要計は国内総支出と等しくなり、産業 連関表全体の国内概念の原則が保持でき る。本部門は、この役割を果たす部門であ る。

(品目例示) 訪日外国人旅行者(観光などの業務以外を目的とするもの)の日本国内での消費、 外国の外交団団員等の個人消費、駐留軍の 隊員等の個人消費

(注意点)① 「7211-00 家計消費支出」を国内概念 に転換する式

家計消費支出(国内概念)

=家計消費支出(国民概念)+輸出(直接購入) -輸入(直接購入)

> ② 平成23年表において、平成17年表の コード「9212-00」を「8012-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称		
8411-01		(控除) 輸入(普通貿易)		

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」 と規定し、財務省が作成する貿易統計に計 上される財の範囲とする。

ただし、純輸入額(当該年次に日本国内で需要された外国産の財の輸入額)を計上するという観点から、再輸入品(輸出された後、外国で需要されることなく、輸入された財。すなわち、日本国内で生産された財)及び再輸出を前提とする輸入品(国内需要されることなく輸出される財の輸入)を控除し、また、書画、こっとう、中古タイヤ、中古自動車等についても控除する。

なお、①少額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係 貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、 ⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財 は、貿易統計の対象ではないため、本部門 の範囲に含まない。

本部門は、CIF価格で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目(一部を除く。) (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9411-10」を「8411-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8411-02		(控除) 輸入 (特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲)

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸入(直接購入)」の推計範囲、②建物サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

貨物運賃及び貨物保険に関し、本邦運輸 (保険)事業者が受け取った貨物運賃 (ネット保険料)収入については、対象と なる貨物が輸出品であるか輸入品である かの別、支払者が居住者であるか非居住者 であるかの別を問わず、「本邦の事業者が、 運輸(保険)サービスを、貿易という場面 で提供(輸出)したもの」と考え、全て貨 物運賃、貨物保険の輸出として、「8011-02 輸出(特殊貿易)」に計上する。例えば、 本邦の運輸事業者が輸入品の輸送につい て、収入を得たとしても、本部門には計上 しない(本部門に計上すると、収入を得た にもかかわらず、国内生産額を減額してし まうことになる。)。

なお、外国の運輸事業者に対する用船料 や用機料の支払については、本部門に計上 されるが、外洋輸送、国際航空輸送におい て自部門投入されることで、行部門として は相殺される。

国際収支統計と産業連関表との対応(概要)については、次表のとおり。

		国際収	支統計		産業連	車関表
	貨物	運賃	貨物保険		運賃・保険	
	受取	支払	受取	支払	輸出	輸入
本邦運輸(保険)業者の活動						
輸出に係るもの						
居住者の支払	0		0		0	
非居住者の支払	0		0		0	
輸入に係るもの						
居住者の支払					0	
非居住者の支払					0	
三国間輸送	0		0		0	
外国運輸(保険)業者の活動						
輸出に係るもの						
居住者の支払						
非居住者の支払						
輸入に係るもの						
居住者の支払		0		0		
非居住者の支払		0		0		

- (品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際間の電話料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、その他の民間部門のサービス関係取引
- (注意点)① 産業連関表における輸入(普通貿易) はCIF価格で評価・計上するため、貨物運賃や貨物保険について輸入(特殊貿易)でも計上すると、その分が重複する。 このため、産業連関表では、用船料や用機料といった一部の例外を除き、運賃及び保険は輸入(特殊貿易)には計上されない。
 - ② 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8412-00 (控除)輸入(直接購入)」に含める。
 - ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「9411-20」を「8411-02」に変更。

列コード	行コード	部門名称		
8412-00		(控除) 輸入 (直接購入)		

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

- (品目例示) 日本人の海外旅行者(観光などの業務以外を目的とするもの)の現地消費、日本国の外交団団員等の個人消費
- (注意点)① 「7211-00 家計消費支出」を国内概念 に転換する式

家計消費支出(国内概念)=家計消費支出(国民概念) +輸出(直接購入)-輸入(直接購入)

> ② 平成23年表において、平成17年表の コード「9412-00」を「8412-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8511-00		(控除)関税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持っている。そこで、「輸入」部門とは別に「関税」部門を設けることにより、輸入品に関する金額を明らかにしている。

なお、納税後、一定の条件に該当する場合になされる還付分については、基礎資料の制約から関税総額に含まれている。また、 再輸入の船舶については、普通貿易での輸入の取消として扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱う。

- (注意点)① 産業連関表における輸入品の各部門 における取引価格は、当該商品の(普通 貿易+関税+輸入品商品税)の額が計上 される。
 - ② 平成23年表において、平成17年表の コード「9413-00」を「8511-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称		
8611-00		(控除)輸入品商品税		

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税されることから、輸入品の金額を明らかにする一環として、これら税金を範囲として、「8511-00 (控除)関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

- (品目例示) 酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税及び輸入品に 係る消費税
- (注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9414-00」を「8611-00」に変更。

第3節 粗付加価値部門

列コード	行コード	部門名称		
	7111-001	宿泊・日当		
	7111-002	交際費		
	7111-003	福利厚生費		

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」 に該当し、交際費や接待費など企業その他 の機関が支払う家計消費支出に類似する 支出であり、福利厚生費(他の粗付加価値 部門に計上されるものを除く。)、交際費及 び接待費並びに出張費から実際に支払っ た運賃を除いた分(主として、宿泊と日当)

を範囲とする。

- ① 宿泊・日当…役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費…得意先、仕入先、その他事業 に関係のある者に対する接待、供応、慰 安、贈答、その他これらに類する行為の ために支出する費用で、従業員の慰安の ための費用は含まない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含める。

③ 福利厚生費…保健衛生医療費(従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等)等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9111-000~9113-000雇用者所得」部門、「9311-000資本減耗引当」及び「9411-000間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」に含める。

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において本部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「9113-000 その他の給与及び手当」に統合。

(注意点)① 福利厚生費に関し、企業が社員のため に設ける宿泊所、保養所等の活動は 「6711-01 宿泊業」に含まれ、同じく、 企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、 「5531-01 住宅賃貸料(帰属家賃)」に 含める。

また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得(「9113-000 その他の給与及び手当」)に含める。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「7211-00 家計消費支出」が、個々の食材または「飲食店」等を投入することとして扱う。

- ② 「7111-00 家計外消費支出(列)」(列 部門の国内生産額) と、「7111-001 宿 泊・日当」、「7111-002 交際費」及び 「7111-003 福利厚生費」の合計(行部 門の国内生産額の合計)は一致する。
- ③ 平成23年表において、平成17年表の コード「9110-010~-030」を「7111-001 ~-003」に変更。

列コード	行コード	部門名称		
	9111-000	賃金・俸給		
	9112-000	社会保険料(雇用主負担)		
	9113-000	その他の給与及び手当		

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲)

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払いベースであり、雇用者の受生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする(発生主義)。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、 常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する 所得(賃金・俸給、社会保険料(雇用主負 担)及びその他の給与及び手当)を範囲と し、自営業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価と して考えられるものを入れるという立場 をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、 以下の項目により構成されるものとする。

- 賃金・俸給
 - a 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者 賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払が義務付けられている慶弔費や、さらには雇用主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- (a) 結婚祝金
- (b) 出産祝金
- (c) 入学祝金
- (d) 死亡弔慰金
- (e) 傷病見舞金
- (f) 災害見舞金

「チップ」については、イ)客が直 接雇用者に手渡すもの、ロ)客からの チップが雇用主を通じて雇用者に再 配分されるものの二つが考えられる。 本来、賃金・俸給に含めるべきチップ は客から規定料金の他に雇用者に手 渡される現金で、かつ、それが雇用者 にとって恒常的な収入源になるもの であり、したがって、イ)も口)もそ れに該当すると考えられるが、統計技 術上の制約から、産業連関表の枠組み の中でイ)を正確に把握することは事 実上不可能なので、これを客から雇用 者への所得移転とみなして賃金・俸給 に含めず、ロ)のみを賃金・俸給に含 めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給

(議員歳費)は、常用労働者賃金として扱う。

- b 役員俸給、役員賞与 企業のコストとして役員に支払っ た額である。
- ② 社会保険料(雇用主負担) 以下の雇用主負担の社会保険料である。
 - a 全国健康保険協会管掌健康保険(日 雇特例被保険者を含む。)
 - b 組合管掌健康保険
 - c 厚生年金保険
 - d 船員保険
 - e 私立学校教職員共済
 - f 雇用保険
 - g 労働者災害補償保険
 - h 児童手当
 - i 国家公務員共済組合
 - j 地方公務員等共済組合
 - k 国家公務員災害補償基金
 - 1 地方公務員等災害補償基金

なお、健康保険の保険料には医療分 と介護分の保険料が含まれている。

さらに、「労働基準法」に基づく災害補償及びk、1の中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料(雇用主負担)とする。

- ③ その他の給与及び手当
 - a 退職年金等の掛金及び支給額、退職 一時金の支給額

退職年金等の掛金及び支給額とは、確定給付型企業年金に係る勤務費用 (一定期間の労働の対価として発生 したと認められる退職給付)及び当該 年金制度運用に係る費用、中小企業退 職金共済制度等への掛金並びに確定 拠出年金(企業型)への掛金である。

退職一時金の支給額とは、退職金共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以外で雇用主が 実際に支払った退職金である。

b 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通 動定期券及び自社製品を支給した場 合の雇用主のコストである。 c 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額である。

d 社会保険に関する上積給付金 社会保険の給付について雇用主が 雇用者のために法定給付に上積みし て支給する雇用主の費用である。例と して、労災保険における法定外の補償、 組合管掌健康保険における付加給付 などが挙げられる。

e 財産形成に関する費用

雇用主が雇用者のために支出する 以下の費用である。

- (a) 私的保険制度への拠出金
- (b) 持家援助に関する費用
- (c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金
- f 娯楽・スポーツ費

従業員及び家族のレクリエーションに関する費用並びにこれら施設に関する費用である。

g 雇用者ストックオプション

雇用主企業がその雇用者に対し、定められた日付(権利確定日)又は発効日以降一定の期間内(権利行使期間)のいずれかにおいて、雇用主企業の株式をあらかじめ定められた価格(行使価格)で購入することができる権利を付与するものである。

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において「9112-000 社会 保険(雇用主負担)」に含まれていた厚 生年金基金並びに「9113-000 その他の 給与及び手当」に含まれていた厚生年金 基金の上乗せ給付に係る掛金及び確定 給付企業年金への掛金に替えて、確定給 付型企業年金に係る勤務費用(一定期間 の労働の対価として発生したと認めら れる退職給付)及び当該年金制度運用に 係る費用を「9113-000 その他の給与及 び手当」に含める。
- ② 平成23年表において「7111-003 福利 厚生費」に含まれていた娯楽・スポーツ 費を「9113-000 その他の給与及び手当」 に含める。

- ③ 雇用者ストックオプションを 「9111-000 賃金・俸給」に含める。
- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9311-000」を「9111-000」に、 「9312-000」を「9112-000」に、「9313-000」 を「9113-000」に変更。
 - ② 役員賞与を「賃金・俸給」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9211-000	営業余剰

(担当府省庁) 内閣府

- (定義・範囲) ① 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税(間接税ー補助金)を控除したものを範囲とする。
 - ② 個人業主や無給の家族従業者等の所 得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含 める。
 - ③ 非市場生産者(一般政府)★★及び非市場生産者(対家計民間非営利団体)★
 の国内生産額は生産コスト(経費総額)に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は市場生産者のみに発生する。

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「9411-000 間接税 (関税・輸入品商品税を除く。)」に含まれ ていた地方法人特別税を本部門に統合。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9401-000」を「9211-000」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	9311-000	資本減耗引当

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲)

固定資産の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資産の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の

対象としていない。

資本減耗引当の対象となる固定資本の 範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資 本の範囲と同じである。

(平成23年表からの変更点)

- ① 2008 S N A の「研究・開発の資本化」 等に対応するため、定義・範囲を拡張。
- ② 建築に係る「建設補修」部門の産出の うち、機能や耐用年数の向上を伴う工事 は固定資産と見なし、同部門に含める。
- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9402-000」を「9311-000」に変 更。
 - ② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
	9321-000	資本減耗引当
		(社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 一般政府の保有する固定資産について、 その価値の減耗分を補填するために引き 当てられた費用であり、「9311-000 資本減 耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損 を範囲とする。なお、固定資本の範囲につ

じである。

(平成23年表からの変更点)

① 2008 S N A の「研究・開発の資本化」 等に対応するため、定義・範囲を拡張。

いては、国内総固定資本形成(公的)と同

- ② 建築に係る「建設補修」部門の産出の うち、機能や耐用年数の向上を伴う工事 は固定資産と見なし、同部門に含める。
- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9403-000」を「9321-000」に変 更。
 - ② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
	9411-000	間接税(関税・輸入品商品
		税を除く。)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 間接税は、財、サービスの生産、販売、 購入、又は使用に関して課せられる租税 及び税外負担で、税法上損金算入が認め られていて、所得とはならず、しかもそ

- の負担が最終購入者へ転嫁されること が予定されているものである。また、財 政収入を目的とするもので政府の事業 所得に分類されない税外収入も間接税 に含める。ただし、「関税」と「輸入品 商品税」は粗付加価値部門の間接税に含 めず、最終需要の控除項目として計上す る。
- ② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、 揮発油税、自動車重量税等が、地方税で は地方たばこ税、固定資産税等が税外負 担では、印紙収入等が間接税に相当する。
- ③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に 課されるだけでなく家屋や住宅用地に も課されるが、これらに課税される固定 資産税については、全額を間接税として 扱う。

すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て市場生産者によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「5531-01 住宅賃貸料(帰属家賃)」という列部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することにしているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

④ 自動車関係の税は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の残り2分の1を、生産者負担分として間接税に含める。

(平成23年表からの変更点)

政府手数料のうち、平成23年表において本部門に含まれていた市場生産者の支払分(電波利用料収入、許可料収入等)を「6111-01、-011 公務(中央)★★」「6112-01、-011 公務(地方)★★」の財・サービスの販売に、また、地方法人特別税を「9211-000 営業余剰」に統合。

(注意点)① 特別地方消費税は平成12年3月31日 付で廃止されたが、その後納等分が存在 している。これらについては、平成17 年及び平成23年表と同様に、遊興、飲食、 宿泊等の費用は税額込みで最終消費支 出に含め、旅館・飲食店業等では税額込 みの売上高を計上し、特別地方消費税は 全額を列部門の負担する間接税とする。

② 平成23年表において、平成17年表の 「9404-000 間接税 (除関税・輸入品商 品税)」を「9411-000 間接税 (関税・輸 入品商品税を除く。)」にコード及び名称 変更。

列コード	行コード	部門名称
	9511-000	(控除)経常補助金

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 経常補助金は、一般的に、①非市場生産者(一般政府)★★から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。また、非市場生産者(一般政府)★★内の支払や非市場生産者(対家計民間非営利団体)★に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。

- (注意点)① 平成23年表において、平成17年表の コード「9405-000」を「9511-000」に変 更。
 - ② 平成23年表において、本部門の定義・ 範囲を国民経済計算上での取扱いと同 様の記載にした。

〔参考1〕 部門名の五十音順一覧

(1) 基本分類

914 F	行コード	部 門 名
	11 J – L	<u>部門名</u> [あ]
	2041-014	アクリロニトリル
2029-02		ケッケロードッパ 圧縮ガス・液化ガス
	2729-021	アルミ圧延製品
2729-02		
2711-03		アルミニウム(再生を含む。)
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス
0151 01	0151 011	[い]
0151-01	0151-011	
1632-02	1632-021	
	2511-011	板ガラス
2511-01		板ガラス・安全ガラス
5911-02	5911-021	移動電気通信
	0111-012	稲わら
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品
0112-01		いも類
2071-01	2071-011	医薬品
6411-03	6411-031	医療 (歯科診療)
6411-05	6411-051	医療 (その他の医療サービス)
6411-04	6411-041	医療 (調剤)
6411-02	6411-021	医療 (入院外診療)
6411-01		医療 (入院診療)
3114-01		医療用機械器具
1911-01		印刷・製版・製本
		印刷・製本・紙工機械
2083-02		印刷インキ
6721-01	6721-011	
5941-01		インターネット附随サービス
0041 01		インター不ット的随りーとス 飲用牛乳
0115-02	1111-021	飲料用作物
0115-02	0115 000	
	0115-029	その他の飲料用作物 こう]
1191_09	1191_091	ウイスキー類
3911-02	3911-021	
2913-01	2913-011	
6741 01	6741 011	[え]
6741-01	6741-011	
E0E1 01	9211-000	営業余剰
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)
	2111-015	A重油
0011 00		液化石油ガス
3211-03		液晶パネル
	2021-013	
	2031-011	
	120/11-015	エチレングリコール
		沿海·内水面貨物輸送
5742-01	5742-012	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送
5742-01	5742-012 5742-011	沿海·内水面貨物輸送 沿海·内水面輸送 沿海·内水面旅客輸送
5742-01	5742-012 5742-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂
5742-01	5742-012 5742-011 2051-025	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お]
	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦
1512-09	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物
1512-09 1521-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服
1512-09	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売
1512-09 1521-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売
1512-09 1521-01 5111-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 飼助 (か) カーボンブラック 会員制企業団体
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス)
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。)
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。) 回転電気機械
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。) 回転電気機械 開閉制御装置・配電盤
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。) 回転電気機械 開閉制御装置・配電盤 界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。) 回転電気機械 開閉制装置・配電盤 界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。) 海面漁業
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス) 介護(施設サービス) 介酸機械 関閉制御装置・配電盤 界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。) 海面漁業 海面養殖業
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 大麦の他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企設サービス) 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。) 回転間人施設サービスを除く。) 回転間制御装置・配電盤 関角面活業 海面養殖業 外洋輸送
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス) 介護(施設サービス) 介酸機械 関閉制御装置・配電盤 界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。) 海面漁業 海面養殖業
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02 5741-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021 5741-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 大麦の他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企設サービス) 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。) 回転間人施設サービスを除く。) 回転間制御装置・配電盤 関角面活業 海面養殖業 外洋輸送
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02 5741-01 3015-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021 5741-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 大麦の他の織物 織物製衣服 飼売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス) 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。) 回転電気機械 開閉面活性業 (石けん・合成洗剤を除く。) 海面面養殖業 外洋輸送 化学機械
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02 5741-01 3015-01	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021 5741-011 3015-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製 衣服 飼売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。) 回転電気機械 開閉活性剤(石けん・合成洗剤を除く。) 海面漁業 海面漁業 海海面漁業 条件準輸送 化学機械 その他の化学最終製品
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02 5741-01 3015-01 2089-09	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021 5741-011 3015-011	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企業サービス) 介護(施設サービス) 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。) 回転電気機械 開閉制御装置・配電盤 界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。) 海面漁業 海面養殖業 外洋輸送 化学機械 その他の化学最終製品 他に分類されない化学最終製品
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02 5741-01 3015-01 2089-09	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021 5741-011 3015-011 2089-099	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制企業団体 介護(施設サービス) 介護(施設サービスを除く。) 回転電気機械 開閉制御装置・配電盤 界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。) 海面漁業 海面養殖業 外洋機械 その他の化学最終製品 他に分類されない化学最終製品 化学繊維
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-03 0171-01 0171-02 5741-01 3015-01 2089-09 2061-01 2011-01 0116-03	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021 5741-011 3015-011 2089-099 2011-011 0116-031	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カーボンブラック 会員制(施設サービス) 介護電気機械 開開活性剤(施設サービスを除く。) 回転電制御装置・配電盤 界面活機業 界面活業業 海面養殖業 外洋輸送 化ピーの他の化学最終製品 他に分類されない化学最終製品 化学殿料 花き・花木類
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02 5741-01 3015-01 2089-09 2061-01 2011-01 0116-03 1621-09	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021 5741-011 3015-011 2089-099 2011-011 0116-031 1621-099	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 その他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カー員制企業団体 介護(動震) 大き の一員制企設サービスを除く。) 回転電制のでは、 施設機械 関面流機械 関面流機 素面養殖業 外洋輸送 化一学機械 その他の化と対ない化学最終製品 他に分類維 化化学版維 化化学版維 化化学。 をいている。)
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02 5741-01 3015-01 2089-09 2061-01 2011-01 0116-03 1621-09 6799-04	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021 5741-011 3015-011 2089-099 2011-011 0116-031 1621-099 6799-041	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面輸送 地化ビニル樹脂 [お] 大麦 大麦の他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カー員制企業では、 カー員制企業では、 大変を 大変では、 大変でな 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02 5741-01 3015-01 2089-09 2061-01 2011-01 0116-03 1621-09 6799-04 2729-04	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021 5741-011 3015-011 2089-099 2011-011 0116-031 1621-099	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面輸送 塩化ビニル樹脂 [お] 大麦 大麦の他の織物 織物製衣服 飼売 [か] カー貫能を動力のである。) 一型型型体のでは、 一型型型体のでは、 一型型型体のでは、 一型型型体のでは、 一型型型体のでは、 一型型型体のでは、 一型型型体のでは、 一型型型体のでは、 の一型型性をできない。) 回転制制工作業 等の他の化学最終製品 他化学機械をのの分類維 化化学制をいい化学最終製品 他化学制をいい化学最終製品 他化学影・他の家具・装備品 各種修料 を修く。)
1512-09 1521-01 5111-01 6599-01 6441-01 6441-02 3311-01 3311-03 0171-01 0171-02 5741-01 3015-01 2089-09 2061-01 2011-01 0116-03 1621-09 6799-04	5742-012 5742-011 2051-025 0111-022 1512-099 1521-011 5111-011 2029-012 6599-011 6441-011 6441-021 3311-031 2081-013 0171-011 0171-021 5741-011 3015-011 2089-099 2011-011 0116-031 1621-099 6799-041	沿海・内水面貨物輸送 沿海・内水面輸送 沿海・内水面輸送 地化ビニル樹脂 [お] 大麦 大麦の他の織物 織物製衣服 卸売 [か] カー員制企業では、 カー員制企業では、 大変を 大変では、 大変でな 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、

Til - 10	را الـــــــــــــــــــــــــــــــــــ	
列コート	行コード 1116-043	部 門 名
6612-01		貸自動車業
0114-01	0114-011	
1114-03	1114-031	
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房・調理装置
	2021-012	か性ソーダ
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業
2049-02	2049-021	可塑剤
0040 00		ガソリン
3919-03	3919-031 6311-031	楽器 学校給食(国公立)★★
6311-03 6311-04	6311-031	学校給食(私立)★★
6311-01	6311-011	
6311-02	6311-021	学校教育(私立)★
3019-01	3019-011	
	2312-012	かばん・袋物・その他の革製品
		カプロラクタム
1649-01		紙製衛生材料・用品
1641-09	1641-099	その他の紙製容器
9013-01		貨物運賃(沿海内水面)
9014-00 9013-02		貨物運賃(航空) 貨物運賃(港湾運送)
9013-02		貨物運賃(倉庫)
9011-00		貨物運賃(鉄道)
9012-00		貨物運賃(道路)
9015-00		貨物運賃 (利用運送)
5761-01		貨物利用運送
1	2511-091	ガラス製加工素材
2511-09	0511 000	その他のガラス製品
2511_02		他に分類されないガラス製品 ガラス繊維・同製品
2511-02 2311-01	2311-021	
3911-01	3911-011	
6799-02		冠婚葬祭業
	2041-029	その他の環式中間物
2041-02		環式中間物・合成染料・有機顔料
	0112-011	かんしょ
8511-00	0.444 000	(控除) 関税
	9411-000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。) 「き」
3016-03	3016-031	
6632-10	6632-101	機械修理
6322-01		企業内研究開発
4540.00	2031-023	
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。) 牛肉
		その他の給与及び手当
6312-04	6312-041	
6312-03		その他の教育訓練機関(国公立)★★
		強化プラスチック製品
3299-01		記録メディア
3016-02		金属加工機械
3016-01		金属工作機械
1621-02 2899-09	1021-021	金属製家具その他の金属製品
2099-09	2899-099	での他の金属製品 他に分類されない金属製品
2899-02		
	2000 021	金属製容器・製缶板金製品
	2899-092	金属製谷器・製団板金製品 金属線製品
	2899-092	
5311-01	2899-092	金属線製品 金属プレス製品 金融
	2899-092 2899-091	金属線製品 金属プレス製品 金融 [け]
5311-01	2899-092 2899-091 9511-000	金属線製品 金属プレス製品 金融 [1/1] (控除) 経常補助金
5311-01 3113-01	2899-092 2899-091 9511-000 3113-011	金属線製品 金属プレス製品 金融 [け] (控除)経常補助金 計測機器
5311-01	2899-092 2899-091 9511-000 3113-011	金属線製品 金属プレス製品 金融 [け] (控除)経常補助金 計測機器 携帯電話機
3113-01 3411-02	2899-092 2899-091 9511-000 3113-011 3411-021	金属線製品 金属プレス製品 金融 [け] (控除)経常補助金 計測機器 携帯電話機 警備業
3113-01 3113-01 3411-02 6699-05 0121-04	2899-091 2899-091 9511-000 3113-011 3411-021 6699-051 2111-014 0121-041	金属線製品 金属プレス製品 金融 [け] (控除)経常補助金 計測機器 携帯電話機 警備業 軽油 鶏卵
3113-01 3411-02 6699-05 0121-04 6741-03	2899-092 2899-091 9511-000 3113-011 3411-021 6699-051 2111-014 0121-041 6741-031	金属線製品 金属プレス製品 金融 【け】 (控除)経常補助金 計測機器 携帯電話機 警備業 軽油 鶏卵 競輪・競馬等の競走場・競技団
3113-01 3411-02 6699-05 0121-04 6741-03 2082-01	2899-092 2899-091 9511-000 3113-011 3411-021 6699-051 2111-014 0121-041 6741-031 2082-011	金属線製品 金属プレス製品 金融 【け】 (控除)経常補助金 計測機器 携帯電話機 警備業 軽油 鶏卵 競輪・競馬等の競走場・競技団 化粧品・歯磨
3113-01 3411-02 6699-05 0121-04 6741-03	2899-092 2899-091 9511-000 3113-011 3411-021 6699-051 2111-014 0121-041 6741-031 2082-011 4711-031	金属線製品 金属プレス製品 金融 [け] (控除)経常補助金 計測機器 携帯電話機 警備業 軽油 鶏卵 競輪・競馬等の競走場・競技団 化粧品・歯磨 下水道★★
3113-01 3411-02 6699-05 0121-04 6741-03 2082-01 4711-03	2899-092 2899-091 9511-000 3113-011 3411-021 6699-051 2111-014 0121-041 6741-031 2082-011 4711-031	金属線製品 金属プレス製品 金融 [け] (控除)経常補助金 計測機器 携帯電話機 警備業 軽調卵 競輪・競馬等の競走場・競技団 化粧品・歯磨 下水道★★ 原塩
3113-01 3411-02 6699-05 0121-04 6741-03 2082-01	2899-092 2899-091 9511-000 3113-011 3411-021 6699-051 2111-014 0121-041 6741-031 2082-011 4711-031 2029-031	金属線製品 金属プレス製品 金融 [け] (控除)経常補助金 計測機器 携帯電話機 警備業 軽調 鶏卵 競輪・競馬等の競走場・競技団 化粧品・黄磨 下水道★★ 原塩 原材料在庫純増
3113-01 3411-02 6699-05 0121-04 6741-03 2082-01 4711-03	2899-092 2899-091 9511-000 3113-011 3411-021 6699-051 2111-014 0121-041 6741-031 2082-011 4711-031 2029-031	金属線製品 金属プレス製品 金融 [け] (控除)経常補助金 計測機器 携帯電話機 警備業 軽調卵 競輪・競馬等の競走場・競技団 化粧品・歯磨 下水道★★ 原塩
5311-01 3113-01 3411-02 6699-05 0121-04 6741-03 2082-01 4711-03 7611-04	2899-092 2899-091 9511-000 3113-011 3411-021 6699-051 2111-014 0121-041 6741-031 2082-011 4711-031 2029-031	金属線製品 金属プレス製品 金融 [け] (控除)経常補助金 計測機器 整備業 軽油 鶏卵 競輪・競馬等の競走場・競技団 化粧品・★★ 原塩 原材料在庫純増 建設機械器具賃貸業 建設・鉱山機械

Fil	行っ. い	ŻΠ BB Ø
列コート 2811-01	行コード	部 門 名
2811-01		建設用金属製品
0501 00		建設用陶磁器
2591-09		その他の建設用土石製品
0010 01		建設用木製品
2812-01		建築用金属製品
2911-03	2911-031	
2599-02		研磨材
	0611-012	* **
0115 01	0115 011	
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ
2622-01	00=4 004	鋼管 Table 14 the second
2051-03		高機能性樹脂
6741-02		興行場(映画館を除く。)・興行団
5921-01		公共放送
4711-02	4711-021	
		工業用陶磁器
		工業用プラスチック製品
3592-01		航空機
3592-10		航空機修理
		航空機使用事業
5789-06		航空施設管理
5789-05		航空施設管理(公営)★★
5789-07	5789-071	航空附帯サービス
5751-01		航空輸送
6621-01		広告
		交際費
		合成オクタノール・ブタノール
2042-01	2042-011	
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂
	2041-023	合成石炭酸
		合成繊維
	2041-021	合成染料・有機顔料
3541-01	3541-011	鋼船
	5311-013	公的金融(手数料)
	5311-011	公的金融(FISIM)
1611-02	1611-021	合板・集成材
0629-09		その他の鉱物
	0629-099	他に分類されない鉱物
6112-01	6112-011	公務(地方)★★
6111-01	6111-011	公務(中央)★★
5112-01	5112-011	小売
5743-01	5743-011	港湾運送
	2121-011	
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)
		国際航空輸送
	5751-013	国内航空貨物輸送
		国内航空旅客輸送
7800-00		国内最終需要計
7900-00		国内需要合計
9700-00		国内生産額
	9700-000	国内生産額
7411-00		国内総固定資本形成(公的)
7511-00		国内総固定資本形成(民間)
	1631-021P	
6799-03		個人教授業
5911-01		固定電気通信
		小麦
		小麦粉
	2229-091	ゴム製・プラスチック製履物
2229-09		その他のゴム製品
	2229-099	他に分類されないゴム製品
0111-01	2220 000	米
VIII VI	0111-011	**
6741-09		その他の娯楽
0141 00		娯楽用機器
5781-01	5781-011	
0101 VI	10101 011	[¿]
3112-01		サービス用・娯楽用機器
0112 VI	3112-019	その他のサービス用機器
8200-00	3112-019	最終需要計
8800-00	2021_011	最終需要部門計 再生資源回収・加工処理
3921-01		
0621-02		砕石
1	2041-012	日十日次
	2011 010	酢酸ビニルモノマー

別コード	行コード	部 門 名
21a 1	0115-091	
1116 01	0113 091	砂糖
1116-01		
		その他の砂糖・副産物
0115-01		砂糖原料作物
	2029-011	酸化チタン
	3599-091	産業用運搬車両
	6611-011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業
3311-09		その他の産業用電気機器
0011 03	0011 000	[し]
	0111 010	
1110 00		ジェット燃料油
1112-02	1112-021	塩・干・くん製品
2029-03		塩
		塩
4611-03	4611-031	自家発電
5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)
5731-01P	5731-011P	自家輸送 (旅客自動車)
4611-01		事業用火力発電
	4611-001	事業用電力
4611-02	1011 001	事業用発電(火力発電を除く。)
	C221 OF1	
l l		自然科学研究機関
6321-01		自然科学研究機関(国公立)★★
		自然科学研究機関(非営利)★
3599-01	3599-011	自転車
6631-10	6631-101	自動車整備
3531-02	3531-021	自動車部品
		自動車用内燃機関
		自動販売機
2041-01	J116 VII	脂肪族中間物
2041 01	0041 010	
	2041-019	
		資本減耗引当
		資本減耗引当 (社会資本等減耗分)
3111-09	3111-099	その他の事務用機械
	6611-014	事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業
6811-00P	6811-000P	事務用品
6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★
		社会教育(非営利)★
6431-04		社会福祉
		社会福祉(国公立)★★
6431-03		社会福祉(非営利)★
6431-01		社会保険事業★★
		社会保険料 (雇用主負担)
2089-02	2089-021	写真感光材料
6799-01	6799-011	写真業
0621-01	0621-011	砂利・採石
0131-01	0131-011	獣医業
3211-02	3211-021	集積回路
		住宅建築 (非木造)
l l		住宅建築(木造)
5521-01		住宅賃貸料
5531-01		住宅賃貸料 (帰属家賃) じゅうたん・床敷物
1529-02		
6711-01	6711-011	
1		宿泊・日当
5951-03	5951-031	
0116-02	0116-021	種苗
8300-00		需要合計
1121-09	1121-099	その他の酒類
	2031-022	純トルエン
	2031-021	純ベンゼン
8911-00		商業マージン (卸売)
8912-00		商業マージン(小売)
	4711-011	上水道・簡易水道
3919-06		情報記録物
5931-01	3313 001	情報サービス
0001 -01	5931-012	情報処理・提供サービス
0511 01		
3511-01	3511-011	乗用車
1111-01		食肉
		その他の食肉
	2089-091	触媒
	3014-011	食品機械・同装置
	1116-044	植物原油かす
	1116-041	
0115-09		その他の食用耕種作物
1 00	0115-099	他に分類されない食用耕種作物
1119-09		その他の食料品
1110 00	000	C 1/2 2/4 PH

別っ一ド	行コード	部 門 名
1131-01	1131-011	
0116-01	0116-011	
1529-01	1529-011	
3019-02		真空装置・真空機器
2729-01	2729-011	
5951-02	5951-021	新聞
	6621-012	新聞・雑誌・その他の広告
6321-02	6321-061	人文・社会科学研究機関
6321-06	6321-021	人文・社会科学研究機関(国公立) ★★
6321-04		人文・社会科学研究機関(非営利)★
3919-01	3919-011	身辺細貨品
FF00 00	EE00 001	[#]
5789-03		水運施設管理 水運施設管理(国公営)★★
5789-02 5789-04		水運附帯サービス
1112-09		その他の水産食料品
1112-03		水産びん・かん詰
1112 00		スチレンモノマー
		スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
6741-04		スポーツ施設提供業・公園・遊園地
	1	[t]
	2312-011	製革・毛皮
3014-01		生活関連産業用機械
1113-01		精穀
		その他の精穀
1611-01	1611-011	製材
7611-01		生産者製品在庫純増
3019-09		その他の生産用機械
1121-01		清酒
		精製糖 ファルカンカー 大地 サリ
3919-09		その他の製造工業製品
1190-09		生乳 制光
1129-03 1113-02	1129-031	製氷製粉
1113-02	1119_090	その他の製粉
		精米
5312-01	5312-011	
1129-02		清涼飲料
1123 02		石炭
0611-01	0011 011	石炭・原油・天然ガス
2121-01		石炭製品
	2121-019	その他の石炭製品
2031-01		石油化学基礎製品
	2031-019	その他の石油化学基礎製品
2031-02		石油化学系芳香族製品
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品
2111-01		石油製品
		その他の石油製品
	0629-091	
		石けん・合成洗剤
2521-01	2521-011	
2521-03		セメント製品
2089-01		ゼラチン・接着剤
3013-01 1529-09	3013-011	繊維機械 その他の繊維既製品
1978-08	1529-099	たの他の繊維炭製品 他に分類されない繊維既製品
1519-09	1029-099	他に分類されない繊維成製品
1919-09	1519-090	他に分類されない繊維工業製品
		職権製衛生材料
1514-01		染色整理
6731-09		その他の洗濯・理容・美容・浴場業
6731-01		洗濯業
2611-01	2611-011	
3541-02		その他の船舶
3541-10	3541-101	船舶修理
		[そ]
5771-01	5771-011	倉庫
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当
2021-01		ソーダ工業製品
		その他のソーダ工業製品
		ソーダ灰
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)
		to the classical state of the classical state
2611-03 0152-01		粗鋼(転炉)素材

	列コード 行コード 部 門 名			
列コード	行コード	部 門 名		
	9600-000	粗付加価値部門計		
	5931-011	ソフトウェア業		
5312-02	5312-021	損害保険		
0012 02	0012 021	[<i>t</i> -]		
2911-02	2911-021	タービン		
	2911-021			
7212-00		対家計民間非営利団体消費支出		
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)★		
2591-01	2591-011	耐火物		
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス		
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス		
	0112-021	大豆		
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ		
3919-05		畳・わら加工品		
		建物サービス		
6699-04				
1141-01		たばこ		
		鍛鋼		
	2631-032	鍛工品 (鉄)		
2599 - 01	2599-011	炭素・黒鉛製品		
1633-01	1633-011	段ボール		
1641-01	1641-011	段ボール箱		
	011	[5]		
0121-09	0121_000	その他の畜産		
1111-09	1111-099	その他の畜産食料品		
7311-04		地方政府個別的消費支出		
7321-04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		
7311-02		地方政府集合的消費支出		
7321-02		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		
1129-01	1129-011	茶・コーヒー		
7311-03		中央政府個別的消費支出		
7321-03		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		
7311-01		中央政府集合的消費支出		
7321-01				
1321-01	0001 010	中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		
		铸鋼		
	3015-021	鋳造装置		
3015-02		鋳造装置・プラスチック加工機械		
2631-01		鋳鍛鋼		
2631-02	2631-021	鋳鉄管		
	2631-031	鋳鉄品		
2631-03		鋳鉄品・鍛工品(鉄)		
1116-05	1116-051	調味料		
1110 00	9111-000	賃金・俸給		
	3111 000	[つ]		
	1519-091	綱・網		
	1010 001			
	0010 0110	[て]		
	2612-011P	~ 0.13		
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業		
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品		
	0629-011	鉄鉱石		
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送		
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設		
3591-01		鉄道車両		
3591-10		鉄道車両修理		
5711-01		鉄道旅客輸送		
0111 01	6621-011			
0.416 .05		テレフタル酸(高純度)		
3412-02	3412-021	電気音響機器		
3399-09		その他の電気機械器具		
3332-01	3332-011	電気計測器		
3399-02	3399-021	電気照明器具		
3411-09	3411-099	その他の電気通信機器		
4191-03	4191-031	電気通信施設建設		
5911-03	5911-031	電気通信に附帯するサービス		
3399-01	3399-011	電球類		
3331-01	3331-011	電子応用装置		
3299-02	3299-021	電子回路		
0200 02				
0.401	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業		
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置		
3421-02	3421-021	電子計算機本体 (パソコンを除く。)		
3299-09	3299-099	その他の電子部品		
2721-01	2721-011	電線・ケーブル		
3399-03	3399-031	電池		
10000	- 555 551			
	3311-019	雷動機		
		電動機		
1116-02	3311-012 0611-013 1116-021	電動機 天然ガス でん粉		

別コード	行コード	部 門 名
4191-02		電力施設建設
		[٤]
2711-01	2711-011	銅
2531-01		陶磁器
1116-04		動植物油脂
	1116-042	
		灯油
		動力伝導装置
5722-01		道路貨物輸送(自家輸送を除く。)
4131-01		道路関係公共事業
5789-01		道路輸送施設提供
		特殊鋼鋼管
		特殊鋼熱間圧延鋼材
0153-01		特殊鋼冷間仕上鋼材特用林産物(狩猟業を含む。)
3919-02	3919-021	
1633-02		**** 塗工紙・建設用加工紙
4621-01	4621-011	
1021 01		と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)
4191-09		その他の土木建設
6699-02		土木建築サービス
3521-01		トラック・バス・その他の自動車
		鶏肉
2083-01		塗料
		[ta]
0172-01		内水面漁業
	0172-001	内水面漁業・養殖業
0172-02		内水面養殖業
7000-00		内生部門計
3311-05		内燃機関電装品
	2111-017	
		生ゴム(輸入)
2521-02		生コンクリート
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)
2312-01		なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)
	2011 212	[[5]
0101 05	2041-013 0121-051	
0121-05 0121-02	0121-051	肉鶏
1513-01		 ニット生地
1521-02		ニット製衣服
1021 02		日用陶磁器
	1111-022	乳製品
3522-01	3522-011	二輪自動車
		[ね]
2051-02		熱可塑性樹脂
2621-01		熱間圧延鋼材
4622-01	4622-011	
2051-01		熱硬化性樹脂
1112-04	1112-041	ねり製品
0191 00	0101 001	[の] 曲 巻 井 、
0131-02		農業サービス(獣医業を除く。)
3011-01		農業用機械
1115-01 2084-01		農産保存食料品農薬
4131-03	4131-031	
1101 00	1101 001	
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ
		配管工事附属品
2899-03]	配管工事附属品・粉末や金製品・道具類
4811-02	4811-021	廃棄物処理
4811-01		廃棄物処理(公営)★★
3311-04	3311-041	
5721-02		ハイヤー・タクシー
3541-03		舶用内燃機関
5721-01		バス
	0116-091	
	3311-011	
		刃物・道具類
1631-01		パルプ
1649-09		その他のパルプ・紙・紙加工品
1019 03		パルプ装置・製紙機械
		ばれいしよ
7611-02	V114 V14	半製品・仕掛品在庫純増
1011 02	1	4X PB L373 BB LL744-WE/E

列コード	行コード	部 門 名
		半導体製造装置
3211-01		半導体素子
2919-09	0211 011	その他のはん用機械
2313 03	2010-000	他に分類されないはん用機械
1114 00		
1114-02	1114-021	
		[v]
		B重油・C重油
1121-02	1121-021	
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)
4112-01	4112-011	非住宅建築 (木造)
0116-09		その他の非食用耕種作物
	0116-099	他に分類されない非食用耕種作物
3919-04	3919-041	筆記具・文具
3412-01	3412-011	ビデオ機器・デジタルカメラ
	2712-011P	非鉄金属屑
		非鉄金属鉱物
2711-09		その他の非鉄金属地金
		その他の非鉄金属製品
		非鉄金属素形材
	6731-031	
0731-03	0731-031	
0611 00	0611 001	[ふ]
2611-02		フェロアロイ
3116-01	3116-011	
3111-01	3111-011	
0101		福利厚生費
0121-03	0121-031	
	1111-012	
		普通鋼形鋼
		普通鋼鋼管
		普通鋼鋼帯
		普通鋼鋼板
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材
6611-01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業
5511-02	5511-021	不動産賃貸業
1116-03		ぶどう糖・水あめ・異性化糖
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	3015-022	プラスチック加工機械
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
2211-01		プラスチック製品
	2211-019	その他のプラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
3211-04	3211-041	フラットパネル・電子管
	2031-012	プロピレン
	2899-032	粉末や金製品
6911-00	6911-000	分類不明
		[^]
2919-01	2919-011	ベアリング
3311-02	3311-021	変圧器・変成器
		[ほ]
6431-05	6431-051	保育所
2911-01	2911-011	ボイラ
1511-01	1511-011	紡績糸
	3014-015	包装・荷造機械
6699-01		法務・財務・会計サービス
6421-02		保健衛生
6421-01		保健衛生(国公立)★★
2121-02		舗装材料
2121 02		ポリエチレン (高密度)
		ポリエチレン(低密度)
		ポリスチレン(仏智及)
0000 -:		ポリプロピレン
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機
		[ま]
0112-02		豆類
	0112-029	その他の豆類
	1	[A]
	5311-014	民間金融 (手数料)

加っ一ド	行コード	部 門 名
9112 - F		
E001 00		民間金融(FISIM)
5921-02		民間放送
3321-01		民生用エアコンディショナ
3321-02	3321-021	民生用電気機器 (エアコンを除く。)
		[む]
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品
2029-01		無機顔料
	2029-019	その他の無機顔料
0111-02		麦類
3411-03	3411-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)
0111 00	0111 001	
2049-01	2049-011	メタン誘導品
2623-02		めっき鋼材
2023-02		
		綿花(輸入)
1114-01	1114-011	めん類
	1	[も]
		木材加工機械
1611-03	1611-031	木材チップ
1621-01	1621-011	木製家具
1621-03	1621-031	木製建具
1619-09	1	その他の木製品
	1619-099	他に分類されない木製品
6721-02		持ち帰り・配達飲食サービス
5.21 02	J. JI V21	N 5/h 9 L/L
	0113-001	野菜
0113-02	0110 001	野菜 (施設)
0113-02		野菜(露地)
3110 UI	1	<u> </u>
2049-09	2049-000	その他の有機化学工業製品
1131-02		有機質肥料 (別掲を除く。)
6741-05		遊戯場
3411-01		有線電気通信機器
5921-03		有線放送
5791-01	5791-011	郵便・信書便
	2081-011	油脂加工製品
2081-01		油脂加工製品・界面活性剤
8012-00		輸出(直接購入)
8011-02		輸出(特殊貿易)
8011-01		輸出(普通貿易)
8100-00		輸出計
3599-09		その他の輸送機械
0000 00	3599-099	他に分類されない輸送機械
8412-00	3399 099	(控除)輸入(直接購入)
8411-02	1	(控除)輸入(特殊貿易)
8411-01	1	(控除)輸入(普通貿易)
8700-00		(控除) 輸入計
8611-00		(控除)輸入品商品税
	T	[‡]
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品
	0629-092	窯業原料鉱物 (石灰石を除く。)
1632-01	1632-011	洋紙・和紙
6731-04	6731-041	浴場業
		[6]
0121-01		酪農
	0121-019	その他の酪農生産物
1111-02	1	酪農品
3411-04	3411-041	ラジオ・テレビ受信機
	011	[9]
7611-03		流通在庫純増
6731-02	6731-021	理容業
5789-09	5789-099	性谷未 旅行・その他の運輸附帯サービス
60.6016	0100 099	旅行・その他の運輸的帯りーとス [れ]
2623-01		冷間仕上鋼材
	2014 011	
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置
1112-01	1112-011	冷凍魚介類
1119-01	1119-011	冷凍調理食品
	2061-011	レーヨン・アセテート
1119-02	1119-021	レトルト食品
		[3]
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス
3019-03	3019-031	ロボット

列コード	行コード		部	門	名		
		[オ:)]				
1512-01	1512-011	綿・スフ織物	(合繊維	豆繊維網	哉物を	含む。)

(注) 部門名が「その他の・・・」、「他に分類されない・・・」及び「(控除)・・・」 であるものについては、それぞれ「その他の」、「他に分類されない」、「(控除)」以下に続く名称で配列した。

(2) 統合小分類(187部門)

(2)	統合小分類(187部門)
コード	部 門 名
	[\big
0151 1522	育林 ころの 中の 古田・中の 日 1 日
0112	その他の衣服・身の回り品 いも・豆類
2071	医薬品
6411	医療
3114	医療用機械器具
1911	印刷·製版·製本
6721	飲食サービス
5941	インターネット附随サービス
1129	その他の飲料
2012	[ð]
2913 5789	運搬機械 その他の運輸附帯サービス
3103	[え]
3412	映像·音響機器
5951	映像·音声·文字情報制作
5742	沿海•内水面輸送
	[お]
1512	織物
1521 5111	織物製・ニット製衣服
3111	卸売 [か]
6441	介護
6599	他に分類されない会員制団体
0171	海面漁業
5741	外洋輸送
2089	その他の化学最終製品
2061	化学繊維
2011	化学肥料
1621 6321	家具·装備品 学術研究機関
1633	加工紙
6612	貸自動車業
0114	果実
2891	ガス・石油機器・暖房・調理装置
6311	学校教育
1632	紙·板紙
1649	その他の紙加工品
1641 5761	紙製容器 貨物利用運送
2511	ガラス・ガラス製品
2311	革製履物
3911	がん具・運動用品
	[き]
	機械修理
6322	企業内研究開発
3015 3016	基礎素材産業用機械 金属加工機械
2899	・ その他の金属製品
5311	金融
	[17]
3113	計測機器
2082	化粧品·歯磨
3012	建設・鉱山機械
4121	建設補修建設用金属制品
2811 2591	建設用金属製品建設用土石製品
2812	建築用金属製品
	[2]
3115	光学機械・レンズ
2622	鋼管
4131	公共事業
3592	航空機·同修理 航空輸送
5751 6621	加
2042	合成ゴム
2051	合成樹脂
0629	その他の鉱物
6112	公務(地方)
6111	公務(中央)
5112	小売
5743	港湾運送
0111 2229	穀類 その他のゴム製品
6741	娯楽サービス
0711	N 10 10 10 10 10 10 10 1

コード	部門名
5781	こん包 [さ]
3112	サービス用・娯楽用機器
3921	再生資源回収・加工処理
1116 3311	砂糖·油脂·調味料類 産業用電気機器
0011	
5732 5731	自家輸送(貨物自動車) 自家輸送(旅客自動車)
6631	自動車整備
3531	自動車部品•同附属品
2041	脂肪族中間物・環式中間物・合成染料・有機顔料
3111 6811	事務用機械事務用品
6312	社会教育・その他の教育
6431	社会保険・社会福祉
0621 4111	砂利·砕石 住宅建築
5521	住宅賃貸料
5531	住宅賃貸料(帰属家賃)
6711	宿泊業
1121 5931	酒類 情報サービス
3511	乗用車
0115	その他の食用作物その他の食料品
1119 1131	同料・有機質肥料(別掲を除く。)
	[す]
1112 4711	水産食料品水道
4111	小坦 [せ]
3014	生活関連産業用機械
1113 3019	精穀・製粉 その他の生産用機械
3919	その他の製造工業製品
0611	石炭・原油・天然ガス
2121	石炭製品
2031 2111	石油化学系基礎製品 石油製品
2521	セメント・セメント製品
3013	繊維機械
1529 1519	その他の繊維既製品 その他の繊維工業製品
	染色整理
6731	洗濯・理容・美容・浴場業
2611 3541	銑鉄·粗鋼 船舶·同修理
	[₹]
5771 2021	倉庫 ソーダ工業製品
0152	素材
6799	[た] その他の対個人サービス
6699	その他の対事業所サービス
2221	タイヤ・チューブ
1141	<u> たばこ </u>
0121	· 音產
1111	畜産食料品
2631	鋳鍛造品(鉄) [つ]
5911	通信
3411	通信機器 [て]
2612	鉄屑
2699	その他の鉄鋼製品
5712 3591	鉄道貨物輸送 鉄道車両·同修理
5711	鉄道 早 问 * 问 * 吃 生
3399	その他の電気機械
3332	電気計測器電気内部署
3331 3421	電子応用装置電子計算機・同附属装置
3211	電子デバイス
3299	その他の電子部品
2721	電線・ケーブル

J. 10	部門名
コード 4611	部 門 名
1011	[と]
2531	陶磁器
5722	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)
5721	道路旅客輸送
0153	特用林産物
4621	都市ガス
4191	その他の土木建設
3521	トラック・バス・その他の自動車
2083	途料・印刷インキ
2000	[ta]
0172	内水面漁業
2312	なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)
	[(=]
1513	ニット生地
3522	二輪自動車
	[ね]
2621	熱間圧延鋼材
4622	熱供給業
	[ø]
0131	農業サービス
3011	農業用機械
1115	農産保存食料品
2084	農薬
	[は]
4811	廃棄物処理
1631	パルプ
3017	半導体製造装置
2919	その他のはん用機械
	[V]
4112	非住宅建築
0116	非食用作物
2712	非鉄金属屑
2729	その他の非鉄金属製品
2711	非鉄金属製錬·精製
0440	[š]
3116	武器
6611	物品賃貸業(貸自動車業を除く。)
5511	不動産仲介及び賃貸
2211	プラスチック製品
6911	分類不明 [ほ]
2911	ボイラ・原動機
1511	お績糸
5921	放送
5312	保険
6421	保健衛生
2912	ポンプ・圧縮機
4314	[み]
3321	民生用電気機器
5521	[む]
2029	その他の無機化学工業製品
2020	[b]
1114	めん・パン・菓子類
1111	[も]
1611	木材
1619	その他の木製品
	[4]
0113	野菜
	[ø]
2049	その他の有機化学工業製品
5791	郵便·信書便
2081	油脂加工製品·界面活性剤
3599	その他の輸送機械
	[よ]
2599	その他の窯業・土石製品
	[れ]
2623	冷延・めっき鋼材
2914	冷凍機·温湿調整装置

(3) 統合中分類(107部門)

(3) 紡	合中分類(107部門)
コード	部 門 名
150	[N]
152 207	衣服・その他の繊維既製品 医薬品
641	医療
191	印刷・製版・製本
672	飲食サービス
594	インターネット附随サービス
112	飲料
	[5]
578	運輸附帯サービス
595	[え] 映像・音声・文字情報制作
333	
659	他に分類されない会員制団体
644	介護
208	化学最終製品(医薬品を除く。)
206	化学繊維
201	化学肥料
162 462	家具・装備品 ガス・熱供給
164	紙加工品
576	貨物利用運送
251	ガラス・ガラス製品
	[き]
631	教育
311	業務用機械
017	漁業
289 531	その他の金属製品
991	金融・保険
632	研究
412	建設補修
281	建設用・建築用金属製品
411	建築
0.00	[C]
062 413	その他の鉱業 公共事業
575	航空輸送
662	広告
262	鋼材
011	耕種農業
205	合成樹脂
611	公務
222	ゴム製品 娯楽サービス
674	 換架リーに入 [さ]
392	再生資源回収・加工処理
331	産業用電気機器
	[L]
573	自家輸送
352	その他の自動車
663 353	自動車整備・機械修理 自動車部品・同附属品
681	事務用品
643	社会保険・社会福祉
552	住宅賃貸料
553	住宅賃貸料 (帰属家賃)
671	宿泊業
511	商業
593 351	情報サービス 乗用車
111	食料品
113	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)
	[†]
574	水運
471	水道
001	[t]
301	生産用機械 その他の製造工業製品
391 061	石炭・原油・天然ガス
212	石炭製品
203	石油化学系基礎製品

コード	部 門 名
211	石油製品
252	セメント・セメント製品
	1 1 2 1
151	繊維工業製品
673	洗濯・理容・美容・浴場業
261	銑鉄・粗鋼
354	船舶・同修理
	[7]
577	倉庫
311	
0.00	[<i>t</i>]
679	その他の対個人サービス
669	その他の対事業所サービス
114	たばこ
	[ち]
012	畜産
263	鋳鍛造品 (鉄)
200	[5]
FO1	T
591	通信 本体 文郷州中
341	通信・映像・音響機器
	[て]
269	その他の鉄鋼製品
571	鉄道輸送
339	その他の電気機械
333	電子応用装置・電気計測器
342	電子計算機・同附属装置
321	電子デバイス
461	電力
	[ك]
253	陶磁器
572	道路輸送(自家輸送を除く。)
419	その他の土木建設
	[な]
231	なめし革・革製品・毛皮
201	なめし事・事数品・七次 の
010	
013	農業サービス
329	その他の電子部品
	[は]
481	廃棄物処理
163	パルプ・紙・板紙・加工紙
291	はん用機械
	[v]
272	非鉄金属加工製品
271	非鉄金属製錬・精製
411	
001	[ふ]
661	物品賃貸サービス
551	不動産仲介及び賃貸
221	プラスチック製品
691	分類不明
	[ほ]
592	放送
642	保健衛生
044	
200	[み]
332	民生用電気機器
	[t]
202	無機化学工業製品
L	[も]
161	木材・木製品
	[ø]
204	有機化学工業製品(石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。)
579	郵便・信書便
359	その他の輸送機械・同修理
	[\$]
259	その他の窯業・土石製品
	[9]
015	林業

[参考2]

部門分類(統合大分類)と各種合計欄の対応関係

取引基本表の表章上、様々な合計欄を設けているが、その対象範囲は、それぞれ異なる。そこで、本表では、生産者価格評価表における部門分類(統合大分類)と各種合計欄 の対応関係を示す(表中の2桁の数値は、統合大分類の分類コードである。)。

	統合大分類			各種合計欄とその範囲	とその範囲		
01	農林漁業	70 内生部門計	79 国内需要合計	70 内生部門計	83 需要合計	70 内生部門計	97 国内生産額
	•						
	•						
69	分類不明						
71	家計外消費支出	78 国内最終需要計		82 最終需要計		88 最終需要部門計	
72	民間消費支出						
73	一般政府消費支出						
74	国内総固定資本形成(公的)						
75	国内総固定資本形成(民間)						
92	在庫純増						
80	輸出	18 輸出計	- 18				
84	(控除)輸入	87 (控除)輸入計	87 (控除)輸入計	87 (控除)輸入計	87 (控除)輸入計		
85	(控除)関税						
98	(控除)輸入品商品税						